２００６年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

（２００６年１０月１７日～２０日）

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療･福祉･介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、25年の歴史をもっています。

要請項目は、その時々の重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約800人、当局と議会関係者が合計約550人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療･福祉･介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

･第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。

･翌年には、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化･児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。

･1982年には、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。

･1983年には、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。

･これまでの主催団体は、社保協単独、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。

･事務局団体は、愛知県社会保障推進協議会、愛知県労働組合総連合、日本自治体労働組合総連合愛知県本部、新日本婦人の会愛知県本部の4団体が担当。

･2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療･福祉･介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。

･2006年の文書回答は、97%の自治体から寄せられ、未回答は豊田市と三好町の2自治体のみになりました。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要　望　事　項	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
介護保険の保険料独自減免	5%	14%	18%	45%	47%	54%	48%
介護保険の利用料独自減免	9%	15%	25%	34%	36%	35%	37%
☆住宅改修の受領委任払い	―	―	―	5%	6%	10%	29%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	2%	5%	13%	14%	17%	19%	24%
☆福祉給付金(老人一部負担金)の自動払い	0%	0%	3%	10%	31%	54%	65%
就学前又は6歳未満までの医療費無料制度	6%	15%	30%	48%	75%	87%	95%
妊婦検診の無料回数拡大	―	―	―	11%	14%	16%	21%
☆国保･高額療養費受領委任払い	9%	10%	10%	14%	18%	26%	33%
☆国保･出産育児一時金受領委任払い	6%	16%	61%	67%	67%	74%	81%
文書回答	13%	34%	50%	74%	79%	94%	97%

☆印:原則として市町村の支出増を伴わない要望事項

※各項目の実施割合は、自治体キャラバンで求めたアンケート(原則10月1日現在)の実施状況を基に作成しているが、各年の実施割合に翌年４月実施予定分を含む場合がある。

※基礎とした自治体数は、2002年までは88、2003～2004年は87、2005年は68、2006年は63である。

※「住宅改修の受領委任払い」と「妊婦検診の無料回数拡大」の2002年以前は要望前のため未集約

目　次

愛知自治体キャラバンの取り組み……1
要請項目に関する資料
1．介護保険料と保険段階区分一覧……7
2．介護保険料の低所得者減免単独実施市町村一覧（厚労省３原則比較表）……9
3．介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容……10
4．介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧……19
5．介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容……20
6．高額介護サービス費の自動払い実施状況……27
7．介護３施設の負担増による退所者数……28
8．軽度者の特殊寝台（介護ベッド）・車イスの給付状況……29
9．地域包括支援センターについて……31
10．困難事例への対応と措置対応件数……32
11．特別養護老人ホームの待機者数の推移……33
12．住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施……34
13．地域密着型サービスの実施状況及び計画……35
14．食事（配食・会食）サービスの実施状況、ゴミ出し援助の実施状況……39
15．介護手当の支給状況……44
16．住宅改修の独自助成制度……48
17．巡回バス・福祉バス実施状況……51
18．宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成実施状況……52
19．介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数……53
20．税制改正にともなう負担増の軽減対策……55
21．高齢者医療・福祉給付金の拡大状況……57
22．福祉給付金の自動払いの実施状況……60
23．老人保健受給者の現役並み所得者について……61
24．乳幼児医療費助成制度の拡大状況……63
25．妊婦健診の拡大状況……65
26．就学援助について……67
27．国保制度の改善について……69
28．国保被保険者・保険料（税）額・収納率などの市町村別一覧（2004 年度）……74
29．国保の保険料（税）減免実施状況（2005 年度）……76
30．国保資格証明書・短期保険証交付状況一覧、資格証明書の発行にあたって……81
31．国保の短期保険証の実態、国保の滞納者差押え状況……85
32．国保の医療費一部負担減免制度の実施状況……89
33．国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況……91
34．生活保護行政について……92
35．障害者施策について……94
36．精神障害者医療費助成制度の実施状況……98
37．基本健康診査・各種がん検診事業　実施状況一覧……102
38．意見書提出状況……108
要請行動に関する資料
1.請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い……110
2.陳情書……112
3.自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート……116
4.自治体キャラバンコース表……121
5.要請団体別参加人数一覧……123
6.アンケート・文書回答集約状況……125
7.愛知県との懇談の報告……127

2006年

愛知自治体キャラバンのまとめ

２００６年１２月／愛知自治体キャラバン実行委員会

自治体キャラバンの取り組み

1. 名　称

「介護・福祉・医療など社会保障の充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主　催

愛知自治体キャラバン実行委員会
≪事務局団体≫
愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

3. 日　程

2006年10月17日（火）～20日（金）
※西尾市、津島市、幸田町は当局側の関係で24日（火）に実施

4. 要請相手とコース日程

愛知県内62市町村を5コースで実施
（詳細：コース表は P.121～122 参照）

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部 一宮・稲沢	年金者組合 名古屋市職労 一宮社保協	名古屋市職労 民医連
第2	尾北・尾東 尾中 岩倉	自治労連 一宮社保協	自治労連 民医連
第3	知多・尾東	社保協	保険医協会
第4	西三河	愛労連 新婦人	愛労連
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労

※愛知県と名古屋市は別途懇談を実施。
（愛知県との懇談の報告は P.127～129 参照）

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況は P.123～124 参照。
（　）内は昨年参加者数

① 各コースの参加者総数は延べ合計880人（823人）の参加であった。そのうち共産党議員は88人（96人）が参加した。音羽町はアンケートのみ依頼。

② 自治体側の参加者は546人（548人）となった。首長2人、助役6人、21市町村で部長26人参加。他は主に、福祉・保健・医療の課長・次長など担当者が対応した。

③ 各団体の参加状況は、延べ参加数で多い順に並べると次の表の通り。

団　体　名	延べ人員
自治労連（名古屋市職労含む）	169（164）
年金者組合	161（112）
保険医協会	97（111）
新婦人	85（75）
愛労連（医労連・地域労連含む）	79（75）
愛商連	72（70）
民医連	60（81）

※（　）内は昨年参加者数

・昨年同様、年金者組合や地域労連はじめ新婦人、愛商連など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。
・東三河山間部は事務局団体と東三河労連が協力し取り組んだ。

6．事前学習懇談会の取り組み

事前学習会は、陳情事項の学習や地域の具体的要求の検討をするため各地域で開催を目標に取り組んだ。結果、昨年の14地域から今年は15地域で開催でき、190人（昨年131人）が参加した。

今後も開催地域を増やし、キャラバン行動以外でも学習会や宣伝行動など共同の取り組みが進められるようにしていきたい。

開催地域（開催地）	開催日	参加者・団体数
東三河（豊　橋）	10/13	18人・9団体
西三河（知　立）	10/ 4	7人・6団体
（豊　田）	10/13	6人・5団体
（西　尾）	10/11	15人・6団体
（岡　崎）	10/11	10人・6団体
知　多（半　田）	10/ 6	10人・5団体
（東　海）	10/ 5	12人・5団体
尾張東（瀬　戸）	9/17	17人・9団体
（豊　明）	10/ 3	7人・4団体
尾張中部（春日井）	10/ 7	21人・8団体
尾張北（江　南）	10/ 3	5人・3団体
（岩　倉）	10/ 5	11人・6団体
（犬　山）	9/19	14人・2団体
尾張西（一　宮）	10/ 4	9人・6団体
海部津島（津　島）	10/ 4	28人・4団体
合　　計	ー	15地域・190人

7．懇談の重点項目とアンケート・回答

① 1時間という限られた懇談時間の中で、有効に懇談できるように重点項目を決めた。また、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止による国民健康保険や介護保険料など雪だるま式の負担増。「改正」介護保険制度による05年10月から介護保険施設などの居住費や食費の全額自己負担、06年4月からの軽度の介護認定者からの介護用ベッドの取り上げや医療保険制度の改悪や障害者自立支援法など社会保障の連続改悪のなかで「住民の福祉の増進」を行財政の基本にすえた運営を堅持するよう求めた。

また、住民が安心して暮らしていける自治体の施策の充実、特に「改正」介護保険法実施にともなう負担増の独自減免や新たな介護予防実施にともなう市町村の責任ある対応や国民健康保険などの改善を求めた。

税制改悪にともなう負担増に対する軽減措置や生活保護行政や就学援助制度の拡充を新たな要請に加えるとともに、昨年と同様に、財源が厳しい中でも、市町村がその気になれば実現可能な住宅改修費の受領委任払い制度などとあわせ福祉給付金の自動払いなど10項目をかかげ、実施を求めたのが特徴である。

（懇談の重点項目は P.112 の陳情書を参照）。

② 陳情や要請項目についてのアンケート・文書回答や資料要請なども行い、アンケートはすべての市町村、文書回答は昨年の94％に対し、今回は97％の市町村から回答が寄せられた。（未回答は豊田市と三好町のみ）

③ 国と愛知県に対しての意見書採択状況は、P.108 参照。

8．要望項目に対する到達点

⑴　安心できる介護保障について

05年10月からの介護保険施設での居住費や食費の全額自己負担（所得による軽減あり）や06年4月から介護予防などが実施された。

この間の調査で①介護保険実施前と比べ低所得階層の介護サービスの利用抑制がすすんでいる、②介護３施設が入所者を選ぶ「選択」が起こっている、③要介護認定が利用者不在のシステムになっている、④「低介護報酬」が介護に関わる労働者の劣悪な労働条件を生み、同時に質の低下ももたらしている、⑤公的責任があいまいにされ高齢者福祉の「空洞化」がすすんでいる――と指摘したが、実態はいっそう深刻な状態になっている。

この間の取り組みでの到達点と今後の課題は以下通りである。

① 介護保険料について　（P.7～18 参照）

06年4月から県内平均で月額2，900円から3，700円へと32％（全国24％）も引き上げられた。

税制の改悪で収入が増えなくても高齢者の6人に1人の保険料段階が上がっただけでなく国保保険料（税）にも連動し、数倍から10倍もの引き上げは過酷なものになっている。

これ以上の引き上げをさせないことと併せて減免制度の実施と拡充を求めた。

国の保険料段階の改定に伴い、名古屋市、

新城市、旧師勝町の3市町が、独自減免を廃止した。減免実施自治体は、昨年の37市町村（54%）から30市町村（48%）に減少した。

国の負担をせめて「20%＋調整金5%」から「25%＋調整金5%」に早急に改善させることが必要である。

② 利用料減免について （P.19〜27 参照）

利用料の単独減免は、国の訪問介護特別対策廃止とともに独自の拡大部分が廃止されるなかで尾張旭市が新たに実施し、昨年の24市町村から23市町村になった。実施市町村の割合は合併で市町村が減ったため35%から37%になった。

なお、高額介護サービス費の払い戻し手続きの簡素化は、厚労省の指導もあり、未実施自治体は、豊明市、田原市、設楽町、豊根村の4市町村のみとなった。

③ 制度の実績について

減免実施の市町村の対象条件が厳しく、対象者はごく少数になっている実態は改善されていない。04年から制度の実績を調査した結果、制度があってもその活用の実積に格差があることが明らかになった。

そのなかで、一宮市の保険料の減免制度は預金や不動産の制限なく申請不要で本人所得33万円以下までを対象に新第1段階と第3段階について2割減免を実施した。制度があっても対象の枠が狭く実績が少数のなかで、実績も全実績の8割以上になっている。

豊橋市の利用料の減免制度とあわせ他の市町村に広げていくことが必要である。

また、制度の対象者にその内容が知らされ、活用できるようにしていくこと、国と市町村の減免制度をせめて国民健康保険並みに改善させることが必要である。

④ 食費・居住費の自己負担化、介護用ベッドの取り上げなど （P.28〜30 参照）

10月から実施の介護保険施設の居住費や食費の全面自己負担化に対する独自の減免実施は、補足給付のない通所サービスも含めて実施されていない。負担増による退所の実態をつかみ、独自の減免を実施させるとりくみが重要である。

また、要支援、要介護1に対する介護用ベッドなどの貸与について、4月1日時点で13,777件給付されていたが、9月30日までに給付が中止された件数はアンケートで返事のあった34市町村で1,589件となっている。車いすは、6,959件のうち338件の取り上げになっている。実態を把握していない自治体もある。介護用ベッドを利用しないと「自力では起き上がりが困難」である利用者の声など、実態を知らせ継続して利用できるようにしていくことが重要である。

⑤ 地域包括支援センターについて （P.31 参照）

市町村が責任をもって設置し、今後の総合的な介護予防を進めていく地域の拠点となる地域包括支援センターの設置は、164カ所設置されたなかで直営が19カ所となっている。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにしていくために、介護予防のケアプラン作成のみに終わることなく、委託でも市町村が責任を持って、せめて中学校区毎の設置と専門職の配置が必要である。

⑥ 特別養護老人ホーム等について （P.33 参照）

特別養護老人ホーム、老健施設建設のテンポは遅く、入所待機者は増え、なかなか入所できない。待機者の実態も調査せず成り行き任せの市町村もある。

また、利用者の介護度や経済状況、病状などによって「施設から選択」され、「利用者が選択」できない実態がうまれている。とくに、居住費・食費の全額自己負担化（有料老人ホーム化）のなかで経済的状況によって利用が制限される事態が進行している。国が予定されている補助金を削減し、整備計画が足踏みしているなかで、さらに介護・医療療養病床の縮小・廃止の改悪で、有料老人ホームなど経済的にゆとりがある階層しか入所できない施設の建設が一段と進んでいる。介護・医療療養病床の廃止・縮小をやめさせ、特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護保険3施設を増設し、誰でも安心して入所できるようにすることが必要である。

⑦ 住宅改修の受領委任払いについて （P.34 参照）

住宅改修の受領委任払いの実施については、昨年の10市町村から18市町村で実施され、13市町村で検討されている。キャラバンでの要請が反映された項目である。

⑧ 地域支援事業など高齢者福祉施策

(P.35～52 参照)

1) 総合的な介護予防推進を目的に介護予防・地域支え合い事業など高齢者福祉の施策が「改正」介護保険法によって「地域支援事業」などに統合された。

2) 「配食サービス」(P.39 参照) も自立支援事業に変わり、「自立支援につながっているか」などの調査実施や施設での食事の自己負担化のなかで配食サービスの負担増の動きがはじまり、14市町村で利用者負担が値上げされた。配食サービスは61市町村 (毎日実施15市町村) が実施し、未実施は七宝町と南知多町のみとなった。

3) 「ゴミ出し援助」(P.42 参照) は、新たに3市町で実施され、合計24市町村 (38%) に広がった。

4) 県が廃止した「介護手当」(P.44 参照) は、新たに6市で新設され、合計37市町村 (59%) になった。

5) 「住宅改修独自助成」(P.48 参照) は、5市町増加し、合計34市町村 (54%) になった。

6) 05年から調査した「巡回バスなど」(P.51 参照) は36市町村 (57%) で実施され、無料が17市町村で最高は200円となっている。「宅老所や街角サロンなどへの助成」(P.52 参照) も17市町村 (27%) で実施され、介護予防が日常の暮らしのなかで進められ高齢者がいきいきと暮らせるようこれらの施策をより充実させていくことも必要である。

7) 老人保健事業の健診など従来の保健事業は高齢者医療制度の創設がらみで先送りされたが、予防給付の名で軽度の要介護者の利用を制限させることなく、現行の自治体の施策を守らせ、さらに高齢者の生活や介護支援、介護予防など高齢者福祉の充実にむけて具体的な取り組みの強化が求められている。

⑨障害者控除の認定 (P.53 参照)

障害者控除認定書の発行は、2004年の5,114人から2005年の7,155人に増加した。

知立市は、すべての認定対象者 (1,070人) に「障害者控除認定書」を送付するという優れた対応がされた。また、津島市・稲沢市などでは、介護認定者に「障害者控除対象者認定申請書」用紙を送付し、申請を促して大きな成果を得ている。

(2) 国の税制改革に伴う軽減措置について

(P.55～56 参照)

国の税制改革にともない新たに課税になった世帯は、回答のあった20市町村の合計で31,555世帯あり、回答のなかった市町村と合わせると課税世帯は膨大な数となる。

住民税の増加見込総額は、回答のあった59市町村の合計で約238億円も増加している。しかし、自治体独自の軽減措置は実施されていない。

改悪を元に戻させる運動が求められとともに、その使い道にも目を配る必要がある。

(3) 高齢者医療の充実について

①福祉給付金 (P.57～60 参照)

福祉給付金の拡大では、10市町村で対象年齢の拡大が行われ、21市町村で「入院時の食事療養費の2分の1補助」など愛知県基準から要件を拡大している。

自動払いは、新たに8市町で実施し、合計41市町村 (65%) で実施された。現物給付 (窓口無料) の名古屋市を含めると、実施自治体は3分の2へと広がった。さらに9市町で実施の検討がされている。

②現役並み所得者の取り扱い (P.61～62 参照)

2006年10月から70歳以上の高齢者の医療は「現役なみ所得者」が2割から3割負担となったが、申請すれば1割負担に戻る対象者が約2割 (推計15,000人) いることがわかった。

1割負担に戻る対象者は市町村で把握されており、8市町では既に自動適用している。すべての市町村で自動払いを行うなど、申請漏れのないような対応が必要である。

(4) 子育て支援について

①小学校卒業までの医療費無料制度

(P.63～64 参照)

乳幼児医療費助成制度は、小学校卒業までの無料化を求めた。昨年のキャラバン要請以降、19市町で対象拡大が実現した。

その結果、県内市町村の実施状況は、入院

は全自治体が県基準より拡大、通院は61市町村（97%）が県基準より拡大し、県基準にとどまっているのは美浜町と南知多町のみとなった。

「6歳未満」以上の自治体は入院で100%、通院で60市町村（95%）となった。県制度を今すぐ拡大すべきである。

②妊産婦無料健診の拡大 （P.65〜66 参照）

妊産婦健診の無料回数の拡大は、大府市が新たに実施し、13市町村（21%）に広がった。江南市は、産前10回、産後2回の合計12回の無料健診を予定している。

③就学援助制度の拡充 （P.67〜68 参照）

今回、就学援助の拡大を求め、実態をつかんだ。格差社会が広がる中で就学援助制度の広報や金額、支給方法、対象の拡大など今後の改善が必要である。

(5) 国保の改善について

①国保保険料（税）について （P.69〜80 参照）

国保保険料（税）の徴収が強められているなかで「民間委託」の計画はなかったが、「国民健康保険は相互扶助の考え方で運営」「国民健康保険が相互扶助で成り立つ社会保険制度」などの回答があった。

国民健康保険は憲法25条に基づく社会保障の柱であり、国民健康保険法のどこにも「相互扶助」の文言はない。法に基づかない考え方は改めさせていく必要がある。

保険料（税）の滞納者が増えるなかで、払える保険料（税）にしていくために、実態に即した保険料（税）の減免制度の拡充が必要である。

②資格証明書・短期保険証 （P.81〜88 参照）

資格証明書の発行だけでなく、短期保険証発行の期間や制裁措置についても調査した。

資格証明書の発行は、愛知県合計で2，328件と、他府県と比べてかなり低い数に抑えている。この間の運動で到達した「面談なしには発行させない」などを堅持させ、機械的な発行を許さない取り組みが引き続き重要である。

短期保険証の発行は、56，203件から51，281件になった。有効期間は1カ月が15市町村で3，000件、3カ月までが27市町村で13，263件もあった。

滞納者の差し押さえ件数は2，093件、12億3079万円になっている。「悪質」のみの差し押さえなのか、きちんとした実態調査が必要だ。

③一部負担金減免 （P.89〜90 参照）

一部負担金の減免制度は、新たに11市町で実施され、合計34市町（54%）となったが、未だに未整備のままの自治体が29市町村（46%）も残っているのは問題である。

2005年度の減免実績は、3市15件のみに留まっている。申請の促進と制度の拡充が必要である。

④高額療養費・出産育児一時金の受領委任払い （P.91 参照）

高額療養費の受領委任払いはこの間の運動もあり、新たに4市町で実施され、21市町（33%）へと広がった。

出産育児一時金の受領委任払いも、新たに3市増えて51市町村の実施となり、実施割合は8割を超えた。

(6) 障害者施策の充実について

①障害者自立支援法への対応 （P.94〜97 参照）

障害者自立支援法の本格実施に伴い、障害者への応益負担がはじまるとともに、市町村実施の事業（移動支援・手話などコミュニケーション支援・地域活動支援センターなど）がはじまった。この間、国に「応益負担の廃止」「法の見直し」、市町村に応益負担の軽減措置を求めてきた。

障害者自立支援法による国の応益負担分の軽減は、豊橋市、碧南市、江南市の3市のみが実施している。障害乳幼児への利用料軽減は7市1町、検討1市、地域生活支援事業のうち利用料負担の大きい移動支援などの利用料軽減は17市5町で実施。負担軽減策を設けない自治体は6市13町村、このうち4町村は「財政事情」を理由としてあげている。

軽減策内容では、「負担額の合算」を行うところが多いが、内容は市町村ごとに異なり、市町村での差が激しくなっている。

東京や京都、神奈川と比べると軽減自治体が極端に少ない。これは、県が「利用者負担は国が行うべき問題」という対応で負担軽減策を打ち出していないことが影響している。

国や愛知県が地域支援事業を市町村まかせ

にした結果、市町村格差が大きくなっている。

②精神障害者の医療費助成　(P.98～101 参照)

精神障害者への医療費助成制度は、自立支援法の精神通院医療対象者について1割負担分を助成している市町村は55市町村(87%)ある。対象範囲の格差はあるが精神疾患に限らずすべての疾患を助成している市町村は28市町村(44%)になっている。医療費助成を全くおこなっていないのは甚目寺町のみである。

また、名古屋市は、国保の精神疾病医療費助成を廃止し、現行制度では、助成対象を手帳1級所持者に限定しており、他自治体と比べ、医療費助成範囲がきわめて狭い。

愛知県に対し、精神障害者の医療費助成を求める意見書が多くの自治体から提出されており、県制度の実施は緊急の課題となっている。

⑺ 健診事業について

①基本健診・がん検診　(P.102～107 参照)

すべての自治体が、基本健診を集団・個別医療機関委託のどちらかで実施している。しかし、通年実施(6カ月以上実施含む)の自治体は、基本健診で12市町村である。基本健診を無料実施しているのは17市町村である。また、各種がん検診は、項目ごとに実施のばらつきがあり、すべての自治体ですべての検診を実施する必要がある。

②歯周疾患検診・前立腺がん検診

(P.105～107 参照)

歯周疾患検診の年齢基準が国基準に満たない自治体が3市町村。前立腺がん検診を実施していないのが、名古屋市をはじめ6市町村残っているが、早期の実施が望まれる。

9．今後の課題

(1) 自治体を住民のいのちと暮らし守る砦に

～これまでの貴重な成果を踏まえ～

国の社会保障の連続改悪が進められ、これまでの市町村の施策が「財源がない」の理由で、いっそうの住民負担増がおこなわれている。すでに老人福祉施設や保育所、児童福祉施設など公的施設の民営化だけでなく、2008年の後期高齢者医療制度創設に向けた準備や、医療費適正化を目指した県の計画の検討が始まっている。住民のいのち、くらしを守る本来の仕事が軽んじられ、自治体職員の意欲までなくさせられている。

「住民福祉の増進」の立場に立って施策の拡充にむけ、自治体が国の悪政に対し住民のいのちと暮らしを守る砦となるよう、「草の根」からの運動強化がいっそう求められている。

就学前までの医療費無料化、介護保険料・利用料減免の実施、福祉給付金自動払い・高額療養費受領委任払いの前進など、この間の自治体キャラバン要請の貴重な成果を地域住民に知らせる活動が必要である。

(2) 地域ごとの運動課題を明確にした運動を

国保改善や高齢者福祉など地域ごとの中心課題や「水準の引き上げ」を明らかにすること。また「改正」介護保険制度実施のなかで保険料や食事代など負担軽減や介護用ベッドなど福祉用具の貸与の取り組みとあわせ、現行のサービスを後退させないとりくみ。地域包括支援センターが地域における高齢者の生活を総合的に支える拠点となるよう地域の実態に基づいて具体的に分析・検討、自らも参加するなど地域での継続的な取り組みを強化していくために、①キャラバンの事前学習会をこれまで以上に多くの地域で開催していくこと、②事前学習会にあわせて各自治体のアンケート回答を準備をする、③重点陳情事項をできるだけ絞り込む――などの改善をしていくことが求められる。

(3) 国の悪政に地域から反撃のたたかいを

政府の構造改革によって税制をはじめ社会保障などの改悪だけでなく、不安定雇用の拡大によって所得から健康、老後まで「格差社会」が広がっている。憲法改悪にむけ教育基本法の改悪も今国会で成立させようとしている。

増税と年金・医療・介護・障害者福祉などこの間の社会保障の大改悪の実施は、2008年にむけて進められている。改悪を跳ね返し、安心して暮らせる「まち」めざし、地域から大きなたたかいを広げていくことが必要である。

また、厳しい社会状況のなかで、国保保険料(税)・一部負担金減免申請や障害者控除認定書の発行など今ある制度について、「知って、知らせ、組織する」申請の運動を地域で広げ、さらに拡充する取り組みを進めていくことが重要である。

介護保険　保険料と保険段階区分一覧

（２００６年１０月１日現在）

※保険料段階が国基準なのは50市町村（79%）、「7段階」が11市町村（17%）、
「8段階」が名古屋市・津島市の2市のみだった。
※保険料基準段階は、すべての市町村が第4段階に設定している。
※国の定める保険料段階は次の通り
第1段階（0.5倍）：生活保護受給者および市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者
第2段階（0.5倍）：市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税所得年金収入額が80万円以下の者
第3段階（0.75倍）：市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税所得年金収入額が80万円超の者
第4段階（基準額）：市民税本人非課税の者
第5段階（1.25倍）：市民税本人課税で合計所得金額が２００万円未満の者
第6段階（1.5倍）：市民税本人課税で合計所得金額が２００万円以上の者
※保険料段階の基準倍率から　引き下げて設定しているのは、次の8市町村だった。
津島市（第1：0.4、第3：0.65）、刈谷市（第1：0.1、第2：0.35）、安城市（第1：0.4）、犬山市（第1：0.4）
大口町（第1・2：0.45）、飛島村（第1：0.3）、設楽町（第1・2：0.45、第3：0.7）、東栄町（第1・2：0.45、第3：0.7）

市町村名		第2期保険料額（2003年度～）	第3期保険料額（2006年度～）	値上げ額	値上げ率	段階	第6段階条件倍率	第7段階条件倍率	第8段階条件倍率
愛知県平均		2,813	3,710	897	31.9%				
1	名古屋市	3,153	4,398	1,245	39.5%	8	200万以上 400万未満 1.5倍	400万以上 700万未満 1.75倍	700万未満 2.0倍
2	豊橋市	2,650	3,760	1,110	41.9%	6			
3	岡崎市	2,900	3,980	1,080	37.2%	6			
4	一宮市	2,890	3,800	910	31.5%	6			
5	瀬戸市	3,005	4,147	1,142	38.0%	6			
6	半田市	3,567	4,050	483	13.5%	7	200万以上 400万未満 1.5倍	400万以上 1.75倍	
7	春日井市	2,996	4,083	1,087	36.3%	6			
8	豊川市	2,653	3,645	992	37.4%	6			
9	津島市	3,200	4,540	1,340	41.9%	8	200万以上 350万未満 1.5倍	350万以上 500万未満 1.7倍	500万以上 1.9倍
10	碧南市	2,720	3,300	580	21.3%	6			
11	刈谷市	2,700	3,700	1,000	37.0%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.75倍	
12	豊田市	2,885	3,838	953	33.0%	6			
13	安城市	2,700	3,700	1,000	37.0%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.6倍	
14	西尾市	2,800	3,200	400	14.3%	6			
15	蒲郡市	2,675	3,618	943	35.3%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.6倍	
16	犬山市	2,850	3,563	713	25.0%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.6倍	
17	常滑市	2,800	3,200	400	14.3%	6			
18	江南市	2,924	3,750	826	28.2%	7	200万以上 300万未満 1.5倍	300万以上 1.75倍	
19	小牧市	2,897	3,587	690	23.8%	6			
20	稲沢市	2,657	3,830	1,173	44.1%	6			
21	新城市	2,496	3,560	1,064	42.6%	6			

市町村名		第2期 保険料額 (2003年度～)	第3期 保険料額 (2006年度～)	値上げ額	値上げ率	段階	第6段階条件 倍率	第7段階条件 倍率	第8段階条件 倍率
—	知多北部広域連合	2,990	3,941	951	31.8%	6			
25	知立市	2,650	2,950	300	11.3%	6			
26	尾張旭市	3,014	4,183	1,169	38.8%	6			
27	高浜市	3,388	4,296	908	26.8%	6			
28	岩倉市	2,916	3,785	869	29.8%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.75倍	
29	豊明市	2,750	4,550	1,800	65.5%	6			
30	日進市	2,800	4,580	1,780	63.6%	6			
31	田原市	2,473	3,540	1,067	43.1%	6			
32	愛西市	2,910	3,850	940	32.3%	6			
33	清須市	3,071	3,689	618	20.1%	6			
34	北名古屋市	3,021	3,824	803	26.6%	6			
35	弥富市	2,679	3,500	821	30.6%	6			
36	東郷町	2,931	4,400	1,469	50.1%	6			
37	長久手町	3,183	4,350	1,167	36.7%	6			
38	豊山町	2,516	3,694	1,178	46.8%	6			
39	春日町	2,835	3,874	1,039	36.6%	6			
40	大口町	2,941	3,450	509	17.3%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.75倍	
41	扶桑町	2,726	3,345	619	22.7%	7	200万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.75倍	
42	七宝町	2,800	3,600	800	28.6%	6			
43	美和町	2,791	3,467	676	24.2%	6			
44	甚目寺町	3,000	4,500	1,500	50.0%	6			
45	大治町	2,800	4,000	1,200	42.9%	6			
46	蟹江町	2,700	3,000	300	11.1%	6			
47	飛島村	2,900	2,900	0	0.0%	7	250万以上 500万未満 1.5倍	500万以上 1.75倍	
48	阿久比町	2,910	4,380	1,470	50.5%	6			
50	南知多町	2,650	3,400	750	28.3%	6			
51	美浜町	2,600	3,500	900	34.6%	6			
52	武豊町	3,000	3,700	700	23.3%	7	200万以上 700万未満 1.5倍	700万以上 1.75倍	
53	一色町	2,700	3,500	800	29.6%	6			
54	吉良町	2,600	3,100	500	19.2%	6			
55	幡豆町	2,500	3,100	600	24.0%	6			
56	幸田町	2,800	3,200	400	14.3%	6			
57	三好町	2,690	3,680	990	36.8%	6			
58	設楽町	2,700	3,400	700	25.9%	6			
59	東栄町	2,700	3,800	1,100	40.7%	6			
60	豊根村	2,700	3,600	900	33.3%	6			
61	音羽町	2,300	2,900	600	26.1%	6			
62	小坂井町	2,544	3,020	476	18.7%	6			
63	御津町	2,460	3,788	1,328	54.0%	6			

第６段階	50
第７段階	11
第８段階	2

介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧

（厚労省3原則比較表）　　（2006年10月1日）

※今回新たに実施した市町村はなかった。
※制度を廃止したのは名古屋市、新城市、旧師勝町の３市町。
※減免実施市町村数は、昨年の37から30に減り、実施市町村の割合は、54.4%から47.6%に減少した。
※一宮市の減免制度は、合併を機に申請が必要となっていたが煩雑な作業が必要になったために、申請不要に戻った。
※「３原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に立って、３原則を超えて実施している市町村。
※2005年度の減免実績は、19,498件、1億834万円。
※2005年度実績の「件数」欄を人数で回答している市町村もある。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

①保険料の全額免除
②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

減免実施市町村数		３０	3原則項目			申請不要	2005年度実績	
市町村名		減免対象となる所得段階区分等	資産制限なし	全額免除	一般会計		件数	金額
3	岡崎市	第1-3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	209	2,336,600
4	一宮市	第1･3段階（収入による制限あり）	○	×	×	○	16,744	83,459,400
5	瀬戸市	第3段階（生活保護基準以下）	×	×	×	×	11	54,600
6	半田市	第1-3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	7	57,080
8	豊川市	第3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	56	432,396
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	5	3,200
10	碧南市	要保護者、生活困窮者（収入による制限あり）	×	×	×	×	31	542,920
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	9	165,044
14	西尾市	第1-3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	8	13,440
15	蒲郡市	第3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	169	1,332,816
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	0	0
18	江南市	第3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	18	158,400
19	小牧市	第3段階（収入による制限あり）	○	×	×	×	33	249,800
20	稲沢市	第1段階（生保は除く）	×	×	×	×	12	94,800
―	知多北部広域	第1-3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	83	659,470
25	知立市	第1段階	○	×	×	×	3	33,100
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者（収入による制限あり）	×	×	×	×	3	26,100
30	日進市	第1段階	○	×	×	×	3	40,320
31	田原市	第3段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	43	342,900
39	春日町	第1･2段階（生活保護基準以下）	○	×	×	×	0	0
41	扶桑町	第1-3段階（生活保護基準以下）	○	×	×	×	4	65,200
46	蟹江町	第1･2段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	0	0
52	武豊町	第1･2段階（収入による制限あり）	○	×	×	×	12	153,000
56	幸田町	第1-3段階（収入による制限あり）	○	×	×	×	92	929,600
61	音羽町	第2段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	0	0
62	小坂井町	第2段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	36	286,836
63	御津町	第2段階（収入による制限あり）	×	×	×	×	19	140,220

※制度を廃止した市町村の2005年度実績は次の通り
名古屋市：1880件、1678万円
新城市：0件
旧師勝町：7件、6万円

介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

（２００６年１０月現在）

３・岡崎市	根拠法規		岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則
	（１）	対象の所得段階区分	第１段階（生保除く）、第２段階（条例）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が 60 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、60 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（条例） ② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること。（条例） ③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること。（条例）
		減免内容	第１段階保険料を 2 分の 1 相当額に減額（年額 26，100 円を 13，050 円に減額）（規則）
	（２）	対象の所得段階区分	第３段階（条例）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が 60 万円を超え 120 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、120 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（条例） ②～③（１）と同じ
		減免内容	第２段階保険料を 3 分の 2 相当額に減額（年額 35,820 円を 23,880 円に減額）（規則）
	（３）	対象の所得段階区分	第３段階（条例）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が 60 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、60 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（条例） ②～③（１）と同じ
		減免内容	第２段階保険料を 3 分の 1 相当額に減額（年額 35,800 円を 11,940 円に減額）（規則）
	申請の有無・内容		「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」（世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付）を市長に提出する。（条例、書類は規則）
	財源		介護保険特別会計

４・一宮市	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第１段階（生保除く）・第３段階（施行規則）
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額（33 万円）を超えないこと。（施行規則）
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の 100 分の 20 に相当する額を減免（施行規則） 第１段階（年額 22,800 円を 18,240 円に減免） 第３段階（年額 34,200 円を 27,350 円に減免）
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

5・瀬戸市	根拠法規など	瀬戸市介護保険条例・瀬戸市介護保険条例施行規則・ 瀬戸市介護保険料減免に係る要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員が住民税非課税であること。（要綱） ② 全世帯員の実収入見込額（収入が確実に推定できない場合は、前 3 カ月の平均収入月額に 12 カ月を乗じた額）が、生活保護法に規定する基準生活費（第 1 類、第 2 類、住宅扶助及び老齢加算または障害者加算を合算した額）（減免基準生活費）以下であること。（要綱） ③ 住民税を課税されている者に扶養されていないこと。（要綱） ④ 住居及び収入を得るための不動産以外の不動産を有していないこと。（要綱） ⑤ 全世帯員の預貯金の合算額が減免基準生活費の 3 倍以下であること。（要綱）
	減免内容	月割額で保険料の 100 分の 25 に相当する額を減免（要綱）
	申請の有無・内容	納期期限の 7 日前までに「介護保険料申告書（減免・徴収猶予用）」「収入及び資産の調査に関する同意書」「収入申告書」「資産申告書」を市長に提出。（条例・施行規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

6・半田市	（1）	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則
		対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）（施行規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、60 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、80 万円に 1 人につき 17 万 5 千円を加算した額）以下であること。（施行規則） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則） ③ 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則）
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の 2 分の 1 の額を減免する。（規則）
		申請の有無・内容	減免事由発生日から 30 日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則）
		財源	介護保険特別会計
	（2）	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則
		対象の所得段階区分	第 3 段階（施行規則・助成条例）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、120 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、120 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（施行規則） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（施行規則） ③ 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。（施行規則） ④ 住居以外の不動産を有していないこと。（内規） ⑤ 全世帯の預貯金が 1050 万円（特別マル優に準ずる金額）以下であること。（内規）
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の 3 分の 1 の額を減免する（施行細則）
		申請の有無・内容	減免事由発生日から 30 日以内（条例）に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類（兼同意書）を市長に提出。（施行規則）
		財源	介護保険特別会計

8・豊川市	根拠法規など	豊川市介護保険条例・豊川市介護保険規則・ 豊川市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入の合算額が、120 万円（世帯員が 2 人以上の場合は、120 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者と生計を同じくせず、その被扶養者でもなく、その者から生活援助を受けていないこと。（要綱） ③ 健康保険の被扶養者となっていないこと。（要綱） ④ 全世帯員が住居用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第 3 段階保険料から第 2 段階保険料を引いた額を減免する。（要綱） （＝第 2 段階の保険料に減額）
	申請の有無・内容	年金証書その他の資産状況に関する調書、介護保険料本算定納入通知書、健康保険証等の写しを添えて市長に申請する。（規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

9・津島市	根拠法規など	津島市介護保険条例・津島市介護保険法規定
	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）（規則）
	対象者の条件	① 老齢福祉年金受給者（規則） ② 全世帯員が住民税非課税であること。（規則） ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。（規則） ④ 資産を活用してもなお生活が困窮している者。（規則）
	減免内容	第 1 段階保険料の 2 分の 1 の額を減免する。（規則）
	申請の有無・内容	納付期限の 7 日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」（市が対象者に事前に郵送)、「介護保険料納入通知書又は決定通知書」「所得状況確認書」「健康保険証の写し」を市長に申請する。（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

10・碧南市	根拠法規など		碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則
	（1）	対象者の条件	第 1 号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると認めたとき。（条例） ① 第 1 号被保険者の当年収入金額が 80 万円（第 1 号被保険者以外の世帯員がいるときは、80 万円に 1 人つき 40 万円を加算した額）以下であること。（施行細則） ② 保有する資産を活用しても生活が困窮していること。（施行細則）→ａ.預貯金が 1 人世帯の場合 100 万円以下、2 人以上世帯の場合 150 万円以下であること。ｂ.住居を用途とする土地及び家屋が 200 ㎡未満であること。ｃ.ｂ以外の不動産を有していないこと。（内規）
		減免内容	納付すべき保険料額の 2 分の 1 の額を減免（施行規則）
	（2）	対象者の条件	要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項）のものであって、保険料の減免を適用されたならば保護の必要としない状態になるもの。（条例）
		減免内容	納付すべき保険料額の 2 分の 1 の額を減免（施行規則）
	申請の有無・内容		納付期限までに「介護保険料減免申請書」を市長に申請する。（条例・施行規則）
	財源		介護保険特別会計

12・豊田市	根拠法規など		豊田市介護保険条例・豊田市介護保険規則
	（1）	対象者の条件	障害者（地方税法第 292 条第 1 項第 9 項規定）である被保険者で、全世帯員の合計所得金額が 500 万円以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の 10 分の 2 の額を減免（規則）
	（2）	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の 10 分の 7.5 の額を減免（規則）
	（3）	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額の 1.0 倍以上 1.2 倍未満の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の 10 分の 5 の額を減免（規則）
	（4）	対象者の条件	債務返済のため自己の居住財産を譲渡した者で、保険料納付が困難な者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の 10 分の 5 の額を減免（規則）
	対象者の除外		上記(1)～(4)の対象者のうち、以下の該当する者は除外する。なお、他の世帯から扶養されているとき、又は生計を共にしている場合は同一世帯員としてみなす。（規則） ① 全世帯員の合計預貯金額が生活保護基準額の 12 倍以上あるとき。 ② 全世帯員の保有する固定資産を活用すれば、保険料納付ができるとき。
	申請の有無・内容		納付期限 7 日前までに指定様式で市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源		介護保険特別会計

14・西尾市	根拠法規		西尾市介護保険条例・西尾市介護保険規則・西尾市介護保険料減免要綱
	（1）	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が 60 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、60 万円に 1 人につき 17 万 5 千円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 過去、介護保険料の滞納がないこと。（要綱） ③ 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） ④ 住民税課税者に扶養又は援助を受けていないこと。（要綱） ⑤ 本人及び生計同一者が、居住用以外の土地又は家屋及び不動産・有価証券にかかわる収入がないこと。（要綱）
		減免内容	第 1 段階保険料を 2 分の 1 相当額に減額（要綱）
	（2）	対象の所得段階区分	第 2 段階（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が 60 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、60 万円に 1 人につき 17 万 5 千円を加算した額）以下であること。（要綱） ②～⑤（１）と同じ
		減免内容	第 1 段階保険料を 2 分の 1 相当額に減額（要綱）
	（3）	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
		対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が 120 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、120 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（要綱） ②～⑤（１）と同じ
		減免内容	第 3 段階保険料を第 1 段階相当額に減額（要綱）
	申請の有無・内容		「介護保険料減免申請書」及び「収入及び資産状況等申出書」（前年収入・税金・社会保険料・医療費などの前年経費、資産の状況）を市長に提出する。（要綱）
	減免期間		申請の当該年度末まで（要綱）
	財源		介護保険特別会計

15・蒲郡市	根拠法規	蒲郡市介護保険条例・蒲郡市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第 3 段階（規則）
	対象者の条件	① 全世帯の前年収入合計額が 120 万円（世帯員が 2 人以上の場合は、120 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（規則） ② 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（規則） ③ 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと。（規則） ④ 全世帯員の預貯金合計額が 1，000 万円以下であること。（規則）
	減免内容	第 3 段階保険料を第 1 段階の保険料に減額（規則）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（規則）
	財源	介護保険特別会計

16・犬山市	根拠法規など	犬山市介護保険条例・犬山市介護保険条例施行規則・ 犬山市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（生活保護法第 8 条に規定する世帯に属する場合）（要綱）
	対象者の条件	① 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） ② 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（要綱） ③ 医療保険各法の被扶養者になっていないこと。（要綱） ④ 本人及び生計同一者が居住用以外の固定資産を有していないこと。（要綱） ⑤ 本人及び生計同一者の預貯金合計額が 100 万円以下であること。（要綱）
	減免内容	第 3 段階保険料を第 1 段階の保険料に減額（要綱）
	減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

18・江南市	根拠法規など	江南市介護保険条例・江南市介護保険条例施行規則・ 江南市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	① 本人の前年収入金額が 42 万円以下であること。（要綱） ② 全世帯員の前年収入合計額が 120 万円（世帯員が 3 人以上の場合は、120 万円に 2 人から 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（要綱） ③ 世帯全員が非課税であること。 ④ 住民税課税者から扶養もしくは援助を受けていないこと。 ⑤ 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 ⑥ 全世帯員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと。
	減免内容	第 3 段階保険料と第 2 段階の保険料の差の 2 分の 1 助成（要綱） （月額保険料 2,808 円を 2,346 円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限 7 日前までに「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

19・小牧市	根拠法規など	小牧市介護保険条例・小牧市介護保険条例施行規則・ 小牧市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	所得段階区分第 1 段階に準じる者（住民税課税者の被扶養者及び生計同一を除く）もしくは「小牧市外国人高齢者給付金支給要綱」に基づく給付金の支給を受けている者
	減免内容	第 3 段階保険料を第 1 段階の保険料に減額（要綱）
	申請の有無・内容	納付期限 7 日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

20・稲沢市	根拠法規など	稲沢市介護保険条例・稲沢市介護保険条例施行規則・ 稲沢市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）（要綱）
	対象者の条件	全世帯員が固定資産を有しないこと
	減免内容	第 1 段階保険料を 2 分の 1 相当額に減額（月額保険料 1，314 円を 657 円に減額）（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・猶予申請書」「介護保険料開始通知書または納入通知書」「収入及び資産状況に関する調書及び調査同意書」「健康保険証の写し」を市長に提出する。（要綱）
	減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）
	財源	介護保険特別会計

知多北部広域連合	根拠法規		知多北部広域連合介護保険条例･知多北部広域連合介護保険条例施行規則
	（1）	対象の所得段階区分	第 1・2 段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が 66 万円（2 人以上世帯の場合は 66 万円に 1 人につき 16 万円を加算した額）以下であること。 ② 全世帯員の預貯合計額が 200 万円以下であること。 ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。 ④ 社会保険の被扶養者でいないこと。
		減免内容	第 1 段階保険料を 2 分の 1 減額（規則）
	（2）	対象の所得段階区分	第 3 段階（条例・規則）
		対象者の条件	①～④（１）と同じ
		減免内容	第 3 段階保険料を 3 分の 2 減額（規則）
	（3）	対象の所得段階区分	第 3 段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が 98 万円（2 人以上世帯の場合は 98 万円に 1 人につき 32 万円を加算した額）以下であること。 ②～④（１）と同じ
		減免内容	第 3 段階保険料を 3 分の 1 減額（規則）
	申請の有無・内容		当該年度分について 7 月 15 日から 3 月 31 日の間に「介護保険料減免申請書」にて市長に申請する。減免は減免決定日の最初の納期日から行うが、当該年度の納期終了後に減額の決定がされた場合は償還払いとなる。（規則）
	財源		介護保険特別会計

25・知立市	根拠法規		知立市介護保険条例
	（1）	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）
		減免内容	10 分の 9 に相当する額
	（2）	対象の所得段階区分	第 3 段階
		対象者の条件	次のいずれにも該当する方 ① 世帯の前年収入の合計が独居で 120 万円（世帯員が 1 人増すごとに 35 万円を加算）以下。 ② 預貯金が毒気代で 150 万円（2 人以上の世帯は 200 万円）以下。 ③ 世帯員全てが日常生活に必要な資産以外に活用する資産を持たない。 ④ 市民税課税者の扶養または援助を受けていない。
		減免内容	4 分の 1 に相当する額
	申請の有無		不要
	財源		介護保険特別会計

28・岩倉市	根拠法規	岩倉市介護保険条例・岩倉市介護保険料の減免に関する規則 岩倉市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 1 段階（老齢福祉年金受給者）（要綱）
	対象者の条件	① 前年収入が 42 万円（遺族年金、障害年金等住民税非課税収入を含む）以下であること。（要綱） ② 社会保険の被扶養者でないこと。（要綱） ③ 継続的な仕送りを受けていないこと。（要綱） ④ 全世帯員が居住用の土地建物以外に固定資産を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第 1 段階保険料を 2 分の 1 に減免要綱）。
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」に「収入及び資産状況に関する調書」と「健康保険証」の写しを添付し市長に申請する。
	財源	介護保険特別会計

30・日進市	根拠法規	日進市介護保険条例・日進市介護保険条例施行規則 日進市低所得者の介護保険料減免に関する要綱
	対象者	第 1 段階（生保除く）（要綱）
	減免内容	第 1 段階保険料を 100 分の 80 減免（月額保険料 1，400 円を 280 円に減額）（要綱）
	申請の有無・内容	「保険料減免・徴収猶予申告書」を市長に申請する。なお、既に保険料を支払っており、その支払がやむを得ないと認める場合、「保険料差額支給申請書」を市長に提出することにより、償還払いする。
	財源	介護保険特別会計

31・田原市	根拠法規	田原市介護保険条例・田原市介護保険条例施行規則 田原市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	① 世帯の前年収入合計額（遺族年金等の住民税非課税収入含む）が 100 万円（世帯員が 2 人以上の場合は、100 万円に 1 人につき 35 万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（要綱） ③ 住民税課税者の被扶養者でないこと。（要綱） ④ 住民税課税者から生活援助を受けていないこと。（要綱） ⑤ 全世帯員が居住用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第 3 段階保険料を第 1 段階の保険料に減額（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に「年金証書その他収入及び資産状況に関する調書」「介護保険料本算定納入通知書」「健康保険証の写し」を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

39・春日町	根拠法規		春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険料の減免に関する要綱
	（1）	対象の所得段階区分	第 1 段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
		減免内容	第 1 段階保険料の 2 分の 1 を減免 ※既に納付した保険料については減免の対象としない。
	（2）	対象の所得段階区分	第 2 段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。
		減免内容	第 2 段階保険料を第 1 段階の保険料に減額（要綱）。 ※既に納付した保険料については減免の対象としない。
	申請の有無・内容		申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（規則・要綱）
	財源		介護保険特別会計

41・扶桑町	根拠法規	扶桑町介護保険条例・扶桑町介護保険条例施行規則 扶桑町介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）、第 2・3 段階（要綱）
	対象者の条件	生活保護基準の相当する世帯に属していること。（要綱）
	減免内容	保険料の 2 分の 1 を減額（要綱）
	申請の有無・内容	納付期限の 7 日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

46・蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第 1 段階（生保除く）、第 2 段階
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入 80 万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの。
	減免内容	保険料の 2 分の 1 を減額（要綱）
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

52・武豊町	根拠法規		武豊町介護保険条例・武豊町介護保険条例施行規則
	（1）	対象の所得段階区分	第 3 段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が 120 万円以下であること。
		減免内容	第 1 段階保険料の 3 分の 1 相当額を減額（月額保険料 1，500 円を 1，000 円に減額）（規則）
	（2）	対象の所得段階区分	第 2 段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が 60 万円以下であること。
		減免内容	第 1 段階保険料の 2 分の 1 相当額を減額（月額保険料 1，500 円を 750 円に減額）（規則）
	申請の有無・内容		納付期限の 7 日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」にて町長に申請する。（規則）
	財源		介護保険特別会計

56・幸田町	根拠法規		幸田町介護保険条例・幸田町介護保険規則
	（1）	対象の所得段階区分	第 1 段階・第 2 段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が 42 万円（複数世帯の場合は 84 万円）以下（規則）
		減免内容	それぞれの段階の保険料から 2 分の 1 を減額 ※いずれも申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
	（2）	対象の所得段階区分	第 2 段階・第 3 段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が 94 万円（複数世帯の場合は 149 万円）以下（規則）
		減免内容	それぞれの段階の保険料から 3 分の 1 を減額 ※申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
	申請の有無・内容		「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に「介護保険料軽減に係る収入等申告書」を添付し町長に申請。（条例・規則）
	財源		介護保険特別会計

61・音羽町、62・小坂井町、63・御津町	根拠法規	各町介護保険条例・各町介護保険条例施行規則・ 各町介護保険料の減免に関わる取扱要綱
	対象の所得段階区分	第 3 段階（要綱）
	対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が 120 万円（世帯員が 2 人以上の場合、120 万円に 1 につき 35 万円を加算した額）以下であること。（要綱） ② 住民税課税者に扶養されておらず、また経済的支援を受けていないこと。（要綱） ③ 健康保険等の被扶養者となっていなこと。（要綱） ① 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第 3 段階保険料を第 2 段階保険料に減免（要綱）
	申請の有無・内容	8 月中（保険料本算定）までに「介護保険減免申請書」を町長に申請。対象者の条件については聞き取りにて調査する。
	財源	介護保険特別会計

介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧

（2006年10月1日現在）

※今回新たに尾張旭市が実施となったが、扶桑町が制度を廃止した。
※減免実施市町村数は、昨年の24から23に減ったが市町村数が減ったため、実施市町村の割合は35.3%から36.5%になった。
※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある。
※旧段階の第2段階が、新段階の第2段階と第3段階に分かれた事による制度変更を行う自治体がほとんどだった。
※2005年度の減免実績は、21,942件、1億7,206万円。（制度廃止の扶桑町分も含む）

減免実施市町村数		23	減免内容						給付方法	2005年度実績	
市町村名		対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担 3%負担	訪問介護の利用者負担 5%負担	訪問介護の利用者負担 6%負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合		件数	金額
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免							償還	12,954	98,569,900
3	岡崎市	第1･2段階、第3段階（収入による制限あり）	×	—	—	—	1／2	—	償還	44	144,611
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1／2	1／2	償還	1,828	37,488,056
10	碧南市	第1･2段階、第3段階（収入による制限あり）	×	—	—	—	1／2	1／2	償還	9	1,298,098
11	刈谷市	第1･2段階、第3段階（収入による制限あり）	×	—	—	—	1／2	—	償還	452	1,683,488
13	安城市	第1･2段階、第3段階（収入による制限あり）	×	—	—	—	1／2	-	償還	24	852,934
14	西尾市	第1段階	○	—	—	—	1／2	-	償還	779	2,196,454
		第2･3段階の要介護3～5					1／5	-			
18	江南市	所得税非課税世帯	○	—	○	—	—	—	現物	3,211	8,015,311
—	知多北部広域	第1-3段階（収入による制限あり）	×	—	—	-	3／4	3／4	償還（特別会計）	31	3,499,015
		第3段階（収入による制限あり）					1／2	1／2			
25	知立市	第1･2段階、第3段階（収入による制限あり）	○	—	—	—	1／2	-	償還	14	389,766
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	—	—	○	—	—	現物	0	0
28	岩倉市	第1段階（老齢福祉年金受給者）	○	—	—	—	1／2	1／2	償還	0	0
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	—	○	—	—	—	償還	10	294,176
39	春日町	生活保護基準以下	○	—	—	—	1／2	1／2	現物	0	0
48	阿久比町	住民税非課税世帯	○	○	—	—	—	—	現物	564	2,242,041
52	武豊町	住民税非課税世帯	○	—	—	—	1／2	—	償還	273	9,862,846
		介護老人福祉施設の入所者（収入による制限あり）	○	—	—	—	—	1／2	現物		
53	一色町	第1段階	○	—	—	—	1／2	1／2	償還	934	2,436,554
		第2･3段階	○	—	—	—	1／4	—			
54	吉良町	第1段階	○	—	—	—	1／2	—	償還	759	1,596,933
		第2･3段階	○	—	—	—	1／4	—			
55	幡豆町	第1段階	○	—	—	—	1／2	—	償還	51	1,185,637
		第2･3段階	○	—	—	—	1／4	—			
56	幸田町	住民税非課税世帯（収入の制限あり）	×	—	—	—	1／2	—	償還	5	306,214

※制度を廃止した市町村の2005年度実績は次の通り
扶桑町：0件

介護保険利用料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

（2005年10月現在）

<table>
<tr><td rowspan="4">2・豊橋市</td><td>事業名・根拠法規等</td><td>豊橋市在宅サービス負担軽減事業実施要綱</td></tr>
<tr><td>対象サービス</td><td>高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費</td></tr>
<tr><td>対象者及び
軽減内容</td><td>介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス利用促進事業補助金」として交付する（世帯合算適用しない。）
① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯　8,000円
② 住民税非課税世帯に属し合計所得＋課税収入80万円以下の者　8,000円
（解説）
<table>
<tr><th>保険料徴収所得区分</th><th>国基準</th><th>→</th><th>豊橋市基準</th></tr>
<tr><td>上記②の方（第2段階）</td><td>24,600</td><td rowspan="2">→</td><td rowspan="2">8,000</td></tr>
<tr><td>上記①の方（第1段階）</td><td>15,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>交付申請と支払い</td><td>高額介護サービス費等給付のお知らせの通知事務と併せ、上記の対象者に「在宅サービス利用促進事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス利用促進事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。（交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる）</td></tr>
<tr><td>財源</td><td>一般会計</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">3・岡崎市</td><td>事業名・根拠法規等</td><td>岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱</td></tr>
<tr><td>対象サービス</td><td>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免を受けている場合も含む）</td></tr>
<tr><td>助成金の額</td><td>利用者負担額の合計額の2分の1</td></tr>
<tr><td>助成金の支払</td><td>遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。
・ 岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証
・ 利用者負担に係る領収書　・ 介護サービス利用票の写しなど</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象者</td><td>① 保険料徴収区分第1段階（生保除く）
② 住民税非課税世帯に属する者で（第2・3段階）あって、全世帯員の前年収入の合算額が、2人世帯で120万円（世帯員が2人以上の場合1人につき35万円を加算した額）以下のもののうち、本人の収入額が60万円以下であること。</td></tr>
<tr><td>上記①②の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。
・住居以外の不動産を有している者
・一定基準額以上の預貯金がある者→預貯金額は1050万円以上（内規）
・健康保険法・地方税法上の扶養者が住民税課税者
・世帯員に住民税未申告者がいるとき
・世帯員に介護保険料の滞納者がいるとき</td></tr>
<tr><td>資格の申請</td><td>「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給者資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」（世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付）を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証」を交付。</td></tr>
<tr><td>資格有効期限</td><td>有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。</td></tr>
<tr><td>財源</td><td>一般会計</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">6・半田市</td><td>事業名・根拠法規等</td><td>半田市介護福祉助成に関する条例
半田市介護福祉助成に関する条例施行規則</td></tr>
<tr><td>対象サービス</td><td>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）（条例）</td></tr>
<tr><td>助成金の額</td><td>介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する（条例）。
→「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の 2 分の 1 とする。（条例）
※利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。（施行規則）
<table>
<tr><th>要介護状態区分</th><th>介護福祉給付助成額（助成限度額）</th><th>第1・2段階</th><th>第3段階</th></tr>
<tr><td>要支援 1</td><td rowspan="2">3,075 円以内（1/2 の額）</td><td colspan="2">4,970 円</td></tr>
<tr><td>要支援 2</td><td colspan="2">10,400 円</td></tr>
<tr><td>要介護 1</td><td>8,290 円以内（1/2 の額）</td><td>15,000 円</td><td>16,580 円</td></tr>
<tr><td>要介護 2</td><td>9,740 円以内（1/2 の額）</td><td>15,000 円</td><td>19,480 円</td></tr>
<tr><td>要介護 3 以降</td><td>12,300 円以内</td><td>15,000 円</td><td>24,600 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>助成金の支払</td><td>① 給者が「要支援」「要介護 1」「要介護 2」の場合（施行規則）は、「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。（条例・施行細則）
② 受給者が「要介護 3」「要介護 4」「要介護 5」の場合は、「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。（施行規則）
→運用上実際は、①の適用は困難で②により償還払いしている。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>①住民税非課税世帯の者（条例）
②半田市市税条例及び半田市市税の減免に関する規則に該当する世帯の者（条例）
（いずれも旧処置入所者、生保は除く）</td></tr>
<tr><td>資格の申請</td><td>「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。※証の有効期限はなく、年に 1 度要件が該当しているかどうかは市で確認している。</td></tr>
<tr><td>財源</td><td>一般会計</td></tr>
</table>

10・碧南市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費も含む）
	助成金の額	利用者負担額の 2 分の 1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	碧南市介護保険条例･碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例･碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
	財源	一般会計

11・刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
	助成金の額	利用者負担額の 2 分の 1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し 6%の利用者負担額を支払い、軽減額（5%）の残りの 1%分を市長に申請し償還払いを受ける。（2005 年 3 月で国の特別対策（高齢者の訪問介護特別対策部分）が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる）
	対象者	①保険料徴収区分第1段階のもの（生保除く） ②住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が 42 万円以下のもの。 ③住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が 103 万円（世帯員が 2 人以上の場合は 164 万円）以下のもの
	資格の申請	「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証交付申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の 6 月末日まで（4 月 1 日～6 月 30 日までに申請のあった者は、当該年度の 6 月 30 日まで）。更新は 6 月中に上記方法にて行う。
	財源	一般会計

13・安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	《介護予防サービス》介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護（デイサービス）、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具の貸与 《介護サービス》訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、居宅療養管理指導、福祉用具の貸与 《地域密着型サービス》夜間対応型訪問介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護
	軽減額	利用者負担額の 2 分の 1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証
	対象者	① 住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ② 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が 103 万円（生計同一者が 2 人以上の場合は 164 万円）以下のもの 上記①②の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 ・ 生保 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある
	資格の申請	「介護保険利用者負担額軽減申請書」に対象者であることを証明できる書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の 6 月末日まで（4 月 1 日～6 月 30 日までに申請のあった者は、当該年度の 6 月 30 日まで）。
	財源	一般会計

14・西尾市	事業名・根拠法規等		西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費含む）
	助成金の支払		以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類
	（1）	対象者	第1段階（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の2分の1の負担となる。）
	（2）	対象者	第2・3段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
		助成額	利用者負担額の5分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給のあった場合は、上限額の5分の4の負担となる。）
	財源		一般会計

18・江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の50%（利用者負担5%） ※3%から変更（2005年7月）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付（指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による）
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

知多北部広域連合	根拠法規		知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則
	対象サービス		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（規則）
	（1）	対象の所得段階区分	第1・2段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が66万円（2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額）以下であること。 ② 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 ③ 住民税課税者に扶養されていないこと。 ④ 社会保険の被扶養者でいないこと。
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額（規則）
	（2）	対象の所得段階区分	第3段階（条例・規則）
		対象者の条件	① 全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 ②～④（1）と同じ
		減免内容	利用者負担額の2分の1を減額（規則）
	申請の有無・減免内容		保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。（規則）
	財源		介護保険特別会計

25・知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の 2 分の 1 を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれかに該当するもの対象とする。 ① 第 1 段階の者 ② 住民税非課税世帯に属する者で、対象収入（前年収入から必要経費を控除した額）が 42 万円以下のもの ③ 住民税非課税世帯に属する者で、前年の全世帯員の収入合計額が 164 万円以下（1 人世帯の場合 103 万円以下）のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 ・ 生保 ・生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の 6 月末日まで（4 月 1 日～6 月 30 日までに申請のあった者は、当該年度の 6 月 30 日まで）。更新は毎年 6 月中に行う。
	財源	一般会計

28・岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の 2 分の 1 を助成
	対象者	老齢福祉年金受給者であって、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「老齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市老齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
	財源	一般会計

30・日進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の 2 分の 1 を助成（利用者負担 5%）　※3%から変更（2005 年 4 月）
	対象者	訪問介護利用者負担減額認定証の交付を受けているもの（2005 年 4 月以降も継続）
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
	財源	一般会計

39・春日町	事業名・根拠法規等	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（要綱）
	軽減額	利用者負担額の２分の１を軽減
	対象者	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
	申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。該当者には認定証を発行。（規則・要綱）
	減免額の支払方法	現物給付
	減免期間	申請のあった月から当該年度内分を減免の対象とする。
	財源	一般会計

48・阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の 70%（利用者負担 3%）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業所と町が受領委任払い契約を結んでおり、受給者と事業所が委任契約を結んだ場合は、現物給付とする。
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する。
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する 6 月 30 日まで。
	財源	一般会計

52・武豊町	（1）	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（特例サービス費も含む）、住宅改修費、福祉用具購入費
		軽減額	利用者負担額の２分の１を軽減
		助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅（支援）サービス費は、「居宅介護（支援）福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
		対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
		申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
		減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する。
		財源	一般会計
	（2）	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	介護福祉施設サービス（特例サービス費も含む・食事提供費は除く）
		軽減額	利用者負担額の２分の１を軽減
		助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書（指定介護福祉施設サービス償還払い用）」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付。
		対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額 68 万円以下であるもの。
		申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書（指定介護老人福祉施設入所者）」にて町長に申請する。
		財源	一般会計

53・一色町	事業名・根拠法規等		一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第 2 段階」「第 3 段階」のもの
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
		助成額	利用者負担額の 4 分の 1 を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第 1 段階」のもの（生保除く）
		対象サービス	(1) の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費含む）
		助成額	利用者負担額の 2 分の 1 を助成
	助成の申請		「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。
	財源		一般会計

54・吉良町、56・幡豆町	事業名・根拠法規等		吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱 幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第 1 段階」のもの（生保除く）
		助成額	利用者負担額の 2 分の 1 を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第 2 段階」「第 3 段階」のもの
		助成額	利用者負担額の 4 分の 1 を助成
	助成の申請		「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。
	財源		一般会計

56・幸田町	事業名・根拠法規等	幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
	軽減額	利用者負担額の 2 分の 1 を助成
	助成額の支払	「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。
	対象者	以下のすべての条件に該当する者 ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が 149 万円（一人世帯の場合は 94 万円）以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと（分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない） ・生活保護を受けていない ・全世帯員が居住用の土地、家屋以外の固定資産がないこと
	資格の申請	「介護保険利用者負担軽減措置対象者資格認定申請書」「介護保険利用者負担軽減に係る収入等申告書」「収入額等を証する証書、預金通帳等の書類」「納税及び非課税等の証明書」「介護保険被保険者証」を毎年 5 月末日までに町長に申請する。
	資格有効期間	申請のあった年の 6 月から翌年 5 月まで
	財源	一般会計

高額介護サービス費の自動払い実施状況

（2006年10月1日現在）

※2005年10月改定により支払方法の簡素化の通知が出され、初回のみの申請により次回以降は自動的に申請した口座に支払われることになった。
※前回キャラバン以降に自動払いを実施したのは瀬戸市、刈谷市、西尾市、犬山市、小牧市、清須市、春日町、美和町、大治町、蟹江町、飛島村、南知多町、美浜町、吉良町、三好町、東栄町の15市町村。
※未実施なのは豊明市（年度内に実施を検討）、田原市、設楽町、豊根村の4市町村のみ。
※2005年度に自動払いされたのは209,314件、15億4451万円。

【実施状況】○：自動払いを実施（予定を含む）、△：検討中、×：未実施（実施予定なし）

市町村名		実施状況	実施年月	件数
合計	実施	59	(93.7%)	209,314件
	検討中	1	(1.6%)	—
	未実施	3	(4.8%)	—
1	名古屋市	○	2005/10	129,521
2	豊橋市	○	2004/10	9,437
3	岡崎市	○	2005/10	12,662
4	一宮市	○	2005/10	4,686
5	瀬戸市	○	2005/10	1,612
6	半田市	○	2005/7	1,839
7	春日井市	○	2005/10	11,028
8	豊川市	○	2005/10	1,651
9	津島市	○	2005/10	3,298
10	碧南市	○	2005/12	641
11	刈谷市	○	2005/10	2,603
12	豊田市	○	2006/2	956
13	安城市	○	2005/10	1,518
14	西尾市	○	2006/1	0
15	蒲郡市	○	2005/10	2,065
16	犬山市	○	2005/10	1,453
17	常滑市	○	2005/10	2,337
18	江南市	○	2006/4	—
19	小牧市	○	2005/10	490
20	稲沢市	○	2005/11	
21	新城市	○	2005/10	2,583
22	東海市	○	2006/3	—
23	大府市	○	2006/3	—
24	知多市	○	2006/3	—
25	知立市	○	2005/10	880
26	尾張旭市	○	2005/10	1,160
27	高浜市	○	2005/12	1,084
28	岩倉市	○	2005/10	191
29	豊明市	△	年度内	
30	日進市	○	2005/10	2,223

市町村名		実施状況	実施年月	件数
31	田原市	×		
32	愛西市	○	2005/10	3,203
33	清須市	○	2005/10	
34	北名古屋市	○	2005/12	407
35	弥富市	○	2005/10	493
36	東郷町	○	2005/10	361
37	長久手町	○	2006/5	—
38	豊山町	○	2005/10	233
39	春日町	○	2006/1	45
40	大口町	○	2005/10	148
41	扶桑町	○	2005/10	727
42	七宝町	○	2005/10	
43	美和町	○	2005/10	188
44	甚目寺町	○	2006/1	304
45	大治町	○	2005/12	646
46	蟹江町	○	2005/10	219
47	飛島村	○	2006/10	—
48	阿久比町	○	2005/10	652
49	東浦町	○	2006/3	—
50	南知多町	○	2005/10	744
51	美浜町	○	2005/10	520
52	武豊町	○	2005/10	235
53	一色町	○	2005/11	458
54	吉良町	○	2005/10	696
55	幡豆町	○	2005/10	468
56	幸田町	○	2005/10	267
57	三好町	○	2005/1	737
58	設楽町	×		
59	東栄町	○	2006/1	340
60	豊根村	×		
61	音羽町	○	2005/10	41
62	小坂井町	○	2005/12	1,035
63	御津町	○	2005/10	229

介護3施設の負担増による退所者数

（2006年10月1日現在）

※厚生労働省が8月に発表した調査では、介護3施設の「食費居住費の全額自己負担化による退所者数」は121人（愛知県による介護3施設の調査まとめ。回答率88.3%）。
※市町村の中には、把握・調査等を行っていないところもあり、実際はもっと多いと考えられる。

市町村名		退所者数	備考
合計		55	
1	名古屋市	36	
2	豊橋市	0	
3	岡崎市	0	
4	一宮市	1	
5	瀬戸市	0	
6	半田市	0	
7	春日井市	0	
8	豊川市	0	
9	津島市	把握せず	
10	碧南市	1	
11	刈谷市	0	
12	豊田市	1	
13	安城市	1	
14	西尾市	不明	
15	蒲郡市	0	
16	犬山市	0	
17	常滑市	0	
18	江南市	0	
19	小牧市	0	
20	稲沢市	0	
21	新城市	7	うち在宅1人、他の施設6人
22	東海市	把握せず	
23	大府市	把握せず	
24	知多市	把握せず	
25	知立市	0	
26	尾張旭市	0	
27	高浜市	0	
28	岩倉市	0	
29	豊明市	0	
30	日進市	不明	
31	田原市	2	
32	愛西市	0	
33	清須市	0	
34	北名古屋市	0	
35	弥富市	不明	

市町村名		退所者数	備考
36	東郷町	0	
37	長久手町	0	
38	豊山町	0	
39	春日町	0	
40	大口町	1	
41	扶桑町	0	
42	七宝町	不明	
43	美和町	0	
44	甚目寺町	不明	
45	大治町	不明	
46	蟹江町	1	
47	飛島村	0	
48	阿久比町	0	
49	東浦町	把握せず	
50	南知多町	0	
51	美浜町	0	
52	武豊町	0	
53	一色町	3	
54	吉良町	―	
55	幡豆町	0	
56	幸田町	0	
57	三好町	1	
58	設楽町	0	
59	東栄町	0	
60	豊根村	0	
61	音羽町	0	
62	小坂井町	0	
63	御津町	0	

軽度者の特殊寝台（介護ベッド）・車イスの給付状況

（2006年10月1日現在）

※介護ベッドは4月1日に14,043台貸し出されていたものが、10月1日には1,863台まで減少した。介護度変更分を含むが、未集計の自治体も多く、9月末で中止された件数はさらに増えると見込まれる。
※車イスも同様に未集計の自治体が多く、9月末で中止された件数はさらに増えると考えられる。

市町村名		特殊寝台（介護ベッド）			車イス			備考
給付件数		4月1日現在	10月1日現在	9月末で中止された件数	4月1日現在	10月1日現在	9月末で中止された件数	
合計		14,043	1,863	1,589	6,950	1,320	338	
1	名古屋市	5,579	未集計	不明	2,558	未集計	不明	
2	豊橋市	1,236	未集計	経過措置期間中	885	未集計	経過措置期間中	
3	岡崎市	658	435	0	324	243	0	
4	一宮市	717			356			
5	瀬戸市	93			60			
6	半田市	194			72			支障あれば福祉用具一時貸出事業で対応したい
7	春日井市	285	33	252	168	150	18	10月と中止件数は見込み数
8	豊川市	186			88			
9	津島市	117	46	51	56	26	30	
10	碧南市	166	151	60	91	87	15	10月は7月31日と読み替え
11	刈谷市	181	135	46	89	71	18	10月は7月実績と読み替え
12	豊田市	515	292		297	170		10月は8月実績と読み替え
13	安城市	298	25	253	171	95	70	高齢者福祉サービスでの実施を検討
14	西尾市	385	軽度者件数は119件で10月から貸与不可		61	12月中旬以降でないと把握できない		福祉用具の貸与を検討
15	蒲郡市	178			59			
16	犬山市	144	不明	108	49	不明	7	
17	常滑市	106	3	81	32	23	2	
18	江南市	120			58			各市の動向を見据え検討
19	小牧市	442	未集計	未集計	380	未集計	未集計	
20	稲沢市	0	0	0	0	0	0	サービス担当者会議等で必要と判断され主治医が必要と認めた場合6カ月の特殊寝台・車イスの貸与を認め、継続は半年ごとに更新手続をとる
21	新城市	136	10	126	42	11	31	10月給付件数中特殊寝台は8人、車イスは4人が介護度上昇による
22	東海市	158	未把握	未把握	76	未把握	未把握	
23	大府市	173	未把握	未把握	74	未把握	未把握	
24	知多市	146	未把握	未把握	68	未把握	未把握	
25	知立市	58			37			
26	尾張旭市	159	83	76	49	26	23	中止件数は7月末までの数
27	高浜市	80	55		40	32		
28	岩倉市	81	84		37	37		
29	豊明市	68	62	56	24	23	5	
30	日進市	95	32	63	53	29	24	
31	田原市	73	1	68	24	2	21	
32	愛西市	102	73	22	58	40	11	
33	清須市	53	4	49	不明	11	不明	

市町村名		特殊寝台（介護ベッド）			車イス			備考
給付件数		4月1日現在	10月1日現在	9月末で中止された件数	4月1日現在	10月1日現在	9月末で中止された件数	
34	北名古屋市	93	40	54	50	30	14	介護保険で貸与ができない場合は市社会福祉協議会に申し込み利用できる
35	弥富市	94	38		27	18		
36	東郷町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	
37	長久手町	40	未集計	不明	36	未集計	不明	
38	豊山町	3		0	2	2	0	10月給付者は普通寝台で対応できたため結果的にゼロに
39	春日町	8	0	8	7	1	6	
40	大口町	38			9			必要と判断する場合はサービス調整会議で審議し給付対象とする
41	扶桑町	72	40	32	22	19	3	医師の意見や地域ケア会議等で検討し真に必要な方には貸与する。対象外でも社会福祉協議会で無償貸与できる制度がある
42	七宝町	34			11			車イスは社会福祉協議会の貸与制度がある
43	美和町							
44	甚目寺町	21	1	20	14	6	8	
45	大治町	不明	25	不明	不明	16	不明	
46	蟹江町	51		0	31		0	
47	飛島村	7	3	1	0	0	0	
48	阿久比町	13			37			
49	東浦町	98	未把握	未把握	35	未把握	未把握	
50	南知多町	50	3	47	22	7	15	
51	美浜町	29	29	0	20	20	0	
52	武豊町	72	不明	不明	24	不明	不明	
53	一色町	25	20	5	11	10	1	介護ベッドは調査時資料で、車イスはサービス調整委員会で必要性を判断する
54	吉良町	34	1	33	17	5	12	給付対象外でも利用できる車イス貸与事業を実施している
55	幡豆町							
56	幸田町	53	3		41	8		給付対象外については他市町村の事例等も参考に研究する
57	三好町	134	128	1	67	72	0	
58	設楽町	9	2	0	5	5	0	
59	東栄町	17	5	12	2	2	0	
60	豊根村	5	0	5	0	0	0	社会福祉協議会で特殊寝台･車イス等の福祉用具を無料で貸し出す事業を行っている
61	音羽町	11	0	11	2	2	0	
62	小坂井町	39	0	39	18	19	2	
63	御津町	11	1	10	4	2	2	生活状況等を勘案し真に必要とする場合は継続して利用してもらっている

地域包括支援センターについて

（2006年10月1日現在）

※1カ所あたりの委託料は3,500千円～52,266千円と大幅に差がある。
※介護予防ケアプランの1件あたりの委託料は2,000円～4,000円と差があるが、平均して3,708円となっている。
※地域包括支援センターを自治体の直営で設置しているのは19市町村。

市町村名		民間委託の場合		介護予防ケアプラン1件あたりの委託料（円）
		年間の委託料（千円）	1カ所あたり（千円）	
平均		—	18,687	3,708
1	名古屋市	966,806	33,338	3,410
2	豊橋市		15,000	3,600
3	岡崎市	177,494	17,749	3,600
4	一宮市		23,000	3,600
5	瀬戸市		10,791	4,000
6	半田市	52,266	52,266	3,800
7	春日井市		15,000	2,000
8	豊川市	直営		
9	津島市	30,000	10,000	3,600
10	碧南市	直営		3,000
11	刈谷市	33,845	33,845	3,800
12	豊田市		18,500	3,600
13	安城市	22,707	22,707	3,600
14	西尾市	20,000	20,000	3,800
15	蒲郡市	45,000	15,000	3,600
16	犬山市	直営		
17	常滑市	直営		3,800
18	江南市	48,951	16,317	3,600
19	小牧市			
20	稲沢市	69,039	11,507	3,600
21	新城市	22,000	22,000	3,360
—	知多北部広域連合	152,731	19,091	3,800
25	知立市	10,494	10,494	3,800
26	尾張旭市	14,334	14,334	3,800
27	高浜市	直営		3,600
28	岩倉市	26,843	26,843	3,600
29	豊明市	直営		3,800
30	日進市	30,656	10,219	3,800
31	田原市	39,386	19,693	4,050
32	愛西市	直営		3,600

市町村名		民間委託の場合		介護予防ケアプラン1件あたりの委託料（円）
		年間の委託料（千円）	1カ所あたり（千円）	
33	清須市	29,000	29,000	3,780
34	北名古屋市	直営		3,675
35	弥富市	21,000	21,000	3,600
36	東郷町	21,883	21,883	3,800
37	長久手町	17,895	17,895	3,800
38	豊山町	直営		
39	春日町	直営		3,780
40	大口町	直営		4,000
41	扶桑町	21,959	21,959	3,600
42	七宝町			3,800
43	美和町	25,925	25,925	3,800
44	甚目寺町	直営		3,800
45	大治町	19,440	19,440	3,800
46	蟹江町	13,000	13,000	4,000
47	飛島村	直営		4,000
48	阿久比町	直営		4,000
50	南知多町	直営		4,000
51	美浜町	22,000	22,000	3,800
52	武豊町	直営		3,800
53	一色町	16,280	16,280	3,800
54	吉良町	10,198	10,198	3,800
55	幡豆町	5,950	5,950	3,800
56	幸田町	25,698	25,698	3,780
57	三好町	直営		3,800
58	設楽町	15,268	15,268	4,000
59	東栄町	直営		4,000
60	豊根村			
61	音羽町	3,500	3,500	
62	小坂井町	14,600	14,600	3,600
63	御津町	7,500	7,500	3,600

困難事例のうち措置対応した件数

（２００６年１０月１日現在）

※昨年は49件だったのが69件に増加している。ちなみに2003年度は13件だった。
※北名古屋市が飛び抜けて多いが、昨年は「困難事例として区分して扱ってないため、件数の把握はしていない」と回答しており、今回の調査でも困難事例と区分せずにゼロと回答している市町村があると推測できる。

市町村名		2004年度	2005年度
合計		49	69
1	名古屋市	6	9
2	豊橋市	0	8
3	岡崎市	9	10
4	一宮市	0	2
5	瀬戸市	0	1
6	半田市	0	0
7	春日井市	9	4
8	豊川市	0	0
9	津島市		3
10	碧南市	0	0
11	刈谷市	2	1
12	豊田市	1	1
13	安城市	4	2
14	西尾市	0	0
15	蒲郡市	0	0
16	犬山市	0	0
17	常滑市	7	0
18	江南市	0	0
19	小牧市	3	3
20	稲沢市	0	0
21	新城市	0	0
22	東海市		0
23	大府市	0	0
24	知多市	未集計	0
25	知立市	0	0
26	尾張旭市	3	0
27	高浜市		1
28	岩倉市	0	0
29	豊明市	0	1
30	日進市	0	0
31	田原市	0	2
32	愛西市	0	1
33	清須市	0	3
34	北名古屋市	―	15
35	弥富市	―	0

市町村名		2004年度	2005年度
36	東郷町	0	0
37	長久手町	0	0
38	豊山町	1	0
39	春日町		0
40	大口町		0
41	扶桑町	0	0
42	七宝町	0	0
43	美和町		0
44	甚目寺町	0	0
45	大治町	0	0
46	蟹江町	0	0
47	飛島村		0
48	阿久比町		0
49	東浦町	1	2
50	南知多町	0	0
51	美浜町	0	0
52	武豊町	0	0
53	一色町	0	0
54	吉良町	0	0
55	幡豆町	0	0
56	幸田町		0
57	三好町	0	0
58	設楽町	0	0
59	東栄町	0	0
60	豊根村	0	0
61	音羽町		0
62	小坂井町	2	0
63	御津町	1	0

特別養護老人ホームの待機者数

（2006年10月1日現在）

※特別養護老人ホームの待機者数は前回調査と比べて2,839人増（20.7%の増加率）だが、「把握していない・不明」（大口町・七宝町・美和町・甚目寺町・大治町）や、「調査年月が古い市町村」（名古屋市・2004年4月、岡崎市・2004年10月）などあるため、実際はさらに増える事が容易に予想できる。

市町村名		2005年10月1日現在	待機者数	年　月現在
合計		13,702	16,541	
1	名古屋市	5,827	5,827	16／4
2	豊橋市	524	753	18／4
3	岡崎市	1,134	1,047	16／10
4	一宮市	—	392	17／2
5	瀬戸市	246	268	17／6
6	半田市	305	293	18／9
7	春日井市	230	262	17／9
8	豊川市	291	487	18／9
9	津島市	648	602	18／4
10	碧南市	150	270	18／10
11	刈谷市	47	73	18／8
12	豊田市	—	479	18／3
13	安城市	120	117	18／10
14	西尾市	300	139	17／2
15	蒲郡市	483	350	18／9
16	犬山市	151	196	18／4
17	常滑市	276	220	18／10
18	江南市	290	252	18／8
19	小牧市	120	332	18／8
20	稲沢市	—	363	18／5
21	新城市	—	177	18／8
22	東海市	140	115	18／4
23	大府市	167	158	18／4
24	知多市	155	139	18／4
25	知立市	90	107	18／9
26	尾張旭市	78	94	17／2
27	高浜市	115	89	18／9
28	岩倉市	116	70	18／4
29	豊明市	120	238	18／9
30	日進市	122	130	18／8
31	田原市	—	419	18／9
32	愛西市	—	140	18／9
33	清須市	—	0	18／9
34	北名古屋市	—	100	18／9
35	弥富市	—	64	18／10

市町村名		2005年10月1日現在	待機者数	年　月現在
36	東郷町	63	66	18／10
37	長久手町	47	92	18／9
38	豊山町	10		18／10
39	春日町	0	6	18／9
40	大口町	26	把握していない	
41	扶桑町	49	54	18／5
42	七宝町	不明		
43	美和町	不明		
44	甚目寺町	不明	不明	
45	大治町	不明	不明	
46	蟹江町	不明	135	18／9
47	飛島村	0	5	18／9
48	阿久比町	277	25	18／10
49	東浦町	82	75	18／4
50	南知多町	66	105	18／8
51	美浜町	80	7	17／8
52	武豊町	156	128	18／9
53	一色町	76	112	18／3
54	吉良町	64	122	18／9
55	幡豆町	74	99	18／8
56	幸田町	90	450	18／10
57	三好町	121	49	17／8
58	設楽町	28	49	18／10
59	東栄町	40	45	18／7
60	豊根村	0	15	18／9
61	音羽町	68	7	18／9
62	小坂井町	40	16	18／7
63	御津町	不明	9	18／9

住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

（2006年10月1日現在）

※住宅改修の受領委任払い制度は昨年調査時以降新たに名古屋市･刈谷市･江南市･稲沢市･東海市･大府市･知多市･東浦町･設楽町で実施され、18市町（28.6%）となった。実績は名古屋市の実施に伴い大幅に増え6,253件となった。
※福祉用具の受領委任払い制度は、稲沢市･東海市･大府市･知多市･東浦町が新たに実施し、14市町（22.2%）となった。実績は昨年よりも73件増加し、549件となった。。

※◎:実施している、○:実施予定の市町村、△:検討中の市町村、空欄:実施の予定がない

市町村名		住宅改修		福祉用具	
		実施状況	備考	実施状況	備考
合計		18	6,253件	14	549件
1	名古屋市	◎	5,860	△	
2	豊橋市	△		△	
3	岡崎市	△		△	
4	一宮市				
5	瀬戸市				
6	半田市	△		△	
7	春日井市	△		△	
8	豊川市				
9	津島市	◎	104	◎	187
10	碧南市			△	
11	刈谷市	◎	06年度～		
12	豊田市	△		○	07年予定
13	安城市	△		△	
14	西尾市	◎	84	◎	135
15	蒲郡市	◎	3	△	
16	犬山市	○	07年予定		
17	常滑市				
18	江南市	◎	06年度～	○	07年予定
19	小牧市				
20	稲沢市	◎	06年度～	◎	06年度～
21	新城市				
22	東海市	◎	06年度～	◎	06年度～
23	大府市	◎	06年度～	◎	06年度～
24	知多市	◎	06年度～	◎	06年度～
25	知立市	◎	30	◎	36
26	尾張旭市	◎	57	◎	86
27	高浜市	◎	65	◎	105
28	岩倉市	○	07年度中	○	07年度中
29	豊明市				
30	日進市	△		△	
31	田原市				
32	愛西市	△		△	
33	清須市				

市町村名		住宅改修		福祉用具	
		実施状況	備考	実施状況	備考
34	北名古屋市				
35	弥富市				
36	東郷町				
37	長久手町				
38	豊山町				
39	春日町	△		△	
40	大口町	◎	32		
41	扶桑町				
42	七宝町				
43	美和町				
44	甚目寺町				
45	大治町				
46	蟹江町				
47	飛島村	△		△	
48	阿久比町				
49	東浦町	◎	06年度～	◎	06年度～
50	南知多町				
51	美浜町				
52	武豊町				
53	一色町	△		△	
54	吉良町				
55	幡豆町	△		△	
56	幸田町				
57	三好町				
58	設楽町	◎	18	◎	
59	東栄町	△		△	
60	豊根村				
61	音羽町				
62	小坂井町				
63	御津町				

地域密着型サービスの実施状況及び計画

（2006年10月1日現在）

市町村名		実施状況及び計画
1	名古屋市	・ 2006年10月1日現在の指定事業所数 夜間対応型訪問介護　3 認知症対応型通所介護　13 小規模多機能型居宅介護　2 認知症対応型共同生活介護　131 ・ 今後は「はつらつ長寿プランなごや2006」の達成に向け、基盤整備に努めたい。
2	豊橋市	・ 地域密着型サービス事業所の整備状況 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）10事業所 認知症対応型通所介護（認知症デイ）4事業所 共用型認知症対応型通所介護（認知症デイ）1事業所 ・ 地域密着型サービスの整備計画 第3期事業計画における整備予定数 認知症対応型共同生活介護　新規整備2（2006年度） 認知症対応型通所介護　新規整備5（2006年度） 夜間対応型訪問介護　新規整備2（2006～2008年） 小規模多機能型居宅介護　整備方針について検討中
3	岡崎市	・ 実施状況（2006．10．1） 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護：9件 認知症対応型通所介護：5件 介護予防認知症対応型通所介護：4件 ・ 計画（2006．10．1） ○随時募集中 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ○2007年度整備計画分事前協議中 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○募集期間未定 地域密着型特定施設入所者生活介護（2006．9．29現在事前協議応募なし） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
4	一宮市	認知症対応型共同生活介護（現状：15施設　今後の計画：3施設） 認知症対応型通所介護施設（現状：6施設　今後の計画：10施設） 小規模多機能型居宅介護（現状：0施設　今後の計画：12施設） 小規模介護老人福祉施設（現状：0施設　今後の計画：3施設） 夜間対応型訪問介護（現状：0施設　今後の計画：1施設）
5	瀬戸市	・ 小規模多機能型居宅介護 既設数：3　整備目標（2006～2008）：5　実施状況：0 ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 既設数：4　整備目標：3　実施状況：0 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護（小規模特別養護老人ホーム） 既設数：0　整備目標：2　実施状況0
6	半田市	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 実施状況：7　計画（2006年度～2008年度）：21 認知症対応型通所介護 実施状況：1　計画（2006年度～2008年度）：7 小規模多機能型居宅介護 実施状況：7　計画（2006年度～2008年度）：12

市町村名		実施状況及び計画
7	春日井市	みなし推定含み認知症対応型通所介護 9事業者　定員126名　グループホーム7事業者　81名 グループホーム　2006年　36名、2007年　36名 小規模特養　　2007年　58名、2008年　29名
8	豊川市	現在「認知症対応型通所介護」事業所：5カ所、「認知症対応型共同生活介護」事業所：6カ所を指定している。 「小規模多機能型居宅介護」事業所については2006年度中に募集し、新規指定を予定している。 「特定施設」「老人福祉施設」「夜間対応型訪問介護」については実施を計画していない。
9	津島市	・　認知症対応型通所介護（2006年度募集） ・　小規模多機能型居宅介護（2006年度募集） ・　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活保護（2007・2008年度計画） ・　認知症対応型共同生活介護（2008年度計画）　既存施設1カ所実施
10	碧南市	実施　　認知症対応型共同生活介護：2カ所　18人 計画　　認知症対応型共同生活介護：1カ所　18人 （2006年度）小規模多機能型居宅介護：1カ所認知症対応型通所介護：1カ所
11	刈谷市	従前からのグループホーム4カ所を指定した。2006年度以降に夜間対応型訪問介護、グループホーム、小規模多機能型居宅介護をそれぞれ1カ所ずつ整備する予定。
12	豊田市	2006年4月1日から地域密着型サービス6種類のうち2種類（認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護）のサービスが提供出来る状況となっています。現在、入居系地域密着型サービスの事業者審査を行っており、在宅系地域密着型サービスについても、事業者から指定申請がある場合には、審査・指定を行っていきます。
13	安城市	・　現在認知症対応型共同生活介護5カ所定員90名、認知症対応型通所介護2カ所定員18名整備 ・　2007年に認知症対応型通所介護1カ所定員10名整備予定 ・　2007年・2008年に各1カ所小規模多機能型居宅介護を公募にて整備予定
14	西尾市	2006年度　　小規模多機能型居宅介護　1件指定 2007年度以降は未定
15	蒲郡市	新規事業所の指定は1事業所、指定監査は11月頃予定
16	犬山市	グループホーム　　4事業所　60名定員　　認知症サービス　　2事業所　24名定員 計画は2008年度まで予定なし
17	常滑市	みなしでグループホーム2件、10／1でグループホーム2件と小規模多機能1件指定 今後は小規模多機能・認知症デイの整備予定あり
18	江南市	認知症対応型通所介護（既設2カ所、計画2カ所）、小規模多機能型生活介護（3カ所） 認知症対応型共同生活介護（既設4カ所、計画1カ所）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（計画1カ所）
19	小牧市	
20	稲沢市	本年度は小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所選定中です。2007年度に介護老人福祉施設1カ所、2008年度に特定施設入居者生活介護1カ所を計画しています。
21	新城市	2006年10月1日現在、グループホーム3カ所、認知症対応型通所介護2カ所でサービスを行っている。2006年11月から小規模多機能型居宅介護施設が開所予定
22	東海市	みなし指定分　認知症対応型共同生活介護　3事業所 2006年4月～9月までの指定　　認知症対応型共同生活介護　1事業所 第3期事業計画　認知症対応型通所介護施設　2、小規模多機能型居宅介護施設　3、認知症対応型共同生活介護施設　3、地域密着型介護老人福祉施設　1
23	大府市	みなし指定　認知症対応型共同生活介護　3事業所、認知症対応型通所介護　1、地域密着型特定施設入居者生活介護　1 2006年4月～9月までの指定分　認知症対応型共同生活介護　1 第3期事業計画　　認知症対応型通所介護　2、小規模多機能型居宅介護施設　2、認知症対応型共同生活介護施設　1、地域密着型特定施設　2、地域密着型介護老人福祉施設　1

市町村名		実施状況及び計画
24	知多市	みなし指定　　認知症対応型共同生活介護　1 第3期事業計画　　認知症対応型通所介護施設　2、小規模多機能型居宅介護施設　3、地域密着型介護老人福祉施設　1
25	知立市	既設　グループホーム　18床 今年度計画　小規模多機能型居宅介護施設　1カ所
26	尾張旭市	・ 実施状況(7月)　認知症デイ　3カ所、認知症グループホーム　4カ所 ・ 今後の整備計画　小規模多機能型居宅介護　2カ所程度(2006年～)(日常生活圏域は市全域)
27	高浜市	認知症対応型共同生活介護　2カ所 小規模多機能型居宅介護　1カ所　2007年4月オープン予定
28	岩倉市	[現在]認知症対応型グループホーム　3カ所、小規模多機能型居宅介護事業所　1カ所 [計画]認知症対応型グループホーム　1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所　1カ所
29	豊明市	現状はグループホーム1カ所(1カ所は休止中)、20年度4月指定で小規模特養･小規模多機能、グループホームを各1カ所ずつ設置予定している。
30	日進市	実施状況　(介護予防)認知症対応型共同生活介護4カ所、(介護予防)認知症対応型通所介護2カ所(GH1含む) 計画　小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護施設を2008年度において2施設(定員25名)を整備　　「第3期にっしんゆめプラン」より
31	田原市	グループホーム　27人　認知専用デイ　24人　実施
32	愛西市	・ 市内のみなし指定:2グループホーム ・ 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護について8月に公募し、2法人が実施予定で進んでいる
33	清須市	現在なし、 今年度①グループホーム2ユニット(18人分)指定予定、②小規模多機能　1カ所指定予定、③認知症対応型通所介護　1カ所指定予定
34	北名古屋市	市内に痴呆対応共同生活介護(グループユニット)が1施設(2ユニット)あり、サービス提供中です。現在、整備に関する相談を受けているのは、痴呆対応共同生活介護(グループユニット)が1施設(2ユニット分)、小規模多機能生活介護が1施設、夜間対応訪問介護が1施設となっています。
35	弥富市	3期事業計画期間として、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護　それぞれ1カ所ずつの計画があります。
36	東郷町	2007年度　認知症対応型共同生活介護　1　夜間対応型訪問介護　1 2008年度　認知症対応型共同生活介護　1　小規模多機能型居宅介護　1　認知症対応型通所介護　1
37	長久手町	小規模多機能型居宅介護　2007年度に1カ所 地域密着型介護老人福祉入所者生活介護　2008年度に1カ所
38	豊山町	① 夜間対応型訪問介護(2008年度から予定) ② 小規模多機能型居宅介護 ③ 認知症対応型通所介護(2008年度から予定) ④ 認知症対応型共同生活介護(みなし指定以外は2008年度から予定)
39	春日町	
40	大口町	3期介護保険事業計画年度内にグループホーム1ユニット
41	扶桑町	現在市内に、グループホームが4カ所あります。2008年度までの計画はありません。
42	七宝町	既存のグループホームを地域密着型サービスとしてみなし指定をした。
43	美和町	第3期介護保険事業計画では、認知症対応型共同介護(GH)　小規模多機能型居宅介護を計画
44	甚目寺町	小規模多機能型及びグループホームが現在申請中で、年内に指定の予定。
45	大治町	認知症対応型共同生活介護　1カ所
46	蟹江町	認知症対応型共同生活介護　町内2カ所開設 計画　他に小規模多機能型居宅介護

市町村名		実施状況及び計画
47	飛島村	第3期計画策定時に被保険者から聴き取りを実施し、策定 2007年年度までは実施せず、2008年度に認知症対応型通所介護サービスを実施予定
48	阿久比町	認知症対応型通所介護　　認知症対応型共同生活介護
49	東浦町	みなし指定　認知症対応型共同生活介護　1事業所、認知症対応型通所介護　1 第3期事業計画　　認知症対応型通所介護　1、小規模多機能型居宅介護施設　2、地域密着型特定施設　1
50	南知多町	グループホーム4カ所　(定員36名) 計画は現在のところなし
51	美浜町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)　4カ所(みなし指定) 認知症対応型通所介護(デイサービス)　1カ所(みなし指定)
52	武豊町	
53	一色町	認知症対応型共同生活介護　1カ所 認知症対応型通所介護　1カ所
54	吉良町	現在、認知症対応型共同生活介護　1カ所実施 第3期事業計画では2008年度、認知症対応型共同生活介護1カ所増設、2006年度より小規模多機能型居宅介護を予定している。
55	幡豆町	実施　グループホーム1カ所 計画　未定
56	幸田町	2006年9現在 ・ 認知症対応型共同生活介護(1カ所) ・ 小規模多機能型居宅介護(1カ所) ・ 認知症対応型通所介護(1カ所) 本年度申請　地域密着型特定施設入居者生活介護(1カ所) 2007年　小規模多機能(1カ所) 2008年　小規模多機能(1カ所)
57	三好町	2007年6月特別養護老人ホーム(100名)「みよしの里」開所のため施設整備実施。認知症対応型通所介護(10名)併設 小規模多機能型居宅介護(25名)、認知症対応型共同生活介護(9名)を公募し併設
58	設楽町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)　1件指定 2006年10月現在新規サービス未定
59	東栄町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
60	豊根村	他町のグループホームで2人利用しているが、村内には地域密着型の施設は無い。夜間サービスなども現在のところ計画無し。
61	音羽町	町内に2施設あるが、みなしで2名豊川市に在住しており町内の利用者はいない。 計画通所型で2名　共同生活で3名
62	小坂井町	・ 認知症対応型共同生活介護･通所介護サービスを実施中 ・ 小規模多機能型居宅介護　2008年度からの事業開始を予定
63	御津町	・ 認知症対応型共同生活介護　定員18人 ・ 認知症対応型通所介護　　定員10人(休止中)

食事（配食・会食）サービスの実施状況

（2006年10月1日現在）

◎印：配食方式・実施欄の◎印は、週7回実施している市町村（15自治体）
※配食方式では、三好町が週7回実施となった。未実施は七宝町と南知多町のみである。一方、利用者負担の値上げが、一宮市・碧南市・新城市・尾張旭市・豊明市・日進市・田原市・弥富市・長久手町・大治町・蟹江町・東栄町・音羽町・御津町でされた。
※会食方式では、北名古屋市・長久手町・甚目寺町で新設実施されたが、春日井市・碧南市・犬山市・豊山町・美和町・大治町・吉良町・音羽町で廃止された。
（新設および前進は、ゴチックで表示した。）

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数（05年度）	利用者負担	実施	実施回数	利用者数（05年度）	利用者負担
合計		61	（毎日実施：15）	8,786		21		2,018	
1	名古屋市	◎	1日につき1回、昼食又は夕食	2,561	食事代＋110円（介護保険給付分は20円）	×			
2	豊橋市	○	市町村特別給付 週5回昼 地域支援事業 週3回昼	478	1食単価から200円を控除した額	×			
3	岡崎市	◎	毎日1食（昼又は夕）	378	300円	×			
4	一宮市	◎	週7回昼	695	250円	×			
5	瀬戸市	○		88		×			
6	半田市	○	週5日(火曜～土曜)昼食	141	300円	×			
7	春日井市	○	週3回昼	509	300円	×			
8	豊川市	○	月～金の週5回まで、昼のみ	158		×			
9	津島市	○	月～土のうち、5日まで（昼のみ）	87	5段階250円～500円	×			
10	碧南市	◎	月・水・金の週3回又は毎日の夕食	122	普通食400円、治療食480円	×			
11	刈谷市	○	一般食（昼食週3回、夕食週2回）、治療食（夕食週5回）	111	一般食300円 治療食350円	×			
12	豊田市	◎	週7回昼・夕のいずれか（一部地域は週5～6回、昼のみ）	653	300円	○	年間107回（市内12地区のコミュニティがそれぞれ実施）	293	開催地区により異なるが、300円程度
13	安城市	○	週3回昼	170	普通食 300円 特別食 450円	○	各町内福祉委員会によるふれあい昼食会	高齢者同士又は三世代交流 平均40～50人／回	無料半数、有料の場合300円が多い
14	西尾市	○	月～金曜日の週5回以内昼食	84	300円	×			
15	蒲郡市	○	週3回・昼食	143	300円	×			
16	犬山市	○	週1～5回　昼	31.4	400円	×			
17	常滑市	○	週5回、夕食	38	500円	×			
18	江南市	○	月～金週5回、昼夜選択別	73.9	300円	×			
19	小牧市	○	週3回昼	155	300円				

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数(05年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数(05年度)	利用者負担
20	稲沢市	○	週5回昼	154	150円	×			
21	新城市	○	週3回昼食又は夕食を選択(火・木・金)	134	250円	×			
22	東海市	◎	毎日昼食のみ	109	300円・・・世帯全員が市町村税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 470円・・・上記以外の方	○	6回／年	180人／回	100円
23	大府市	◎	夕食、対象者ごとにアセスメントをとり、必要回数を配食		300円または550円の選択	×			
24	知多市	◎	夕食のみ、週1回毎日まで対応	52	300円	×			
25	知立市	◎	週7回　昼又は夜	79.7	H17　330円 H18　310円	×			
26	尾張旭市	○	週5回を限度、昼食	30	H17　300円 H18　400円	×			
27	高浜市	◎	週7回　夕食	84		○	宅老所5ヵ所にて週11回、昼食	延べ555人	100円 ～300円
28	岩倉市	○	週2回　昼食、 週5回　夕食	83	昼食:市民税課税者170円、非課税者無料、夕食:350円	×			
29	豊明市	○	週6回昼･夕食	46.1	400円	○	奇数月に36回昼	21.6人	300円
30	日進市	◎	週7回　夕	91	300円	○	225回(週1回昼、月4回、6ヵ所)	214人	600円
31	田原市	○	週4回　昼	166	300円	×			
32	愛西市	○	平日週5回昼食	65	400円	×			
33	清須市	○	週5回(昼･夕)	61.6	400円	×			
34	北名古屋市	◎	週7回　昼･夕	115	400円	○	「ふれあい会」週1回昼食、「ふれあい食堂」月2回昼食	ふれあい会50人 ふれあい食堂83人	300円
35	弥富市	○	週1回	40	400円	○		115人	1人1カ月1,000円の利用券を交付
36	東郷町	○	週3回(夕食)	31	300円	×			
37	長久手町	○	週5日　昼	50.2	200円(ただしH18.10から300円)	○	月2回　昼	H19から開始	200円

市町村名		配食方式				会食方式			
		実施	実施回数	利用者数(05年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数(05年度)	利用者負担
38	豊山町	○	日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)を除く月～土曜日の昼・夕食	9	500円	×			
39	春日町	○	週5回(平日・夕食のみ)		400円	○	月2回昼食	10	
40	大口町	◎	週7回　昼	8.5	400円	×			
41	扶桑町	○	週6回夕食	13.9	400円	×			
42	七宝町	×				○	月2回昼食	25	200円
43	美和町	○	週1回土曜昼食	18	300円	×			
44	甚目寺町	○	週1回　土曜日	23	300円	○	年間7回	40	無料又は200円
45	大治町	○	週1回昼食(土曜日)	6	H17.10～500円	×			
46	蟹江町	○	週1回昼食	45	300円	○	月1回	41	200円
47	飛島村	○	2回　昼／週	6.9	300円	○	4回　昼／年	12.5	無料
48	阿久比町	○	週6回　夕食	84	300円	×			
49	東浦町	◎	毎夕食365日	37	300円	○	年3回(各学単位)社会福祉協議会事業として一人暮らし老人に対して実施	24	無料
50	南知多町	×				○	年33回(大陸25回、離島8回昼)	18.5	100円
51	美浜町	○	昼食　週5回以内	24	300円	○	年9回昼(5ヵ所で年2回)	163	500円
52	武豊町	○	週5回昼(月～金)	12	ごはんとおかず400円おかずのみ300円	×			
53	一色町	○	週2回　夕食	46	200円	×			
54	吉良町	○	週2回昼	29	200円	×			
55	幡豆町	○	週3回　昼食	10	330円	×			
56	幸田町	○	週2回(火曜・金曜)夕食、H18.4～週3回	74	250円	○	年2回	29.5	無料
57	三好町	◎	1日1食(昼又は夜希望)で週1～7回	9.4	300円	×			
58	設楽町	○	要援護者月2～4回昼食　65歳以上高齢者年3回昼食	10.5	200円	○	年3回　昼食	119	無料
59	東栄町	○	週1回昼　希望者には週2回昼	65	400円	○	年6回	10	
60	豊根村	○	年4回(5・9・11・1月)昼食	50	300円	×			
61	音羽町	○	週4回　昼食のみ	17	350円ただし非課税世帯は300円	×			
62	小坂井町	○	週2回(水・金)昼	74	200円	×			
63	御津町	○	週2回昼(火・金)	46.2	300円	○	週2回昼(火・金)	2.9	300円

ゴミ出し援助の実施状況

(２００６年１０月１日現在)

※24市町村で実施され、新設実施は犬山市･豊山町･阿久比町の3自治体。美和町は制度がなくなった。
利用者実数は、04年度実績と比較して、横ばい（2,606⇒2,572）である。
（新設した自治体の事業はゴチックで表示した。）

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者実数（０５年度）
合計		24			2,572
1	名古屋市	○	なごやか収集	１人でごみや資源の排出が困難な６５歳以上で要介護認定を受けている１人暮らし世帯の方、障害者の方で１人暮らし世帯の方	1,921
2	豊橋市	○	ふれあい収集	６５歳以上でひとり暮らしの世帯、身体が不自由でひとり暮らしの世帯	
3	岡崎市	○	さわやか収集	６５歳以上介護保険の認定者又は各種障害者の手帳保持者でひとり暮らしの世帯	212
4	一宮市	○	ふれあい収集	要介護認定を受けている６５歳以上の高齢者のみの世帯	103
5	瀬戸市	○	ふれあい収集	６５歳以上で寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や、自由な行動が困難な方	60
6	半田市	×			
7	春日井市	○	さわやか収集事業	ひとり暮らしで、ごみ出しの協力が得られない65歳以上で要支援か要介護の認定を受けている人、各種障害者手帳の交付を受けている人	117
8	豊川市	×			
9	津島市	○	ふれあい収集（清掃事務所の所管）	ひとりぐらし老人登録者で要介護認定1以上の世帯	13
10	碧南市	○	軽度生活援助（ウエルヘルプサービス）	65歳以上のひとり暮らし老人又は65以上のみの世帯に属する虚弱な方	
11	刈谷市	×			
12	豊田市	×			
13	安城市	○	高齢者軽度生活援助事業	６５歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人で、前年所得が２００万円以下の人	6
14	西尾市	○	西尾市にこやか収集	６５歳以上で要介護認定を受けている一人暮らし、身体障害者手帳の所持者で一人暮らし（H14.4.1から実施）	16
15	蒲郡市	×			
16	犬山市	○	生活支援事業	概ね65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で家事援助を必要とする者	20
17	常滑市	×	シルバー人材センターで事業が可能か検討中		
18	江南市	×			
19	小牧市	○	こまやか収集	６５歳以上で介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている一人暮らしの世帯、身体障害者手帳所持者で一人暮らし世帯、精神保健施設手帳所持者で一人暮らし世帯、療育手帳所持者で一人暮らし世帯	36
20	稲沢市	×			
21	新城市	○	粗大ゴミ戸別収集事業	市内在住の運搬手段を持っていない満６５歳以上の無職の高齢者世帯で市内に家族等身内のいない世帯	3
22	東海市	○	ひとり暮らし高齢者訪問援助事業	介護保険の対象とならない程度で日常生活に支障のあるかたで非課税世帯のかた	5
23	大府市	×			
24	知多市	×			

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者実数(05年度)
25	知立市	×			
26	尾張旭市	×			
27	高浜市	○	①ふれあいサービス ②軽度生活援助 ③ホームヘルプサービス(生活援助)	①福祉的支援を要する人 ②独居高齢者世帯 ③要支援以上の認定者	
28	岩倉市	×			
29	豊明市	×			
30	日進市	○	日進市エコサポート事業	満65歳以上介護保険の要介護認定を受けているひとり暮らしの者で近隣の協力及び排出困難な方	19
31	田原市	×			
32	愛西市	○	訪問介護員派遣事業	要介護認定で「非該当」と判断された要援護高齢者	0
33	清須市	×			
34	北名古屋市	○	ホームヘルプサービス	概ね65歳以上の方で虚弱又は援護を必要とする方	4
35	弥富市	×			
36	東郷町	×			
37	長久手町	×			
38	豊山町	○	軽度生活支援費制度	要支援要介護認定を受けられた方	8
39	春日町	○	老人家庭の粗大ゴミ収集	70歳以上のひとり暮らし老人、高齢者世帯及び身体障害者ひとり暮らし世帯で搬出困難	0
40	大口町	×			
41	扶桑町	×			
42	七宝町	×			
43	美和町	×			
44	甚目寺町	○	支え合いネットワーク事業	ひとり暮らし又は高齢者世帯　2～3名	3
45	大治町	×			
46	蟹江町	×			
47	飛島村	×			
48	阿久比町	○	軽度生活援助事業	独居	6
49	東浦町	×			0
50	南知多町	×			
51	美浜町	×			
52	武豊町	○	訪問介護事業にて実施	訪問介護事業利用者	16
53	一色町	×			
54	吉良町	×			
55	幡豆町	×			
56	幸田町	○	幸田町軽度生活支援事業	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者･高齢者のみ世帯。心身障害者の一人暮らし･世帯	3.5
57	三好町	×			
58	設楽町	×			
59	東栄町	×			
60	豊根村	×			
61	音羽町	×			
62	小坂井町	×			
63	御津町	×			

介護手当の支給状況

(２００６年１０月１日現在)

※豊川市･碧南市･刈谷市･稲沢市･田原市･北名古屋市で、「ねたきり老人手当」などの名称で介護手当が新設された。西尾市･新城市･豊山町･飛島村は制度がなくなった。

（新設された手当はゴチックで表示した。）

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
合計		37					12,711
1	名古屋市	×					
2	豊橋市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護サービスを利用していない要介護認定者	①介護度要介護3以上 ②市民税非課税世	100,000円	7
3	岡崎市	×					
4	一宮市	○	ねたきり老人等見舞金	要介護認定で要介護4･5の認定者	介護度4･5	60,000円	2,899
5	瀬戸市	○	介護福祉手当	４０歳以上の要介護者等	介護保険の要介護認定または要支援の認定を受けた方の内、世帯全員が市民税非課税の方	30,000円	883
6	半田市	×					
7	春日井市	○	ﾘﾌﾚｯｼｭ手当※他に所得制限のある介護福祉特別給付金制度有	要介護高齢者を在宅で介護している家族介護者	要支援または要介護の認定を受けている者を在宅で介護していること	18,000円	4,208
8	豊川市	○	在宅ねたきり高齢者等介護者手当	在宅ねたきり高齢者等を介護する同居者等	在宅ねたきり高齢者等はH18.1.31に旧一宮町内に居住する６５歳以上で、要介護4又は5と認定された者。(H18.2.1合併)	12, 000円	32
9	津島市	×					
10	碧南市	○	在宅寝たきり老人等福祉手当	在宅で寝たきり又は認知症の状態が3ヶ月以上継続し、介護を必要とする６５歳以上の方で、本人所得が２００万円以下の方		60,000円	185
11	刈谷市	○	家族介護慰労金	支給要件をみたし、介護した家族	市民税が非課税の世帯に属する要介護4または要介護5の人を、1年以上介護保健サービス(1週間程度のショートステイを除く)を利用せずに介護している同居の家族	100,000円	1
12	豊田市	○	家族介護慰労金	支給要件を満たし、介護した家族	介護保険の要介護4又は5の認定を受けた人で、市町村民税非課税世帯に属する在宅高齢者を介護サービスを受けずに1年以上にわたって介護した家族	100, 000円	1
13	安城市	○	在宅ねたきり高齢者等介護人手当	市内に居住する６５歳以上で3ヶ月以上ねたきり又同程度の介護を要する認知症の人を介護している	ねたきり高齢者等の本人所得２００万円以下	60,000円	280
14	西尾市	×					
15	蒲郡市	×					

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
16	犬山市	○	在宅要介護者介護手当支給事業	65歳以上で要件を満たす高齢者を在宅で介護する者	3ヶ月以上寝たきり又は認知症の状態にある65歳以上の高齢者であること	60,000円	124
17	常滑市	×					
18	江南市	○	在宅ねたきり老人等介護慰労金		要介護3以上の方を在宅で介護している方	48,000円	467
19	小牧市	○	小牧市ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等の介護者	65歳以上で、3ヶ月以上継続してねたきり又は認知症状態の方を常時介護している方。所得制限なし。	60,000円	341
20	稲沢市	○	家族介護慰労金	支給要件を満たし、介護した家族	住民税非課税世帯で、介護保険で要介護度4以上の状態にあると認定された65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった家族	100,000円	0
21	新城市	×					
22	東海市	○	要介護高齢者援助扶助費	65歳以上の高齢者	介護保険で要介護3・4・5に認定された65歳以上の方で所得が200万円以下の方	所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	185
23	大府市	○	心身障害者扶助料	介護保険制度による要介護認定者のうち、要介護4又は要介護5の認定を受けている方	身体障害者手帳をお持ちの方で、扶助料を受給している方は併給できません。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、ケアハウスの入所者は対象となりません。	78,000円	148
24	知多市	○	ねたきり老人等福祉手当	65歳以上の高齢者	要介護3以上の認定を受けており、かつ、住民税を課せられていない者	48,000円	428
25	知立市	×					
26	尾張旭市	×					
27	高浜市	×					
28	岩倉市	○	岩倉市ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を常時介護している者	市内に住所を有する65歳以上の老人又は20歳以上65歳未満で、心身に障害がある者で常時ねたきり、これに準ずる状態又は認知症の状態が3カ月以上継続し、生活介護を受けている者を常時介護している者	60,000円	36
29	豊明市	○	在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	介護者	在宅でねたきり状態にある対象者を3ヶ月以上常時介護している介護者に対して支給する	60,000円	58
30	日進市	○	家族介護慰労事業	要介護3以上の者が1年間介護サービスを受けなかった場合に支給	市町村民税非課税の在宅高齢者	100,000円	0

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
31	田原市	○	家族介護慰労金	過去一年間介護保険サービスを利用しなかった者を介護している家族	要介護4・5で市町村民税世帯非課税	100,000円	0
32	愛西市	○	高齢者家族介護慰労事業	要介護認定の家族介護者	要介護4又は5の市町村民税非課税世帯で1年間サービスを受けていない（年間7日間までの短期入所生活介護又は短期入所療養介護	99,600円	0
33	清須市	×					
34	北名古屋市	○	北名古屋市在宅介護者支援金	要介護4又は5の方を在宅で介護している主たる介護者	介護期間、所得制限なし	月額5,000円	109
35	弥富市	×					
36	東郷町	○	家族介護慰労金	要介護度3・4・5の認定を受けた被保険者を同居する居宅で介護する家族介護者	生計中心者が申請時に所得税非課税であること 要介護認定を受けた被保険者が、介護給付を1年間受給していないこと	120,000円	0
37	長久手町	×					
38	豊山町	×					
39	春日町	○	春日町ねたきり老人等介護人手当	65歳以上のねたきりの方を介護している人	要介護が4か5で介護者と同居していること。本町に2年以上居住していること。	15,000円	17
40	大口町	×					
41	扶桑町	○	扶桑町在宅ねたきり老人等介護手当	本町に住所を有する在宅ねたきり老人等を常時介護し、生計を一にしている者	介護度が2以上で、在宅で常時介護している介護者（特養・老健・グループホーム・介護療養型施設等の施設入居者を除	60,000円	232
42	七宝町	×					
43	美和町	×					
44	甚目寺町	×					
45	大治町	○	在宅ねたきり老人介護者手当・家族介護慰労手当	65歳以上で在宅で常時介護している者（同一世帯であること）	・3ヶ月以上ねたきり又は認知症の状態（本人所得が200万円以下） ・要介護4・5で非課税世帯で過去1年間サービスを利用していない	36,000円（7人） 100,000円（0人）	7
46	蟹江町	○	家族介護者支援手当	要介護3以上の人を在宅で介護している家族	要介護3以上で1年間在宅・施設サービスを利用しなかった者を在宅で介護している三親等内（所得制限なし）	（要介護3）50,000円 （要介護4・5）100,000円	3
47	飛島村	×					
48	阿久比町	×					
49	東浦町	○	東浦町要介護老人介護手当	介護度認定4・5の方を介護している者（本市に住所を有し、在宅の方）	介護度4・5、介護期間なし、所得制限なし	60,000円	264
50	南知多町	×					
51	美浜町	○	美浜町家族介護慰労金	要介護4以上で1年間介護保険サービスを受けていない町民税非課税世帯に属する65歳以上の		100,000円	0
52	武豊町	×					

市町村名		実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
53	一色町	○	寝たきり老人等福祉手当	65歳以上	3ヶ月以上、寝たきりや認知症の状態で、本人所得が200万円未満	72,000円	106
54	吉良町	○	吉良町在宅ねたきり老人等福祉手当	65歳以上で常時臥床若しくはこれに準ずる状態であって、生活介護を受けており、この状態が3ヶ月以上継続している者	次に該当しない者①施設の入所者、②前年の本人所得が200万円を超える者、③要支援、非該当と判断された者	36,000円	70
55	幡豆町	○					0
56	幸田町	○	幸田町家族･在宅介護手当	要介護者と同一世帯にある要介護者本人以外の親族	(家族)要介護4以上で町民税非課税、及び12ヶ月間介護サービスを利用していない。(在宅)町内在住65歳以上で要介護認定3以上、施設入所をしていない。	(家族)100,000円 (在宅)60,000円	1,296
57	三好町	○	ねたきり老人手当	被介護者又は介護者	町内に引き続き1年以上居住し、1年以上住所を有する要介護3～5	24,000円	97
58	設楽町	×					
59	東栄町	×					
60	豊根村	×					
61	音羽町	○	音羽町在宅老人等介護者手当	要介護3以上の方を在宅で介護している方	要介護3以上の方(認定を受けている期間･所得制限なし)	60,000円	67
62	小坂井町	○	ねたきり老人等介護者手当	65歳以上のねたきりや認知症の方を在宅で介護している方	ねたきりや認知症で状態が3ヶ月以上継続している	84,000円	61
63	御津町	○	御津町在宅ねたきり高齢者等介護者手当	要介護3以上の在宅高齢者と同居している介護者	要介護3以上、介護期間なし、所得制限なし	60,000円	99

住宅改修の独自助成制度

(2006年10月1日現在)

※「介護保険への上乗せ」は26市町村で実施され、大口町・武豊町で増加した。
※「介護保険利用者以外の助成制度」は22市町村で実施され、岩倉市・田原市・大口町で増加した。
※「介護保険への上乗せ」または「介護保険利用者以外の助成」の両方またはどちらか一方の助成を行っているのは34市町村(54%)になった。

市町村名		介護保険に上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2004年度	2005年度				2004年度	2005年度
合計		26		1,664	1,781	22			538	237
1	名古屋市	×				×				
2	豊橋市	○	10万円	301	310	×				
3	岡崎市	○	一受給世帯に対し上限30万円	275	243	×				
4	一宮市	×				○	要支援、要介護状態に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯	54,000円		18
5	瀬戸市	×								
6	半田市	×				○	65歳以上で介護保険の要介護認定者のいない市民税非課税世帯で,市民税課税者に扶養されていない方	施工費用の9割(上限3万円)	3	5
7	春日井市	×				○	住宅改修の必要があると認められた高齢者の住宅	20万円	410	145
8	豊川市	×				×				
9	津島市	×				×				
10	碧南市	○	所得税課税世帯10万円所得税非課税世帯30万円	31	16	×				
11	刈谷市	○	10万円	229	277	×				
12	豊田市	○	40万円	304	368	×				
13	安城市	○	10万円限度	54	62	×				
14	西尾市	○	10万円限度として9割を助成		43	×				
15	蒲郡市	×				×				
16	犬山市	×				○	65歳以上の虚弱高齢者で居住する住宅での日常生活に支障がある者	工事費の9割最高15万円	8	5
17	常滑市	×				×				
18	江南市	○	12万円	23	16	○	生計中心者の所得が14万円以下で支給が必要な高齢者	0円	1	0
19	小牧市	○	上限額10万円で9割(9万円)支給	3	10	○	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方	上限額20万円で9割(18万円)支給	1	3
20	稲沢市	×				×				
21	新城市	×				×				
22	東海市	○	10万円以内(住民非課税40万円以	51	32	×				

市町村名		介護保険に上乗せ	助成額	利用者実績		介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者実績	
				2004年度	2005年度				2004年度	2005年度
23	大府市	○	市民税非課税世帯60万円、課税世帯40万円を助成	47	38	×				
24	知多市	○	最大40万円	22	24	×				
25	知立市	○	上限10万円(市民税非課税世帯15万円)	52	49	×				
26	尾張旭市	×				×				
27	高浜市	○	10万円(要支援･要介護1～3) 30万円(要介護4･5)	43	54	○	65歳以上の高齢者	10万円	46	27
28	岩倉市	○	住宅改善に要する経費から介護保険の居宅介護住宅改修費の額を控除した額で工事費の2分の1限度額50万円	1	0	○	左記の制度に介護認定非該当者も含まれる	介護保険上乗せと同じ		0
29	豊明市	○	10万円	59	40	×				
30	日進市	○	20万円の9割(限度額)	19	18	○	身体障害者(下肢,体幹,視覚の3級以上)	20万円の9割(限度額)	5	0
31	田原市	○	30万円	31	31	○	身体障害者(1級･2級または3級の下肢･体幹･視覚障害者)のいる世帯	30万円		3
32	愛西市	×				×				
33	清須市	×				○	本人および世帯の生計中心者が所得税非課税	2分の1(限度額30万円)		4
34	北名古屋市	○	30万円	24	22	○	身体障害者手帳1～3級(下肢、体幹、視覚障害)の方	50万円	1	2
35	弥富市	×				×				
36	東郷町	×				×				
37	長久手町	○	上限30万円	8	9	○	65歳以上。本人が町民税非課税であること。	上限30万円	2	4
38	豊山町	○	30万円			○		50万円		
39	春日町	×				○	身障1･2級に該当する下肢障害、体幹、視覚障害の方	上限30万円	2	2
40	大口町	○	対象経費から介護保険助成の20万円を控除した金額の2分の1		7	○	要支援1から要介護5、特定疾患受給者、身障1,2級該当者で下肢障害、体幹機能障害および視覚障害を有する方	上限額50万円、助成額は対象経費の2分の1		0
41	扶桑町	×				○	介護保険対象外で、日常生活に支障のある高齢者(所得制限:前年度所得税14万円以下の世帯)	予算の範囲内で1件40万円以内		0
42	七宝町	×				×				
43	美和町	×				×				

市町村名		介護保険に上乗せ	助成額	利用者実績 2004年度	利用者実績 2005年度	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者実績 2004年度	利用者実績 2005年度
44	甚目寺町	○	12万円	26	20	○	障害者1～3級の下肢、体幹、視覚障害のある65歳未満	30万円	1	1
45	大治町	×				×				
46	蟹江町	×				×				
47	飛島村	×				×				
48	阿久比町	×				×				
49	東浦町	○	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがいる場合については20万円を限度とする	56	50	○	町内在住で在宅の身障手帳の交付を受けている者で,町の身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱の対象となるもの	40万円を限度とする、ただし対象者の属する世帯員のうち住民税を課税されているものがいる場合については20万円を限度とする		3
50	南知多町	×				×				
51	美浜町	×				×				
52	武豊町	○	対象工事の2分の1以内で最高限度額30万円以内		31	○	次の何れかに該当する者 ･身体障害者手帳の下肢、体幹及び視覚障害者の1～3級 ･65歳以上の要援護者	対象工事の2分の1以内で最高限度額30万円以内	53	13
53	一色町	×				×				
54	吉良町	×				×				
55	幡豆町	×				×				
56	幸田町	×				○	下肢、体幹障害の学齢児以上の児者で3級以上、視覚は2級以上	上限20万円	5	2
57	三好町	○	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1／5)	5	11	○	1～3級の下肢、体幹、視覚障害者のいる世帯	30万円(対象経費限度額を150万、補助率1／5)		
58	設楽町	×				×				
59	東栄町	×				×				
60	豊根村	×				×				
61	音羽町	×				×				
62	小坂井町	×				×				
63	御津町	×				×				

巡回バス･福祉バス実施状況

（２００６年１０月１日現在）

※実施は、36市町村（57%）であり、うち無料は17市町村であった。豊明市と東郷町で利用料が100円から無料になり改善された。一方、豊山町では廃止され、音羽町では利用料が100円から200円に値上げされた。
※名古屋市は、65歳以上の高齢者に敬老パスを発行している。
（利用料　介護保険料段階1から3段階：年1,000円、4段階：年3,000円、5から8段階：年5,000円）

市町村名		実施	利用料	備考
1	名古屋市			敬老パスを実施
2	豊橋市			
3	岡崎市			
4	一宮市	○	無料	
5	瀬戸市			
6	半田市			
7	春日井市	○	200円または100円	
8	豊川市			
9	津島市	○	100円	
10	碧南市	○	無料	
11	刈谷市	○	無料	
12	豊田市	○	100円	
13	安城市	○	100円	
14	西尾市			
15	蒲郡市			
16	犬山市	○	無料	コミュニテイバス
17	常滑市	○	無料	
18	江南市			
19	小牧市	○	200円	子ども100円
20	稲沢市			
21	新城市			
22	東海市	○	100円	
23	大府市	○	100円	
24	知多市	○	200円	
25	知立市	○	100円	
26	尾張旭市	○	100円	
27	高浜市	○	100円	
28	岩倉市			
29	豊明市	○	無料	高齢者･障害者･中学生以下
30	日進市	○	100円	介護認定者は無料
31	田原市	○	100円	
32	愛西市	○	無料	
33	清須市			企画調整課で検討中

市町村名		実施	利用料	備考
34	北名古屋市	○	巡回バス無料	乗合ﾀｸｼｰ100円
35	弥富市	○	無料	
36	東郷町	○	無料	
37	長久手町	○	無料	
38	豊山町			
39	春日町	○	100円	
40	大口町	○	100円	
41	扶桑町			
42	七宝町	○	無料	
43	美和町			
44	甚目寺町			
45	大治町	○	無料	
46	蟹江町	○	無料	
47	飛島村	○	無料	
48	阿久比町			
49	東浦町	○	100円	
50	南知多町			
51	美浜町	○	無料	
52	武豊町			
53	一色町			
54	吉良町			
55	幡豆町			
56	幸田町	○	無料	
57	三好町	○	100円	
58	設楽町			
59	東栄町			
60	豊根村			敬老乗車券発行68歳以上
61	音羽町	○	200円	
62	小坂井町			
63	御津町	○	100円	

宅老所･街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

（2006年10月1日現在）

※今回あらたに、名古屋市･岡崎市･碧南市･大府市･尾張旭市･東浦町で実施されていることがわかった。一方、昨年のアンケートで「助成している」と回答していた知多市･日進市･幸田町は「助成していない」との回答であった。

※実施は、17市町村（27％）であった。

	市町村名	助成	助成額（1施設）	助成カ所
1	名古屋市	○	1回限り上限5万円	24カ所
2	豊橋市			
3	岡崎市	○	年132,480円	26カ所
4	一宮市	○	年3万円	6カ所
5	瀬戸市			
6	半田市	○	年84万円	1カ所
7	春日井市			
8	豊川市			
9	津島市			
10	碧南市	○	年52～63万円	2カ所
11	刈谷市	○	年9万6千円	35カ所
12	豊田市			
13	安城市	○	年4万2千円	79カ所
14	西尾市	○	年15万円	6カ所
15	蒲郡市			
16	犬山市			
17	常滑市			
18	江南市			
19	小牧市			
20	稲沢市			
21	新城市			
22	東海市			
23	大府市	○	1回限り20万円	18年度から実施
24	知多市			
25	知立市	○	年10万円	1カ所
26	尾張旭市	○	年5万円	8カ所
27	高浜市			
28	岩倉市			
29	豊明市			
30	日進市			
31	田原市			
32	愛西市			
33	清須市			

	市町村名	助成	助成額（1施設）	助成カ所
34	北名古屋市			
35	弥冨市			
36	東郷町			
37	長久手町			
38	豊山町			
39	春日町	○	年6万円	4カ所
40	大口町			
41	扶桑町			
42	七宝町			
43	美和町			
44	甚目寺町			
45	大治町			
46	蟹江町			
47	飛島村			
48	阿久比町	○	年490万1千円	4カ所
49	東浦町	○	1回限り5万円	8カ所
50	南知多町			
51	美浜町			
52	武豊町			
53	一色町			
54	吉良町	○	年91万2千円	3カ所
55	幡豆町			
56	幸田町			
57	三好町			
58	設楽町			
59	東栄町			
60	豊根村			
61	音羽町			
62	小坂井町	○	年3万6千円	8カ所
63	御津町	○	年2万円	3カ所

介護認定者の障害者控除の認定について

※合併した市町村については、合併前の市町村の合計を記入した。
※認定書の発行が多い市町村では、申請を促す通知や申請書を送付している市町村が多い。
※知立市は、全ての認定者（1,070人）に「障害者控除認定書」を送付。

市町村名		2004年発行数	2005年発行数	障害者控除認定案内		認定書発行の条件			
				申請を促す通知	送付しない	要介護1以上	医師の証明	主治医意見書	その他の方法で判断
合　計		5,114	7,155	29,355	50	17	5	30	
1	名古屋市	229	310		○				要介護認定の調査票
2	豊橋市	10	33	10,933				○	
3	岡崎市	17	32		○				認定事務処理要領
4	一宮市	239	430	9,270		○			
5	瀬戸市	14	19		○			○	
6	半田市	207	44		○				認定調査により判断
7	春日井市	162	193		○				（別紙）
8	豊川市	19	19		○				要介護度および主治医意見書
9	津島市	971	1,009	1,733		○			
10	碧南市	35	72		○				認定の訪問調査表
11	刈谷市	145	184		○			○	
12	豊田市	23	34		○			○	
13	安城市	36	46		○	○			
14	西尾市	69	68	2,761	○				
15	蒲郡市	110	220		○	○			
16	犬山市	161	178	264				○	
17	常滑市	21	29		○			○	
18	江南市	103	127		○			○	調査票の自立度
19	小牧市	296	408	1,107				○	調査票
20	稲沢市	493	845	845		○		○	
21	新城市	2	0		○			○	
22	東海市	24	16		○			○	
23	大府市	17	21		○			○	
24	知多市	9	6		○			○	
25	知立市	56	1070	1,070		○			
26	尾張旭市	15	16		○			○	認定調査内容
27	高浜市	32	34		○			○	
28	岩倉市	267	280	579				○	
29	豊明市	46	84		○	○			
30	日進市	79	106		○	○			
31	田原市	22	30		○			○	
32	愛西市	10	7		○				調査票自立度、軽度は現地確認
33	清須市	92			○	○			
34	北名古屋市	84	96		○	○			
35	弥冨市	3	2		○			○	

市町村名		2004年発行数	2005年発行数	障害者控除認定案内		認定書発行の条件			
				申請を促す通知	送付しない	要介護1以上	医師の証明	主治医意見書	その他の方法で判断
36	東郷町	13	10		○				町の判断基準設定
37	長久手町	63	103		○	○			
38	豊山町	21	19		○			○	
39	春日町	9	9		○	○			
40	大口町	19	24		○	○		○	
41	扶桑町	390	351			○		○	調査票みて対象者全員
42	七宝町	0	0		○		○		
43	美和町	0	0		○		○		
44	甚目寺町	0	5		○		○		
45	大治町	0	2		○				寝たきり老人は特別障害のみ状況調査を実施
46	蟹江町	4	0		○			○	認定申請の上主治医意見書
47	飛島村	0	2		○				申請により発行
48	阿久比町	41	78						
49	東浦町	2	10		○			○	要介護度３以上、主治医意見でねたきり６ヶ月以上
50	南知多町	22	47		○			○	調査票と主治医意見書
51	美浜町	48	59	98				○	調査票と主治医意見書
52	武豊町	69	64	220					保健師の訪問調査
53	一色町	2	10		○			○	
54	吉良町	3	5		○			○	
55	幡豆町	4	1		○	○		○	
56	幸田町	165	160	475				○	
57	三好町	8	41		○	○			
58	設楽町	19	0		○		○	○	
59	東栄町	0	0		○		○		
60	豊根村	47	49		○				
61	音羽町	4	1		○			○	
62	小坂井町	32	33		○	○			
63	御津町	11	4		○			○	

税制改正にともなう負担増の軽減措置

(２００６年１０月１日現在)

※国の激変緩和措置のみの対応で、自治体の独自制度をつくっている自治体はなし。
※2006年度に新たに課税世帯になった世帯数は、回答の記入のあった20市町村の合計で31,555世帯。
※2006年度の住民税増加見込額は、回答の記入のあった59市町村の合計で約238億円

市町村名		０６年度新たに課税世帯になった		０６年度住民税増加見込額	市町村独自の軽減措置
		世帯数	人数		
合計		31,555世帯	48,183人	約238.3億円	0
1	名古屋市			約７５億円	×
2	豊橋市	３７００世帯		２億９２００万円	×
3	岡崎市		８４００人	１４億６０００万円	×
4	一宮市		８９８６人	１２億９５００万円	×
5	瀬戸市				×
6	半田市	２３５０世帯		３億９０００万円	×
7	春日井市	約７０００世帯		１１億１２８０万円	×
8	豊川市			約４億５０００万円	×
9	津島市				×
10	碧南市	２２００世帯		５８００万円	×
11	刈谷市			約１億８０００万円	×
12	豊田市			１８億５４００万円	×
13	安城市		３０００人	約１７億６０００万円	×
14	西尾市	２４００世帯		約４億円	×
15	蒲郡市		２７８９人	２億３０００万円	×
16	犬山市	約５５００世帯		７８００万円	×
17	常滑市			１億５７００万円	×
18	江南市	２５７１世帯		４億６６１５万５千円	×
19	小牧市			約４億６０００万円	×
20	稲沢市			約４億円	×
21	新城市	９４０世帯		１億６８８６万２千円	×
22	東海市	１５００世帯		約３億円	記載なし
23	大府市				記載なし
24	知多市		１４３０人	３億２４６０万円	×
25	知立市	９５０世帯		３億２６４６万４千円	×
26	尾張旭市		２２１５人	３億６９０万円	×
27	高浜市			１億５０００万円	×
28	岩倉市		１３１２人	２億７７８９万６千円	×
29	豊明市		１００２人	３億１０００万円	×
30	日進市	約１０００世帯		２億６０００万円	×
31	田原市		２４００人	１億９０００万円	×
32	愛西市		６５歳以上で新たに課税 １９５２人	６５歳以上での見込額 ６２７９万７千円	×
33	清須市		６５歳以上の市民税所得割 増加数１５４６人	６５才歳以上の市民税所得割 増加額約１億円	×
34	北名古屋市		１０２９人	２億９１００万円	×
35	弥富市			１億４０００万円	×

市町村名		06年度新たに課税世帯になった		06年度住民税増加見込額	市町村独自の軽減措置
		世帯数	人数		
36	東郷町		700人	約1億5900万円	×
37	長久手町			1億8000万円	×
38	豊山町	180世帯		1900万円	×
39	春日町	145世帯		1069万円	×
40	大口町		1440人	3900万円	×
41	扶桑町		1069人	1億2000万円	×
42	七宝町				—
43	美和町	5世帯		2億3000万円	×
44	甚目寺町		728人	1億2000万円	×
45	大治町		公的年金控除にかかる課税については約600人	2800万円	×
46	蟹江町			1億5777万2千円	×
47	飛島村	17世帯		8400万円	×
48	阿久比町		464人	134万1千円	×
49	東浦町			1億5300万円	×
50	南知多町		889人	6472万8千円	×
51	美浜町		約600人	約8300万円	×
52	武豊町		1142人	2億3100万円	×
53	一色町		986人	8670万円	×
54	吉良町		751人	274万1640円	×
55	幡豆町		622人	1832万8千円	×
56	幸田町		742人	1億4300万3千円	×
57	三好町	416世帯		750万1160円	×
58	設楽町	341世帯		545万円	×
59	東栄町		500人	624万7千円	×
60	豊根村	58世帯		約50万円	×
61	音羽町	142世帯		3450万円	×
62	小坂井町		889人	2575万6千円	×
63	御津町	140世帯		395万5千円	×

高齢者医療・福祉給付金拡大状況について

（２００６年１０月１日現在）

※福祉給付金の年齢を県制度より引き下げているのは、名古屋市・瀬戸市・半田市・津島市・西尾市・大府市・豊山町・北名古屋市・春日町・一色町の１０市町。

市町村名		高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
1	名古屋市	実施していない	・対象年齢：７０歳以上 ・対象要件：精神障害１級、また寝たきり、認知症の所得制限は「本人所得が特別障害者手当基準以下」
2	豊橋市	実施していない	県基準と同じ
3	岡崎市	実施していない	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者で厚生年金保険法施行令別表第１の第１３号に定める障害の状態と同程度、若しくはそれより重度の状態にあるもの
4	一宮市	なし	老人保健適用の精神障害者の場合、自己負担額の一部又は全部を助成（入院医療費は２分の１、自立支援医療公費の通院医療費対象の自己負担額は全額を助成）
5	瀬戸市		老人医療６５歳以上３カ月寝たきり、所得制限なし
6	半田市		６５歳以上７５歳未満の寝たきり老人（６カ月以上寝たきり）。本人所得５００万円（２００５年度）未満の人
7	春日井市	右を参照	精神障害者通院医療費（自立支援）の自己負担額を助成。精神保健福祉手帳１・２級所持者の入院費（全疾病）の自己負担額の２分の１を助成
8	豊川市	なし	なし
9	津島市	老人医療費の助成については、７０歳未満で１９３７年9月３０日までに生まれた方。本人・配偶者・扶養義務者の固定資産税の合計額が７万円未満であり、市民税所得割が非課税の者。	・津島市老人医療費受給者で、かつ、独り暮ら老人で、住民税が非課税である者。 ・障害者自立支援法第５２条第１項の規定により市の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた者で、精神通院医療を受けている者。ただし、福祉医療拡大分の一部は償還払い
10	碧南市	なし	なし
11	刈谷市		対象者として福祉医療要件該当者に精神障害者医療を加えている
12	豊田市	なし	１．護保険の要介護度３で市県民税非課税世帯の方：外来・入院一部負担金を全額助成 ２．精神障害者保健手帳１・２級所持の方：外来・入院一部負担金を全額助成 ３．精神病で入院している方：精神科のみ入院一部負担金の半額助成
13	安城市	実施していない	精神障害者医療費分、戦傷病者医療対象者の所得制限超過者
14	西尾市	６５歳以上寝たきり老人で心身の障害で６カ月以上寝たきりで介護を必要とする人（老健該当者を除く）	自立支援受給者証（精神）及び精神障害者保健福祉手帳（１・２級）所持者の医療費の自己負担分を支給する

市町村名		高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
15	蒲郡市		精神障害者も対象としている
16	犬山市	―	―
17	常滑市		
18	江南市		
19	小牧市		
20	稲沢市	実施していない	県基準と同じ
21	新城市	実施していない	戦傷病者特例援護法第２条第１項に規定する戦傷病者で所得制限により補助対象とならない者（２人）を市単独で給付している
22	東海市	該当無し	精神障害者の通院（自己負担額）及び入院（自己負担額の２分の１）、特定疾病認定患者の入・通院（自己負担額）
23	大府市		６５歳以上の寝たきり老人で、その老人の属する世帯の主たる生計維持者の市民税が、非課税又は要介護４，５で３カ月経過
24	知多市	なし	県基準と同じ
25	知立市	実施していない	・精神障害者１～２級の者：通院は全額、入院は２分の１ ・自立支援法の認定を受けている者：対象医療機関の通院について全額補助・精神障害のため入院している者：入院費２分の１を助成
26	尾張旭市	実施していない	対象者：特定疾患医療給付事業受給者（特定疾患以外の診療に限り助成）及び公費負担医療の受給要件に該当するかた（①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２９条の規定による措置入院患者②結核予防法第２９条の規定による措置入院患者）
27	高浜市	実施していない	精神障害者医療費助成（精神通院の自己負担分及び精神入院医療費自己負担分の２分の１）の対象となる老人保険医療受給者に対し、福祉給付金受給資格証明書を交付し、助成している
28	岩倉市	特になし	戦傷病者の所得制限なし
29	豊明市	特になし	精神障害者への医療費助成①自立支援医療の自己負担分、②福祉手帳１～３級所持者へ保険の自己負担分（ただし、入院費は高額を除く２分の１）
30	日進市	実施していない	自立支援医療（精神）を受けている方、精神障害者手帳１級・２級を所持している方
31	田原市		入院時の食事療養費
32	愛西市		精神障害者手帳所持者１～３級
33	清須市		食事療養費を拡大している
34	北名古屋市	該当無し	１．昭和１０年９月３０日生まれ以前の方を対象としている ２．受給要件の障害者に精神障害者を含めている
35	弥富市		
36	東郷町	実施していない	
37	長久手町		老人保健受給者の自立支援医療受給者証（精神通院）所持者
38	豊山町	医療費助成制度を１年間延長した	療養手帳Ｃ所持者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者であると精神科医により診断された方は、愛知県の基準を上回っている。入院時の食事療養費を助成対象としている。
39	春日町		老人医療対象者（６５歳～７５歳未満）

市町村名		高齢者への医療費助成	福祉給付金制度の拡大について
40	大口町	老人保健、老人医療の受給者のうち、母子家庭等で県補助対象とならないもの（所得制限なし）	老人保健、老人医療の受給者のうち、母子家庭等で県補助対象とならないもの（所得制限なし）
41	扶桑町		福祉医療拡大分（老人保健における精神障害者の措置入院）
42	七宝町		
43	美和町	実施していない	実施していない
44	甚目寺町	なし	なし
45	大治町	特になし	特になし
46	蟹江町	なし	入院の食事療養費の２分の１を補助
47	飛島村	なし	なし
48	阿久比町		
49	東浦町		
50	南知多町	実施していない	実施していない
51	美浜町	実施していない	実施していない
52	武豊町	なし	なし
53	一色町		６５歳以上の精神手帳１・２級所持者及び昭和７年１０月１日以前生まれの自立支援医療受給者証（精神医療）所持者に対して福祉給付金を支給
54	吉良町	なし	なし
55	幡豆町		精神障害者１級～２級の方で６５歳に到達したら、町単独で福祉給付金を支給している
56	幸田町		
57	三好町	実施していない	精神障害者を町単独障害者医療費助成制度該当者としている
58	設楽町	なし	なし
59	東栄町	なし	なし
60	豊根村	独自には財政面考慮して無理	国保・医療機関の調整が必要なため無理
61	音羽町	なし	なし
62	小坂井町	なし	なし
63	御津町	県の基準内で実施	県基準と同じ

福祉給付金自動払いについて

（2006年10月1日現在）

※自動払いの実施（予定含む）自治体は、2005年10月以降、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、高浜市、愛西市、甚目寺町、東浦町の8市町が増え、41市町村（65．1%）となった。
※実施を検討している自治体も9市町村ある。
※2005年度1年間で自動払いによって支払われたのは約130万件、45億円。
実施状況欄　◎印：2005年10月以降の実施、○印：以前から実施、△印：実施検討中

市町村名		③自動払い			
		実施状況	実施年月（診療月）	実績件数	実績金額（千円）
1	名古屋市	現物給付			
2	豊橋市	○	2004/4	214,316	594,014
3	岡崎市	○	2003/4	51,053	398,591
4	一宮市	○	2003/8	176,223	536,679
5	瀬戸市	○	2004/9	56,431	185,860
6	半田市	○	2005/3	46,347	119,629
7	春日井市	○	2003/4	98,431	280,823
8	豊川市	○	2003/8	79,075	195,863
9	津島市	○	2004/11	35,940	86,916
10	碧南市	○	2002/10	29,388	82,526
11	刈谷市	○	2003/8	43,762	167,112
12	豊田市	○	2004/3	46,522	354,901
13	安城市	○	2003/8	50,019	161,040
14	西尾市	○	2004/12	14,724	113,664
15	蒲郡市	◎	2006/4		
16	犬山市	◎	2006/6		100,694
17	常滑市	◎	2005/10	1,583	12,687
18	江南市	◎	2007/1		
19	小牧市	△			
20	稲沢市	○	2004/5	64,512	159,268
21	新城市	○	2005/9	6,424	38,624
22	東海市	○	2004/11	7,753	44,461
23	大府市	○	2002/10	20,519	64,788
24	知多市	○	2002/10	33,857	81,888
25	知立市	○	2004/6	17,695	65,843
26	尾張旭市	○	2004/5	11,461	77,827
27	高浜市	◎	2006/4	14,855	49,256
28	岩倉市	○	2004/3	18,163	51,335
29	豊明市	○	2004/12	10,752	76,294
30	日進市	○	2004/4	23,241	67,155
31	田原市	○	2002/10	24,203	91,069
32	愛西市	◎	2006/8		

市町村名		③自動払い			
		実施状況	実施年月（診療月）	実績件数	実績金額（千円）
33	清須市	△			
34	北名古屋市	○	2004/4	12,609	33,839
35	弥富市	×			
36	東郷町	○	2005/4	372	337
37	長久手町	○	2005/9	3,072	9,767
38	豊山町	△			
39	春日町	×			
40	大口町	△			
41	扶桑町	×			
42	七宝町	×			
43	美和町	×			
44	甚目寺町	◎	2006/11		
45	大治町	△			
46	蟹江町	×			
47	飛島村	×			
48	阿久比町	△			
49	東浦町	◎	2006/4	18,134	51,831
50	南知多町	×			
51	美浜町	×			
52	武豊町	○	2004/6	21,369	57,905
53	一色町	○	2005/1	11,830	31,872
54	吉良町	△			
55	幡豆町	×			
56	幸田町	△			
57	三好町	○	2005/4	10,905	38,063
58	設楽町	△			
59	東栄町	×			
60	豊根村	×			
61	音羽町	○	2005/8	1,772	5,949
62	小坂井町	○	2005/6	2,545	21,037
63	御津町	○	2005/8	4,049	10,412

老人保健受給者の現役並み所得者について

（2006年10月1日現在）

※2006年8月1日現在の「申請すれば戻る割合」は「申請すれば戻る人数」を計上していない自治体は除いて計算した。
※「自動で発行」欄は、○：実施している、△：検討中、×：実施の予定なし。自動で発行しているのは8市町村。
※「通知等送付」欄は、○：通知・申請書ともに送付、△：通知のみ送付、×：送付していない。通知・申請書ともに送付しているのは50市町村。
※2006年8月1日現在の「現役並み所得者数」がゼロの自治体の中には「対象者全員に発行済みなのでゼロ」と回答した市町村がある。

市町村名		2005年8月1日現在			2006年8月1日現在				自動で発行	通知等送付
		老人保健受給者数	現役並み所得者数	申請すれば戻る人数	老人保健受給者数	現役並み所得者数	申請すれば戻る			
							人数	割合		
合計		650,080	26,797	1,850	628,294	34,642	7,321	21.1%	8	50
1	名古屋市	215,096	22,505	不明	205,266	30,712	不明	—	×	○
2	豊橋市	35,671	2,556	135	34,138	3,686	747	20.3%	×	○
3	岡崎市	30,959	2,999	—	29,812	2,879	—	—	×	△
4	一宮市	33,967	2,194	176	32,480	2,903	565	19.5%	○	○
5	瀬戸市	13,272	780	56	12,666	1,104	251	22.7%	×	○
6	半田市	10,714	732	14	10,214	1,249	122	9.8%	×	×
7	春日井市	23,266	2,459	236	23,314	2,942	834	28.3%	×	○
8	豊川市	11,229	802	52	12,430	1,497	262	17.5%	○	○
9	津島市	6,359	473	0	6,122	620	60	9.7%	×	○
10	碧南市	7,158	611	33	6,850	540	103	19.1%	×	○
11	刈谷市	9,994	1,193	81	9,577	1,073	168	15.7%	×	○
12	豊田市	29,347	2,564	218	28,211	2,400	985	41.0%	×	○
13	安城市	12,385	1,249	積算していない	11,948	1,820	積算していない	—	×	×
14	西尾市	10,108	740	30	9,586	960	160	16.7%	×	○
15	蒲郡市	9,677	592	34	9,216	826	90	10.9%	×	○
16	犬山市	7,435	596	44	7,070	758	192	25.3%	×	○
17	常滑市	6,526	321		6,169	475		0.0%	×	○
18	江南市	9,172	579	38	8,708	552	192	34.8%	×	○
19	小牧市	10,235	1,345	把握していない	9,849	1,262	把握していない	—	×	○
20	稲沢市	12,730	926	111	12,145	1,396	260	18.6%	×	○
21	新城市	8,451	286	28	7,986	608	169	27.8%	○	○
22	東海市	8,017	669	30	7,635	853	219	25.7%	○	○
23	大府市	6,070	554	42	5,843	933	190	20.4%	×	○
24	知多市	6,741	417	0	6,501	355	0	0.0%	×	○
25	知立市	4,094	441	0	4,369	676	27	4.0%	×	○
26	尾張旭市	6,437	510	0	6,172	724	0	—	×	△
27	高浜市	3,713	294	19	3,589	271	67	24.7%	×	△
28	岩倉市	3,749	419	21	3,589	480	115	24.0%	○	○
29	豊明市	5,530	463	29	5,163	683	171	25.0%	×	○
30	日進市	5,459	662	51	5,262	1,186	290	24.5%	×	○
31	田原市	4,989	275	0	7,690	741	30	4.0%	×	○
32	愛西市	6,870	350	31	6,514	583	148	25.4%	×	○

市町村名		2005年8月1日現在			2006年8月1日現在				自動で発行	通知等送付
		老人保健受給者数	現役並み所得者数	申請すれば戻る人数	老人保健受給者数	現役並み所得者数	申請すれば戻る			
							人数	割合		
33	清須市	5,276	486	60	5,039	459	40	8.7%	△	×
34	北名古屋市	5,502	671	53	5,278	861	130	15.1%	×	○
35	弥富市	3,181	259	0	3,717	316	64	20.3%	×	○
36	東郷町	2,556	257	15	2,465	344	97	28.2%	○	×
37	長久手町	2,511	359	23	2,428	348	100	28.7%	○	○
38	豊山町	996	154	0	963	142	0	—	×	○
39	春日町	642	149	不明	599	127	不明	—	×	○
40	大口町	1,748	132		1,671	136		—	×	○
41	扶桑町	3,145	185	11	3,006	169	98	58.0%	×	○
42	七宝町	1,719	167	0	1,653	166	0	—	×	△
43	美和町	2,039	138	11	1,945	191	51	26.7%	×	○
44	甚目寺町	2,608	258	9	2,462	233	6	2.6%	×	△
45	大治町	1,784	226	4	1,736	211	24	11.4%	△	○
46	蟹江町	3,120	294	47	2,974	273	53	19.4%	×	○
47	飛島村	610	61	12	573	58	8	13.8%	×	○
48	阿久比町	2,301	115	0	2,228	104	0	—	○	○
49	東浦町	4,016	347		3,896	228		—	×	○
50	南知多町	3,494	138	12	3,336	200	20	10.0%	×	○
51	美浜町	2,722	110	3	2,566	143	48	33.6%	×	△
52	武豊町	3,255	153	0	3,133	272	0	—	×	○
53	一色町	3,075	184	0	2,932	178	0	—	×	○
54	吉良町	2,675	137	0	2,554	120	0	—	×	○
55	幡豆町	1,612	88	13	1,594	127	25	19.7%	×	○
56	幸田町	2,936	188	11	2,801	261	48	18.4%	×	○
57	三好町	2,600	282	10	2,514	292	7	2.4%	×	○
58	設楽町	1,751	39	6	1,664	67	24	35.8%	×	○
59	東栄町	1,336	54	29	1,283	60	27	45.0%	×	○
60	豊根村	399	397	0	423	416	5	1.2%	×	△
61	音羽町	902	30	0	857	57	0	—	×	△
62	小坂井町	2,352	83	0	2,216	136	0	—	×	○
63	御津町	1,797	97	12	1,704	93	29	31.2%	×	△

乳幼児医療費助成制度の拡大状況

（２００６年１０月１日現在）

※★印は愛知県制度と同じ内容。県制度は、4歳未満児（4歳になる月の月末）まで無料。
※▼印：名古屋市の所得制限は、0歳児および第3子以降のみ2歳までを除く全対象者に適用されるため県が無料としている対象者でも無料の対象から除かれる場合がある。
※◆印：高浜市・大口町は拡大分について、県内でごく少数の1割の自己負担を導入。
※２００５年１１月以降に対象拡大（予定・条例審議中を含む）した市町村は、名古屋市、瀬戸市、碧南市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、弥富市、大口町、扶桑町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、小坂井町の１９市町。

市町村名		通院	入院
県基準拡大自治体数		**61（96.8%）**	**63（100%）**
「6歳未満」以上の自治体数		**60（95.2%）**	**63（100%）**
「小学校卒業」以上の自治体数		**5（7.9%）**	**5（7.9%）**
1	名古屋市	義務教育就学前（0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし）（2006年8月1日実施）▼	小学校3年生まで（0歳を除き所得制限あり、第3子以降は3歳未満は所得制限なし（2006年8月1日実施）▼
2	豊橋市	義務教育就学前	義務教育就学前
3	岡崎市	義務教育就学前	義務教育就学前
4	一宮市	義務教育就学前	義務教育就学前
5	瀬戸市	義務教育就学前（2006年4月1日実施）	義務教育就学前（2006年4月1日実施）
6	半田市	義務教育就学前	義務教育就学前
7	春日井市	義務教育就学前	義務教育就学前
8	豊川市	義務教育就学前	義務教育就学前
9	津島市	5歳未満	義務教育就学前（5歳以上は償還払い）
10	碧南市	義務教育就学前［小学校卒業まで（2007年4月実施を検討）］	義務教育就学前［中学校卒業まで（2007年4月実施を検討）］
11	刈谷市	義務教育就学前	義務教育就学前
12	豊田市	義務教育就学前	義務教育就学前
13	安城市	義務教育就学前	義務教育就学前
14	西尾市	小学校1年生まで（2006年4月1日実施）	小学校1年生まで（2006年4月1日実施）
15	蒲郡市	6歳未満	6歳未満
16	犬山市	義務教育就学前（2006年10月1日実施）	義務教育就学前（2006年10月1日実施）
17	常滑市	義務教育就学前	義務教育就学前
18	江南市	義務教育就学前（2006年4月1日実施）	義務教育就学前（2006年4月1日実施）
19	小牧市	6歳未満	6歳未満
20	稲沢市	義務教育就学前（2006年4月1日実施）	義務教育就学前（2006年4月1日実施）
21	新城市	義務教育就学前	義務教育就学前
22	東海市	義務教育就学前	義務教育就学前
23	大府市	義務教育就学前	義務教育就学前
24	知多市	義務教育就学前	義務教育就学前
25	知立市	義務教育就学前［小学校1年まで（2007年4月実施予定）］	義務教育就学前［小学校1年まで（2007年4月実施予定）］
26	尾張旭市	義務教育就学前（2006年4月1日実施）	義務教育就学前（2006年4月1日実施）
27	高浜市	中学校卒業まで（4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い）（2006年10月1日実施）◆	中学校卒業まで（4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い）（2006年10月1日実施）◆

市町村名		通院	入院
28	岩倉市	義務教育就学前 ※第1子も愛知県制度から義務教育就学前まで拡大（2006年4月1日実施）	義務教育就学前 ※第1子も現物給付化（2006年4月1日実施）
29	豊明市	義務教育就学前	義務教育就学前
30	日進市	義務教育就学前	義務教育就学前
31	田原市	義務教育就学前	義務教育就学前
32	愛西市	義務教育就学前	義務教育就学前
33	清須市	義務教育就学前	義務教育就学前
34	北名古屋市	義務教育就学前	義務教育就学前
35	弥富市	小学校卒業まで ［中学校卒業まで（2007年4月実施に向け審議中）］	小学校卒業まで ［中学校卒業まで（2007年4月実施に向け審議中）］
36	東郷町	義務教育就学前	義務教育就学前
37	長久手町	義務教育就学前	義務教育就学前
38	豊山町	義務教育就学前	義務教育就学前
39	春日町	義務教育就学前	義務教育就学前
40	大口町	8歳未満（4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い）◆（2006年4月1日実施）	8歳未満（4歳以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い）◆（2006年4月1日実施）
41	扶桑町	義務教育就学前(2006年10月1日実施)	義務教育就学前（2006年10月1日実施）
42	七宝町	義務教育就学前	義務教育就学前
43	美和町	義務教育就学前	義務教育就学前
44	甚目寺町	小学校卒業まで	小学校卒業まで
45	大治町	義務教育就学前	義務教育就学前
46	蟹江町	義務教育就学前	義務教育就学前
47	飛島村	中学校卒業まで	中学校卒業まで
48	阿久比町	義務教育就学前	義務教育就学前
49	東浦町	義務教育就学前	義務教育就学前
50	南知多町	★	義務教育就学前（4歳以上は償還払い）（2006年4月1日実施）
51	美浜町	★	義務教育就学前（4歳以上は償還払い）（2006年4月1日実施）
52	武豊町	義務教育就学前	義務教育就学前
53	一色町	義務教育就学前	義務教育就学前
54	吉良町	義務教育就学前	義務教育就学前
55	幡豆町	義務教育就学前	義務教育就学前
56	幸田町	義務教育就学前 ［小学校3年まで（2007年4月実施予定）］	義務教育就学前 ［小学校3年まで（2007年4月実施予定）］
57	三好町	義務教育就学前	義務教育就学前
58	設楽町	小学校卒業まで（2006年4月1日実施）	小学校卒業まで（2006年4月1日実施）
59	東栄町	6歳未満（4歳以上は償還払い）	6歳未満（4歳以上は償還払い）
60	豊根村	6歳未満（4歳以上は償還払い）	6歳未満（4歳以上は償還払い）
61	音羽町	義務教育就学前（2006年4月1日実施） ※「小学校1年生まで」だったのを改悪	義務教育就学前（2006年4月1日実施） ※「小学校1年生まで」だったのを改悪
62	小坂井町	義務教育就学前（2006年4月1日実施）	義務教育就学前（2006年4月1日実施）
63	御津町	義務教育就学前	義務教育就学前

妊婦健診の拡大状況

（2006年10月1日現在）

※母子保健法に基づく妊産婦健診として前半期と後半期の計2回が無料となる。ただし、98年に一般財源化されその後は市町村事業として継続されている。実施回数が空欄の自治体は2回のみ実施。
※今回、新たに設楽町が10回に、知多市が4回に、豊川市・碧南市・吉良町が3回に拡大し、江南市は12回実施を予定。拡大自治体数は予定を含め13市町村（21%）となった。
※妊婦歯科健診の実施状況を尋ねた。大半の市町村で1回は実施しているが未実施が10市町村ある。中には、希望者に無料で回数の制限無く実施している市町村もあった。
※妊産婦医療費助成制度は、昨年に続き、東海市と尾張旭市のみが実施している。

市町村名		実施回数		妊産婦医療費助成制度	助成内容	備考
		妊婦健診	歯科健診			
実施自治体数		13	53	2		
1	名古屋市		1			
2	豊橋市		※			歯科：希望者に無料で実施
3	岡崎市		1			
4	一宮市		1			生活保護世帯、市県民税非課税世帯等の妊婦は11回追加
5	瀬戸市		1			
6	半田市		0			
7	春日井市		1			
8	豊川市	3	1			2006年度より拡大
9	津島市		1			歯科：集団で年6回開催
10	碧南市	3	1			2006年度より拡大
11	刈谷市		1			
12	豊田市		1			
13	安城市		1			歯科：集団で実施
14	西尾市		※			歯科：集団で月1回実施、無料、回数制限なし
15	蒲郡市		1			
16	犬山市		0	検討中		歯科：パパママ教室受講者に対し実施
17	常滑市		1			
18	江南市	12	1			2007年度より12回実施予定
19	小牧市		1			
20	稲沢市		※			歯科：集団で実施（3会場、月1回）、受診回数に制限なし
21	新城市	3	4			
22	東海市	7	1	○	婦人科での保険診療一部負担を全額助成	歯科：母親教室参加時に受診
23	大府市	3	12			歯科：保健センターで毎月1回実施、受診制限なし
24	知多市	4	12			2006年度より拡大
25	知立市		1			
26	尾張旭市	3	1	○	分娩後1カ月までの間の入院に要した医療保険適用分の自己負担を助成	
27	高浜市		0			
28	岩倉市		1			

市町村名		実施回数		妊産婦医療費助成制度	助成内容	備考
		妊婦健診	歯科健診			
29	豊明市		1			
30	日進市		1			
31	田原市		1			
32	愛西市		1			歯科：集団方式で年12回実施
33	清須市		1			
34	北名古屋市		1			
35	弥富市		※			歯科：集団12回、個別は市内歯科医院で通年受診可
36	東郷町		1			歯科：産後1回受診可
37	長久手町		2			
38	豊山町		1			歯科：集団で実施
39	春日町		1			
40	大口町		1			
41	扶桑町		0			
42	七宝町		4			
43	美和町		0			
44	甚目寺町		1			
45	大治町		1			
46	蟹江町		0			
47	飛島村		1			
48	阿久比町		0			
49	東浦町		6			
50	南知多町		0			
51	美浜町		0			
52	武豊町		1			
53	一色町		1			
54	吉良町	3	2			2006年度より拡大
55	幡豆町		4			
56	幸田町		1			歯科：産後1回受診可
57	三好町		2			
58	設楽町	10	2			2006年度より5回を10回に拡大
59	東栄町	5	1			
60	豊根村	5	0			
61	音羽町	3	1			
62	小坂井町		6			
63	御津町		1			

就学援助について

（2006年10月1日現在）

※申請書の受付として、「市町村窓口」と「学校」の両方が利用できるのは27市町村（42．9％）だった。
※支給方法は、26市町村が「保護者へ現金現物」、15市町村が「保護者の口座へ振り込み」だった
※支給回数は「3回」が圧倒的に多い。
※「保護者への制度の広報」は41市町村で実施されている。全市町村での実施が望まれる。

	市町村名	申請書受付窓口	支給方法	支給回数	保護者への制度の広報	生保停止・中止・廃止	市民税非課税・減免	個人事業税・固定資産税減免	国民面金保険料免除	国保税減免	児童扶養手当支給	生活福祉資金貸付	職安登録失対・日雇い手帳保持	経済的に困窮
合計		—	—	—	41	54	54	54	53	53	54	52	46	50
1	名古屋市	小･中学校	学校→保護者	3回	○	○	○	○	○	○	○			○
2	豊橋市	教委	保護者口座	4回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	岡崎市	小･中学校		3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	一宮市	教委･学校	保護者へ現金現物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	瀬戸市	教委･学校	保護者口座	4回	○	○	○	○	○	○	○	○		○
6	半田市	小･中学校		3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	春日井市	学校												
8	豊川市	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	津島市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	碧南市	学校												
11	刈谷市	教委	学校より現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	豊田市	小･中学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	安城市	小･中学校	現金･現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	西尾市	教委	現金･現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	蒲郡市	小･中学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	犬山市	教委、小･中学校	保護者へ現金現物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	常滑市	教委	保護者へ現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	江南市	教委･学校												
19	小牧市	教委、学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	稲沢市	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	新城市	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	東海市	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	大府市	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	知多市	教委･学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	知立市	教委･学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	尾張旭市	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	高浜市	学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	岩倉市	教委	保護者へ現金現物		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	豊明市	教委、学校	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	市町村名	申請書受付窓口	支給方法	支給回数	保護者への制度の広報	生保停止・中止・廃止	市民税非課税・減免	個人事業税・固定資産税減免	国民面金保険料免除	国保税減免	児童扶養手当支給	生活福祉資金貸付	職安登録失対・日雇い手帳保持	経済的に困窮
30	日進市	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	田原市	教委･学校	保護者へ現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	愛西市	教委	保護者へ	3回	○	○	○	○	○	○	○	○		○
33	清須市													
34	北名古屋市	学校												
35	弥富市	教委、小･中学校	保護者口座			○	○	○	○	○	○	○		○
36	東郷町	教委	保護者口座		○	○	○	○	○	○	○	○		○
37	長久手町	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	豊山町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	春日町	教委･学校	保護者へ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	大口町	教委･学校	保護者口座	2回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	扶桑町	教委･学校		毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	七宝町	教委･学校	保護者へ	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	美和町	教委	保護者口座	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	甚目寺町	教委	保護者口座	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	大治町	教委･学校				○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	蟹江町	教委												
47	飛島村	教委･学校				○	○	○			○			○
48	阿久比町	教委		3回		○	○	○	○	○	○	○		○
49	東浦町	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	南知多町	教委･学校												
51	美浜町	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	武豊町	教委･学校												
53	一色町	教委･学校			○	○	○	○	○	○	○	○		○
54	吉良町	教委	保護者へ現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	幡豆町	教委･学校	保護者へ現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	幸田町	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	三好町	学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	設楽町	教委･学校	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	東栄町	教委	保護者へ現金現物	3回		○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	豊根村													
61	音羽町	教委	保護者へ現金現物	3回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	小坂井町	教委	保護者口座		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	御津町	教委･学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国保制度の改善について

（2006年10月1日現在）

※知立市、碧南市、西尾市、東郷町、幡豆町の5市町が、国保制度を国保法のどこにものっていない「相互扶助」等と回答している
※「無条件に正規の保険証を」、「制裁行政をしないで」という要望に対して、19市町村が「負担の公平」等の文言で回答している。

市町村名		すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
1	名古屋市			
2	豊橋市	短期は、接触の機会を確保し、公平な税負担をしていただく趣旨。資格も同様な目的だが、生活実態を把握する中で適切に運用	低所得の方への配慮をしつつ、医療費の出費にあった負担をしていただく必要がある	面談、電話、現地調査などで実態把握。納税意識、誠意の見られない者は、滞納処分をすることになる
3	岡崎市	それぞれの実情等を十分に考慮し、慎重に対応	他都市と比較して充実しているし、減免件数も増加している	生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応している
4	一宮市	短期、資格は、国保運営上必要な制度	一定のルールで取扱い、減免は高齢者、障害者、低所得者など幅広く実施	滞納理由、所得状況など本人から聴取して、分納などの方法で納付してもらっている
5	瀬戸市	資格は、負担の公平・公正を図るうえからも法にもとづいた対応と考える。発行前には、弁面の機会の付与をしている、短期も事前の納付相談をおこなっている	平成12年4月の減免基準の見直しをしたところであり、拡充は考えていない。平成15年から軽減割合を7割、5割、2割に拡充	滞納処分にあたったは、事前に生活実態の把握に努めている
6	半田市	資格は、負担の公平性を確保するため中止する考えはない。納税は国民の義務であり、資格、短期の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としている。発行は、理由もなく滞納している人に限定している	本年4月から、生活保護からの自立支援の減免、医療受給者に対する減免、固定資産税額の減免を受けた人への資産税額割減免、所得増により均等割り・平等割の軽減を外れた世帯に対して減免を拡大	差押さえや行政サービスの制限は、税負担の公平性を確保するために必要な措置。世帯の状況に応じて適切に実施
7	春日井市	資格証は、納付期限から1年以上経過し、再三の納付相談に応じることがないとき、短期は、前年度までに10万以上未納世帯及び、過去からの短期世帯で保険税が完納していない世帯に交付。運用については慎重におこなっている	制度の継続的、安定的な運営のためには累積赤字を何もせず看過することはできません。16年度の値上げ以降引き上げはしていない	国税徴収法、地方税法にもとづき事務をすすめている
8	豊川市	保険料の滞納は、制度のいい、存続に重大な影響を及ぼすので、今後とも適正な処置をとる必要がある	17年度から一人あたり医療分保険料を据え置くように努めている	生活実態を考慮し、かつ納付意識が低下しないように努める
9	津島市	国や県の指導を受けて、要綱等の規定に基づいて実施。短期証の発行は、本人との面談を前提にし、安易に発行することのないよう慎重な運用に努める	保険料（税）については、税の不均衡を是正するために改正が必要。14年度から拡大したので、しばらく現行維持	未納者には、電話での対話や面談などをおこない、実態を慎重に調査し、徴収や差し押さをおこなっている

市町村名		すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
10	碧南市	資格書の事務を通して納税相談の機会を確保するものとして考えている。	国民健康保険は相互扶助の考え方で運営されており、応分の負担をしてもらっている	納付相談を行い実態を確認。把握した内容により的確な処理をしている
11	刈谷市	資格書は、機械的な発行はせず、納税相談に応じれは被保険者証を交付している。短期は、納税意欲を損なうことのないよう対応。	国の基準の最高の軽減割合を適用。減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で、他の加入者の負担増なるので、拡充は考えていない	納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画にもとづいた徴収をしている
12	豊田市	文書回答なし		
13	安城市	滞納者対策として資格書、短期証とも発行は継続	制度の拡充は考えていない	適切におこなっている
14	西尾市	相互扶助で成り立つ社会保険制度であることから、すべてに正規の保険証を発行することは、負担の公平を欠くことになる	国保財政も厳しいので、拡充を考えていない。	生活実態の把握に努め対応している
15	蒲郡市	義務化されたので実施せざる得ない。負担の公平と接触の機会の確保を図ることを目的に運用し、むやみに交付する考えはない	医療費は、増加することが予想され応分の負担増をお願いせざる得ない。拡充は考えていない。	税の公平負担から、納付について相談、指導させてもらっている
16	犬山市	他の納税者とのバランスを考慮すると全くペナルティがないことが最善とは考えていないが、医療を受ける権利を保障するという観点に太一、市独自の基準で運用	この10年近くは大幅な値上げはおこなっていない。医療費の支出の地長期的視野に基づき決定。	生活実態を無視した処分はおこなっていない。「納められるのに横着で納めない」滞納者には、負担の公平の見地からきびしい処分を行う
17	常滑市	実情を把握し、むやみに資格書や短期証を交付するものではないと考えている	18年度税率改正をおこなった。減免の拡充は考えていない	税の公平性確保のため、加入者の実態把握をおこない適切に対応
18	江南市	納付相談を実施し、資格書、短期証をこうふ	不況対策の一環として、前年所得金額を400万円以下の基準に拡大	十分に納税相談をおこない、保険税を野不するよう指導している
19	小牧市	悪質な滞納者に必要に応じて資格書を発行。短期証は、必要最小限としている	必要に応じて保険税の見直しをすべきと考える。減免は16年度に拡充したところ	払いきれない保険税については、分納等の相談を受け付けている
20	稲沢市	資格書は、義務化規定になったので実施せざる得ない。実施にあたり原則本人と面談もしくは、弁明書により実態把握に努める。短期証は、滞納かつ納税指導ができない方を対象としている	可能な限り適正な医療費等の見積もりした中で、抑制に努める、減免の課口授は、財源等を考慮しなければならないので考えていない	納税者の生活実態を把握し、進めさせてもらっている
21	新城市	要綱によって発行している	19年度に税の見直しを行う。現在検討中	生活実態を無視した徴収や差押さえはしていない
22	東海市	理由もなく滞納している人には必要な制度	減免の拡充は、被保険者の負担が増えることにつながるので、慎重に対処する必要がある	面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしている
23	大府市	資格書、短期証は、保険税の一つの方法	他の市税の減免や、状況、社会経済情勢など把握しながら検討	納付相談や分割納税などの方法を取り入れている。生活実態を無視した徴収や差押さえは行っていない

市町村名		すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
24	知多市	悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないと考えている。短期証は、3カ年以上の滞納や、年税額の2分の1以上の滞納税が複数年ある場合、6カ月を発行	10年度から据え置いている。減免制度の拡充は考えていない	納付相談等を通じて実態調査をおこない分割納付の相談をしている。納税者を無視した徴収は行っていない
25	知立市	加入者の相互扶助により成り立っている制度のため、負担の公平を図る見地から制度の適用はやむを得ない	医療費が増加する事態に至っては、負担額を見直しをせざるを得ない。減免については研究していく。	生活実態にあった納付相談を励行。負担能力があるにもかかわらず納税に応じない場合は、差押さえもやむをえない
26	尾張旭市	資格書は、法に従い適切に判断。短期証は、制裁目的ではなく、接触の機会を増やし、生活の実態を把握し、計画的な納付へ導くもので、更新拒否や納付制限をするものではない	医療費の増加が続いている現状であり、安定運用に必要であれば、税率の見直しもやむ得ないと考える。減免については、他との均衡を失しない範囲で、おこなっていきたい	生活実態を把握し、法に基づき適切な事務をおこなっている
27	高浜市	税負担の公平性の観点から、実施する考えはない	国保財政の実態等を踏まえ、適切に対応	条例･規則等の規定に従い、税負担の公平性に配慮しつつ、適切に実施
28	岩倉市	理由なく1年以上全く納付しない世帯に6カ月の交付し、さらに1年以上同じ状態が続く場合は資格書を交付	税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化等を図ったうえで阪大する。減免は、低水準でないと考えており、拡大する考えはない	特段の理由がなく、一切納付に応じない、誠意がない滞納者に対しては、差押さえなどの処分もやむを得ない
29	豊明市	資格書は発行していない。短期証は要綱により6カ月を発行。短期証は納付相談の機会と捉え中止の考えはない	平成9年度以降改定していない。近い将来は引き上げも考えざるを得ない。減免は、県下平均以上と考えている	収納課において、納税相談を実施し、生活実態を踏まえた徴収を心がけている
30	日進市	資格書発行していない。納税資力がありながら納税されない方は、公平性を確保するために短期証もしかたがない	引き上げについては、諮問機関に諮り検討していきたい。減免制度は、社会経済状況等により検討	収納課と連携を図りながら、実態把握に努める。
31	田原市	資格書は発行していない。短期証は、納付相談を行い、加入者間の負担の公平、、公正を確保するため早期納付をうながしている	給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう配慮	安定的な運営と負担の公平と図る観点から滞納処分は必要。収入等調査し無理のない納付計画の元、徴収。悪質の場合は、差押さえ
32	愛西市	収納対策上やむを得ない	財政面を考慮した税率と減免制度で考えていく	加入者の実態把握に努めていく
33	清須市	負担の公平化を図る観点から悪質滞納者に対して納付指導をおこない、短期証･資格書の発行を考えている	非常に厳しい財政運営を強いられている状況であるので拡充は考えていない	滞納状況を把握し、納付相談をおこない、悪質滞納者は考えている
34	北名古屋市	個別の面談による納税相談をし、実情に応じて、短期証を交付	減免制度を実施している	随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた滞納をしている
35	弥富市	事務取扱要綱で対応している。短期証は、接触機会を多くとれるため有効な手段と考えている	必要額を徴収していこうと考えている	生活にゆとりがありながら、納税意思の欠如により、滞納がある場合適切な処分を考えている
36	東郷町	資格書発行なし、しかし、納税相談に応じない、納税意思が見受けられない世帯は発行もやむを得ない。短期証は、納税相談、納税指導などに有効であり3カ月で更新している	保険制度の相互扶助の精神や受益者負担の原則の中で、改定も検討しなければならない。	生活実態を把握して対応していく

市町村名		すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
37	長久手町	現在、交付実績はない	健全な財政運営を行うためには、やむを得ない	実態の把握に努める
38	豊山町	資格書は法で定まっている。何度よびかけても連絡がない、保険証をとりにこないか方々には、警告文を発し徴収をよびかけているが、それでも応じない方には交付している	18年度も17年度と同様、一般会計からの繰入額を増額して対応している。財政も厳しい状況であり、現在の税体系を維持するには困難	納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応。差押さえは、悪質な滞納者に対する最終的な手段と考える
39	春日町	資格書はなし、滞納者には短期証	国の制度にしたがって減免、16年度より減免制度の規定を設けた	無理な徴収や差押さえはしていない、納入に理解をしていただくようお願いするのみ
40	大口町	滞納者に正規の保険証は、税の公平性を損なうおそればある。滞納者には短期証をこうふし、直接本人と会う機会をもち収納に努める	7・5・2割軽減をおこなっており、納付しやすいよう軽減措置をおこなっている	納税相談を行い、生活実態の把握に努めている。差押さえなどの制裁措置はおこなっていない
41	扶桑町	資格書･短期証は、接触の機会を増やし、納税相談等を実施し滞納者に理解いただくもの、負担の公平を図るもの	医療費は、毎年上昇している。それに伴い、保険税を引き上げざるを得ない。減免は近隣市町を調査し検討したい	滞納者には、個別訪問し、生活実態に合わせた納付計画などの相談に応じるようにする
42	七宝町	国保財政を堅持していくのに必要不可欠な方法と考えている	増加傾向にある医療費と減免制度拡充に伴う財源を国庫の増額に望めない昨今どこにそれを求めるのか	窓口での、納税相談では、納税者の生活実態を考慮し、可能な範囲での支払いをお願いしている
43	美和町	短期証の交付によって滞納者の実情を加味して納税勧奨を図っている	保険税の引き上げは15年度から実施していない。減免は、現在は低所得者に対する軽減をはかっており、現制度以外は考えていないない	納税相談を実施し、分納等で納付をお願いしている
44	甚目寺町	税負担の公平を図るため、滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している	16年度税率改正し、17年度、18年度は見合わせた。減免は、他市町村も参考にし基準等を定めていきたい	税負担の公平を図るため、滞納者と納税相談を行い、滞納者の実情を的確に把握し、滞納処分を執行していきたい
45	大治町	資格書は最後の手段と考え、発行したことがない。6カ月の短期証を交付し滞納者とできるだけ面談する方針	給付と負担のバランスに配慮し、保険事業の安定化を図っていく。減免拡充は考えていない	面談し生活実態の把握、所得に応じた減免をしている。悪質滞納者には、滞納処分をおこなう方針
46	蟹江町	資格書なし、短期は、最短1カ月、最長1年、今後も継続していく	災害、母子、障害に伴う減免制度を実施している	状況を見極めながら、今後も引き続き実施していく
47	飛島村	国保法を考慮したうえ、税の分納を推進し、短期証で対応している	13年度から規定を改正し拡充している	窓口にて相談にのり、税の分納を推進していく
48	阿久比町	法の定めに従う	現段階では、引き上げの予定はない	滞納者との接触を保つことは重要と考える
49	東浦町	資格書は、得に悪質な滞納者に対して交付する考え。短期証も、滞納額がたまっている方、納税意識の低い方に交付している	引き上げの予定はない。減免制度は、知多管内の動向も参考にし対応していく	滞納者と個別に接触し、納めていただく方法等の納税相談をおこないっている。生活状況や個別事情の把握に努めながら、滞納整理をしていく
50	南知多町	資格書は、負担の公平･公正を図るとともに、収納を確保を図るための制度であり、有効に機能している。短期証も同様に考えている	18年度保険税率を改正。減免拡充は、国保財政への負担増となるため考えていない	こまめに臨戸徴収を実施することにより完納していただけるよう努力。悪質の場合は、差押さえをやむを得ないと考える

市町村名		すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
51	美浜町	資格書は、発行しているが必ず面談している	保険料引き上げは、予定していない。減免制度拡充する予定はない	必ず面談しており、加入者の実態把握に努めている
52	武豊町	国保法の主旨にもとづいて進めていく	保険料（税）については、現在検討中。減免制度については、現行どおり。	生活実態を無視した制裁行政はおこなっていません
53	一色町	国保法第9条の規定に基づき事務をおこなう	保険財政の安定化と医療費の適正化に努め、財政運営に改善をはかる	加入者の生活実態を無視した制裁行政は行わない
54	吉良町	税負担の公平適正化を図るため、現行どおり実施する。ただし、資格書該当者であっても分納者には、短期証を発行	平成16年どに大幅な税率改正を実施。減免制度は、16年度より規則で規定した対応している	差押さえは、悪質な理由により、面談が目的で結果的に実施
55	幡豆町	相互扶助的な考えからも資格書の発行はやむを得ない	17年度引き上げを行い、単年度赤字から脱却。減免は拡充予定はない	滞納者には関しては、保険税以外にも滞納している場合が多く、支払いにもかかわらず滞納している納税義務者も多く見られるので、税の公平性を図るためにやむを得ない
56	幸田町	税負担の公平を図るため、引き続き実施	現行制度を生かし、保険税負担の軽減に努める	保険証の更新時に面談を実施し、生活実態に合わせた納付の相談に応じていく
57	三好町	文書回答なし		
58	設楽町	悪質な滞納者もおり、無条件で中止することはできない	制度上無理である	滞納者との話し合いをして実態に合わせて徴収している
59	東栄町	悪質な滞納者に発行、納めるべき保険料は国民の義務として当たり前のことであり、この制度は必要	国保運営の厳しい状況を考えるとか拡充は困難	総務課徴収支援係りを中心に、家への訪問をおこない生活実態に合わせた徴収を心がけている。差押さえは現在ない
60	豊根村	現在、資格書、短期証発行なしだが、税の公平性を保つためには今後、検討していかなければないない	19年度までは引き上げはしない予定	生活実態を把握し、税務係りと協議し滞納整理を実施し税の公平性を保つよう努める
62	小坂井町	実施は困難	実施は困難	制裁行政はおこなっていません
63	御津町	資格書、短期証交付は、必ず面談をし本人納得のうえ交付	低所得世帯については、軽減制度で対応しており、災害等で被災した場合は、減免で対応している	納税相談や臨戸訪問する上で、生活実態の把握に努めており、強引な滞納処分はおこなっていない

保険料（税）減免実施状況　（２００５年度）

（愛知県医務国保課資料より）

1．「条例の有無」には、保険料（税）の減免について定めた条例がある場合に○を記入する。
2．条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに○を記入する。（複数回答可）
（1）「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき。
（2）「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあって著しく負担能力が無くなったとき。
（3）「収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力がなくなったとき。
（4）「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
（5）「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
（6）「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
（7）「その他」とは、上記（1）～（6）以外の事由によるもの。
3．「免除規定有無」は、保険料（税）賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入する。
4．「減免基準」は、2（4）（5）に該当する場合の基準と減免割合。また、2（7）に該当する場合の減免事由。
5．「失業者の減免」は、2（3）、（6）、（7）の規定に基づき、失業者に対し減免できる場合に○を記入する。

市町村名	1 条例の有無	2．減免事由 (1)災害	(2)病気	(3)収入減	(4)低所得	(5)生保	(6)特別事情	(7)その他	3 免除規定有無	4．減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績 減免 世帯数	減免総額 （千円）
都道府県合計	63	63	32	48	15	35	40	43	29		34	231,556	2,840,047
1 名古屋市	○	○		○	○			○	○	世帯に市県民税の所得割が課されないとき、世帯の均等割の2割を減免 世帯の市県民税額の合計が5,000円以下のとき、被保険者1人につき2, 000円減免	○	136,324	1,758,319
2 豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4)均等割･平等割のみ課税世帯　第6号該当の場合　均等割･平等割の100分の10に相当する額（附則第2項により当分の間100分の12） ･均等割･平等割のみ課税世帯　第7号　〃　100分の20　〃　（　〃　100分の26） ･均等割･平等割のみ課税世帯　第8号　〃　100分の40　〃　（　〃　100分の46） 　市民税所得割額が3万円以下で固定資産税額のない場合　均等割の100分の16に相当する額	○	14,478	179,672
3 岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(4)･所得の激減(前年所得が350万円以下で今年の所得が前年所得の2分の1以下に減少） (5)･当該扶助を受け始めた日から当該扶助を受けなくなった日までに到来する納期限に係る納付金に相当する額 (7)資産割額のうち、町有地が個人名義になっており、名義変更がされるまで該当する資産割額の一部をその他減免で処理する。	○	3,682	74,852
4 一宮市	○	○		○	○	○	○	○		低所得＝法定軽減7･5･2割世帯に1割の上乗せ減免する。また、それに該当しない世帯で所得金額が200万円以下の世帯について、均等割･平等割を3割減免する。 生保＝生活保護開始以後に到来する納期にかかる税を100％減免する。	○	40,595	531,182
5 瀬戸市	○	○	○	○			○	○			○	43	1,046
6 半田市	○	○	○	○		○	○	○		(5)生活保護を受ける期間に係る納付額の全額	○	73	2,021

市町村名		1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績	
			(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情	(7) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
7	春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・低所得：減免取扱基準第7項　前各項のほか、市長が特に必要と認める特別な事情がある場合に適用する。平成16年度国保税の税率改正に伴い法定軽減の対象とならない世帯にかかる激変緩和策として実施。（平成16年度～平成17年度）対象者：世帯総所得200万円以下で法定軽減の対象とならない世帯。減免内容：被保険者均等割、世帯平等割について減免。減免割合：所得200万円以下は1割。所得100万円以下は2割 ・生保：減免取扱基準第4項　対象：学校教育法第25条の規定により就学援助をうけることとなった世帯、その他これらに類する法令の規定により給付を受けている世帯。減免割合：保険税額の100分の100 ・国民健康保険法第59条の規定に該当する者の減免	○	9,591	73,651
8	豊川市	○	○		○	○	○	○	○		（4）世帯の前年の所得金額が33万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき（7割軽減世帯）、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ2％に相当する額。世帯の前年の所得金額が33万円＋被保険者数（当該世帯主は除く）×24．5万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき（5割軽減世帯）、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3％に相当する額。 世帯の前年の所得金額が33万円＋被保険者数×35万円以下で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき(2割軽減世帯）、保険料の均等割額と平等割額のそれぞれ3％に相当する額。世帯の前年の所得金額が125万円以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税額が25万円以下のとき、保険料の均等割額と平等割額 （5）生活保護法の規定による保護の開始の日から保護の廃止の日までの間に到来する納期に係る納付額に相当する額。		6,414	31,043
9	津島市	○	○		○	○			○		世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課徴収条例第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下→当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免。	○	2,710	34,955
10	碧南市	○	○	○	○		○	○	○	○	(5) 全額 (7)市民税または固定資産税の減免を受けた場合	○	868	3,592
11	刈谷市	○	○		○		○	○	○		(5)・当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付金に相当する額	○	95	1,320
12	豊田市	○	○	○	○		○	○	○		生活保護基準世帯については、減免割合10～100％	○	252	6,303
13	安城市	○	○	○	○			○	○	○	(7)固定資産税減免に伴う減免	○	112	1,145

市町村名		1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績	
			(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情	(7) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
14	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合 (4) 減免割合:所得割額の5／10 (5) 減免割合:生保該当期間に到来した納期限に係る納付額 (7) 西尾市市税条例(昭和43年西尾市条例第17号)第51条又は第72条の規定によって市民税の所得割額又は固定資産税額の減免を受けた場合:0件	○	830	5,040
15	蒲郡市	○	○	○	○			○	○	○	1. 災害等により固定資産税の減免を受けた者 2. 生計中心者が震災・風水害・落雷・火災などの災害で障害者となった時3. 貧困による公私の扶助を受けている者	○	2,046	9,074
16	犬山市	○	○	○	○		○		○	○	生活保護における減免割合:生保開始以降に到来する納期限に係る納付額全額 雇用保険受給者　18件	○	39	1,094
17	常滑市	○	○	○		○	○	○	○	○	低 所 得:賦課期日において、世帯主及び被保険者全員が市県民税非課税で、条例第13号各号の適用を受けない世帯で、前年中の合計所得金額が200万円以下の世帯 減免割合:低所得は均等割額及び平等割額の100分の20に相当する金額。生保は当該保護を受けることとなった日以降に到来する納期にかかる納付額		972	11,573
18	江南市	○	○	○	○	○	○	○	○		世帯の前年所得が0円の方を基準に被保険者均等割及び世帯別平等割額の100分の10を減免 生活保護(全額)		3,209	20,114
19	小牧市	○	○	○	○		○	○	○	○	生活保護を受けている期間に到来した納期に係る納付額の全部	○	353	11,168
20	稲沢市	○	○	○	○		○		○		「生保」の減免割合・・・保護開始日以後に到来する納期に係る納付額		2,466	33,481
21	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・7割軽減世帯で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみ課税される世帯の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減後における納付額の十分の一 ・5割、2割軽減世帯で、資産割額非課税世帯の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減後における納付額(所得割額を除く)の十分の一 ・生活保護法の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合、当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額	○	960	2,755
22	東海市	○	○										10	234
23	大府市	○	○	○	○				○	○	(7)部落所有資産(不動産)に係る地域代表者名義登録者の資産割課税の減免	○	4	517

	市町村名	1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績	
			(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情	(7) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
24	知多市	○	○		○		○	○	○	○	⑸ の減免割合は、当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全部。 (7)知多市税条例第65条の規定による固定資産税（土地及び家屋にかかるものに限る。）の減免を受けた者。		5	125
25	知立市	○	○		○		○	○	○	○	前年の所得が、３００万円以下にあって当該所得が前年所得より半額以下に見込まれるとき	○	96	1,403
26	尾張旭市	○	○	○					○				18	1,553
27	高浜市	○	○	○	○		○	○	○	○	⑸ 生活保護開始から廃止するまでの期間については、保険料（税）全額免除 (7)高浜市税条例第６条による固定資産税の減免を受けた者　　21世帯　252,837円		25	422
28	岩倉市	○	○	○	○		○	○	○	○	(5)・当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付金額の所得割額の全部		2	127
29	豊明市	○	○	○	○		○	○	○		⑸ 生活保護・・・・生活保護法の規定による保護を受けた場合 ⇒ その事由が生じた日以後に到来する納期分の納付額の全額を減免	○	56	3,577
30	日進市	○	○	○	○			○			(5)・当該保護を受けている期間に到来する納期分の全部		17	463
31	田原市	○	○				○	○	○	○	(5)生保　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者・当該保護を受ける期間に到来した納期限に係る納付額 (7)田原市国民健康保険税条例第１３条の減免が適用される納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者 （減免割合：均等割額及び平等割額の１割） 489世帯　2,885,000円 上記以外の納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される者 （減免割合：均等割額及び平等割額の２割） 253世帯　2,212,000円		742	5,097
32	愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○		・低所得者で固定資産税額が１万円以下で、世帯の合計所得金額が200万円以下である場合は、10/100減免 ・当該事由に該当することとなった年度において、減免の申請をした以後に到来する納期に係る保険税の額の全部		2	77
33	清須市	○	○	○	○	○	○	○		○	⑷ ①実収月額－基準生活費＝保険税充当額、保険税賦課額－保険税充当額＝保険税減免額（応益割のみ）②実収月額≦基準生活費納期末到来税額の１／２ ⑹ 当該保護を受ける月以降の納期限に係る納付額の全部		0	0
34	北名古屋	○	○		○	○	○				⑷ 条例第13条に規定する減額の対象者・・均等割・平等割の２０％ ⑸ 納期未到来全額		2,879	13,469
35	弥富町	○	○		○			○	○	○	弥富町戦勝病者医療費の支給に関する条例により、受給者証の交付を受けている人 弥富町福祉給付金支給要綱により、老人医療一部負担金支払証明書の交付を受けている人	○	853	8,230
36	東郷町	○	○	○	○		○	○		○	生活保護法の規定により扶助を受ける者で、扶助を受けている期間に到来する納期分の全額を減免		1	16

市町村名		1 条例の有無	2. 減免事由							3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免	2005年度実績	
			(1) 災害	(2) 病気	(3) 収入減	(4) 低所得	(5) 生保	(6) 特別事情	(7) その他				減免 世帯数	減免総額 (千円)
37	長久手町	○	○	○	○			○	○			○	15	426
38	豊山町	○	○		○							○	1	99
39	春日町	○	○		○		○				(生保) 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る税額の全額。	○	0	0
40	大口町	○	○	○	○		○	○			「生保」に係る減免割合：生活保護期間中に到来する納期限に係る税額の全部	○	14	275
41	扶桑町	○	○	○	○		○	○	○	○	(5)当該扶助を受ける者について算定した税額の内、当該扶助を受けている期間に到来する納期限内に係る税額の全部 (7)雇用保険法の規定により基本手当の受給資格を有する者	○	21	763
42	七宝町	○	○										0	0
43	美和町	○	○										0	0
44	甚目寺町	○	○										0	0
45	大治町	○	○					○					0	0
46	蟹江町	○	○						○				608	8,197
47	飛島村	○	○		○				○			○	0	0
48	阿久比町	○	○										0	0
49	東浦町	○	○	○	○		○			○	生保をうける期間の全額		2	7
50	南知多町	○	○		○		○	○	○	○	生保 (全額) 固定資産税の減免を受けた場合に、減免を受けた固定資産税額に係る資産割相当額を減免		5	260
51	美浜町	○	○		○								1	66
52	武豊町	○	○		○		○		○	○	(5)保護を受ける期間に係る納付額の全部 (7)勤労学生であるものを有する世帯	○	6	230
53	一色町	○	○	○	○		○	○	○	○	(5) 生保・・・全額 (7)一色町税条例第9条又は第65条の規定によって町民税の所得割又は固定資産税の減額を受けた場合。	○	0	0
54	吉良町	○	○		○	○	○	○	○		(4)・所得の激減(前年所得が300万円以下で今年の所得が前年所得の10分の5以下に減少) (5)・当該保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額	○	0	0
55	幡豆町	○	○	○	○			○	○	○		○	3	209
56	幸田町	○	○		○			○	○	○	(7)固定資産税額 (土地及び家屋) の減免を受けたとき	○	7	79
57	三好町	○	○	○	○		○	○			生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者に対し、当該生活扶助を受けることになった日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部	○	3	325
58	設楽町	○	○										0	0
59	東栄町	○	○										0	0
60	豊根村	○	○										0	0
61	音羽町	○	○		○			○	○				46	372
62	小坂井町	○	○					○	○			○	1	1
63	御津町	○	○							○	(7)刑務所に拘置された被保険者にかかる国保税の減免		1	28

国保被保険者・保険料（税）額・収納率などの市町村別一覧（２００４年度）

愛知県医務国保課の２００４年度（平成１６年度）のデータから作成。愛知県合計は、市町村国保の合計である。（国保組合を含まない）

市町村番号	市町村名	世帯数（各年度末）	被保険者数（各年度末）	被保険者１人あたり調定額（平均保険料）		保険料（税）収納率	保険料（税）減免世帯数		一般会計からの繰入金額（自治体単費分）		
		０４年度（A）	０４年度（B）	０４年度（C）	順位	０４年度（D）	０４年度（E）	割合（E／A）	０４年度（F）	１人あたり（F／B）	順位
		世数	人	円		%	世帯	%	千円	円	
愛知県合計	２０００年度	1,102,396	2,222,469	85,778		92.88%			26,448,071	11,900	
	２００１年度	1,151,005	2,301,343	86,889		92.29%	180,962	15.7%	29,996,962	13,035	
	２００２年度	1,198,485	2,379,444	86,070		91.85%	202,725	16.9%	33,474,974	14,068	
	２００３年度	1,237,440	2,435,256	84,085		91.58%	219,601	17.7%	29,923,022	12,287	
	２００４年度	1,263,924	2,461,248	85,773		91.68%	224,599	17.8%	26,542,733	10,784	
1	名古屋市	436,587	789,746	78,306	65	91.51%	137,398	31.5%	15,954,165	20,202	5
2	豊橋市	61,442	126,593	88,251	45	90.08%	14,287	23.3%	551,291	4,355	47
3	岡崎市	56,832	109,863	86,366	56	90.44%	3,321	5.8%	484,305	4,408	46
4	一宮市	51,255	104,015	88,834	38	88.98%	33,046	64.5%	781,917	7,517	38
5	瀬戸市	22,691	42,576	87,904	47	93.46%	53	0.2%	9,729	229	77
6	半田市	19,799	38,858	87,591	50	90.25%	76	0.4%	149,961	3,859	51
7	春日井市	51,969	100,298	95,875	8	90.45%	9,575	18.4%	776,269	7,740	36
8	豊川市	20,233	40,759	92,539	22	91.54%	6,351	31.4%	165,564	4,062	49
9	津島市	11,844	23,991	91,537	24	91.86%	2,587	21.8%	60,343	2,515	56
10	碧南市	11,324	24,206	86,259	57	93.17%	798	7.0%	44,234	1,827	63
11	刈谷市	19,938	38,214	93,031	20	91.73%	76	0.4%	306,196	8,013	35
12	豊田市	50,287	98,199	90,035	32	92.43%	174	0.3%	609,521	6,207	43
13	安城市	25,101	50,360	88,484	42	92.17%	90	0.4%	219,284	4,354	48
14	西尾市	16,402	34,912	93,067	19	93.85%	963	5.9%	54,294	1,555	66
15	蒲郡市	15,324	31,949	87,744	49	92.95%	1,755	11.5%	6,800	213	78
16	犬山市	12,723	25,077	94,428	13	92.00%	56	0.4%	73,343	2,925	53
17	常滑市	9,642	19,735	88,591	39	94.15%	889	9.2%	39,663	2,010	60
18	江南市	17,242	34,607	89,648	34	91.59%	3,022	17.5%	267,022	7,716	37
19	尾西市	10,389	21,882	88,432	43	90.01%	828	8.0%	188,400	8,610	30
20	小牧市	24,557	49,195	90,870	27	90.07%	341	1.4%	675,000	13,721	15
21	稲沢市	16,843	34,262	91,974	23	92.35%	1,693	10.1%	95,594	2,790	54
22	新城市	6,111	12,523	74,284	71	95.79%	1,027	16.8%	26,974	2,154	59
23	東海市	17,705	34,842	91,415	25	90.65%	7	0.0%	345,512	9,917	23
24	大府市	12,901	24,948	88,996	37	92.01%	7	0.1%	157,779	6,324	42
25	知多市	13,829	27,294	89,985	33	91.17%	8	0.1%	268,943	9,854	24
26	知立市	9,824	18,490	94,257	16	89.71%	86	0.9%	32,868	1,778	64
27	尾張旭市	12,844	24,489	89,501	35	91.49%	20	0.2%	65,149	2,660	55
28	高浜市	6,353	12,756	88,318	44	91.07%	26	0.4%	6,680	524	73
29	岩倉市	8,649	16,373	105,847	1	90.59%	4	0.0%	38,260	2,337	57
30	豊明市	11,279	21,414	96,051	7	93.19%	8	0.1%	206,985	9,666	25
31	東郷町	5,779	11,212	94,832	11	92.27%	1	0.0%	188,261	16,791	9
32	日進市	10,915	21,019	92,776	21	92.26%	13	0.1%	314,300	14,953	13
33	長久手町	5,746	11,112	83,296	62	92.34%	7	0.1%	197,234	17,750	8
34	西枇杷島町	3,024	5,733	84,200	61	95.68%	0	0.0%	137,004	23,897	3
35	豊山町	2,677	5,539	95,202	10	90.87%	5	0.2%	5,069	915	71
36	師勝町	8,139	16,491	97,240	5	91.43%	1,952	24.0%	142,700	8,653	29
37	西春町	6,112	12,094	100,002	3	90.63%	936	15.3%	180,799	14,949	14
38	春日町	1,387	2,953	90,061	31	91.64%	0	0.0%	75,850	25,686	2
39	清洲町	3,498	6,829	90,086	30	91.78%	0	0.0%	10,000	1,464	67
40	新川町	3,550	7,143	87,198	52	90.82%	0	0.0%	74,113	10,376	21

市町村番号	市町村名	世帯数（各年度末）	被保険者数（各年度末）	被保険者1人あたり調定額（平均保険料）		保険料（税）収納率	保険料（税）減免世帯数		一般会計からの繰入金額（自治体単費分）		
		04年度（A）	04年度（B）	04年度（C）	順位	04年度（D）	04年度（E）	割合（E／A）	04年度（F）	1人あたり（F／B）	順位
		世数	人	円		%	世帯	%	千円	円	
41	大口町	3,212	6,605	95,775	9	94.39%	12	0.4%	85,000	12,869	16
42	扶桑町	5,680	11,153	86,606	55	94.35%	23	0.4%	90,000	8,070	34
43	木曽川町	5,497	11,453	76,968	67	91.30%	362	6.6%	107,419	9,379	28
44	祖父江町	3,826	8,639	75,295	69	94.96%	8	0.2%	164,483	19,040	6
45	平和町	2,289	4,912	87,961	46	96.10%	0	0.0%	81,370	16,566	10
46	七宝町	4,293	8,786	94,496	12	92.28%	0	0.0%	74,315	8,458	33
47	美和町	4,335	8,926	87,888	48	96.50%	0	0.0%	90,000	10,083	22
48	甚目寺町	6,856	14,126	99,494	4	85.21%	0	0.0%	227,000	16,070	11
49	大治町	4,971	10,238	104,736	2	87.03%	0	0.0%	182,928	17,868	7
50	蟹江町	6,470	12,982	91,173	26	91.44%	649	10.0%	135,000	10,399	20
51	十四山村	900	2,098	88,536	40	98.49%	0	0.0%	10,000	4,766	44
52	飛島村	721	1,763	74,937	70	98.67%	0	0.0%	39,454	22,379	4
53	弥富町	5,984	13,039	87,344	51	92.76%	812	13.6%	150,000	11,504	18
54	佐屋町	5,016	10,832	84,556	59	93.09%	475	9.5%	127,617	11,781	17
55	立田村	1,376	3,480	83,064	64	95.61%	0	0.0%	108,205	31,093	1
56	八開村	872	2,286	89,480	36	97.88%	0	0.0%	5,000	2,187	58
57	佐織町	4,135	8,613	84,517	60	92.84%	0	0.0%	63,427	7,364	41
58	阿久比町	3,966	8,255	94,259	14	94.83%	0	0.0%	32,649	3,955	50
59	東浦町	7,755	15,612	94,258	15	91.32%	6	0.1%	51,741	3,314	52
60	南知多町	4,387	11,256	87,105	53	94.20%	14	0.3%	6,785	603	72
61	美浜町	4,059	8,504	93,868	18	94.55%	1	0.0%	3,628	427	74
62	武豊町	6,736	13,068	88,491	41	91.50%	5	0.1%	98,000	7,499	39
63	一色町	4,070	10,128	83,250	63	97.70%	0	0.0%	16,507	1,630	65
64	吉良町	3,552	8,163	90,388	29	97.50%	4	0.1%	10,457	1,281	69
65	幡豆町	2,266	5,065	70,729	75	97.38%	3	0.1%	1,403	277	76
66	幸田町	4,961	10,535	86,990	54	94.34%	7	0.1%	49,618	4,710	45
67	額田町	1,661	3,489	74,202	72	94.46%	0	0.0%	6,630	1,900	62
68	三好町	6,165	12,403	94,237	17	92.74%	2	0.0%	119,836	9,662	26
69	藤岡町	1,862	3,870	90,533	28	94.92%	0	0.0%	5,295	1,368	68
70	小原村	923	1,914	71,964	74	98.01%	0	0.0%	213	111	79
71	足助町	1,926	4,069	67,391	77	97.35%	0	0.0%	0	0	80
72	下山村	887	1,919	58,499	82	95.74%	0	0.0%	0	0	80
73	旭町	810	1,637	58,476	83	98.35%	0	0.0%	0	0	80
74	設楽町	1,230	2,353	53,604	84	99.25%	0	0.0%	0	0	80
75	東栄町	1,251	2,398	48,063	86	97.43%	0	0.0%	36,178	15,087	12
76	豊根村	329	613	48,877	85	98.05%	0	0.0%	1,209	1,972	61
77	富山村	57	98	31,518	87	100.00%	0	0.0%	0	0	80
78	津具村	414	868	62,575	79	99.64%	0	0.0%	0	0	80
79	稲武町	704	1,372	64,346	78	99.43%	0	0.0%	417	304	75
80	鳳来町	2,791	5,577	61,058	80	97.56%	0	0.0%	0	0	80
81	作手村	717	1,586	58,767	81	97.47%	0	0.0%	1,580	996	70
82	音羽町	1,285	2,421	77,114	66	98.10%	34	2.6%	20,665	8,536	32
83	一宮町	2,623	5,837	76,564	68	95.69%	0	0.0%	50,000	8,566	31
84	小坂井町	3,693	7,615	96,723	6	93.19%	4	0.1%	56,857	7,466	40
85	御津町	2,348	5,194	73,499	73	96.77%	0	0.0%	50,170	9,659	27
86	田原市	6,732	18,122	68,945	76	96.62%	690	10.2%	194,305	10,722	19
87	渥美町	4,585	14,825	85,588	58	97.18%	2	0.0%	0	0	80

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

※空欄は実績無し。
※2006年10月1日現在の市町村名で作成した。ただし、岡崎市は岡崎市・額田町、豊川市は豊川市と一宮町、新城市は新城市・鳳来町・作手村、清須市は西枇杷島町・清洲町・新川町、北名古屋市は師勝町・西春町、弥富市は弥富町・十四山村、豊根村は豊根村と富山村のそれぞれの合算である。
※清須市は合併にともない、一旦全員に正規の保険証を発行しており、2006年6月1日現在では短期保険証も資格証明書も未発行となっている。
※北名古屋市は合併に伴い、短期保険証・資格証明書発行者の見直しを行い、数が減少した。

市町村名		世帯数（A）	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
			2005/6/1	2006/6/1		2005/6/1	2006/6/1		2005/6/1	2006/6/1	
			件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計		1,299,593	232,456	243,279	18.7%	56,203	51,281	21.1%	2,322	2,328	0.96%
発行市町村割合		-	-	-	-	98.4%	96.8%	-	55.6%	57.1%	-
1	名古屋市	446,559	76,874	77,182	17.3%	22,734	20,487	26.5%	15	18	0.02%
2	豊橋市	62,819	11,473	12,648	20.1%	4,174	3,295	26.1%	366	419	3.31%
3	岡崎市	60,170	11,105	9,108	15.1%	1,968	1,699	18.7%	452	337	3.70%
4	一宮市	68,866	13,065	22,901	33.3%	3,011	2,647	11.6%	60	126	0.55%
5	瀬戸市	23,353	3,651	3,923	16.8%	1,358	1,101	28.1%	12	19	0.48%
6	半田市	20,362	11,425	2,785	13.7%	373	369	13.2%	103	116	4.17%
7	春日井市	53,788	9,664	9,010	16.8%	1,805	1,442	16.0%	29	184	2.04%
8	豊川市	23,452	3,644	3,950	16.8%	1,062	813	20.6%	139	164	4.15%
9	津島市	12,125	1,821	1,794	14.8%	568	527	29.4%	3	1	0.06%
10	碧南市	11,629	2,625	2,863	24.6%	471	369	12.9%	73	2	0.07%
11	刈谷市	20,654	5,159	5,428	26.3%	1,379	553	10.2%			
12	豊田市	59,812	7,201	9,513	15.9%	1,527	4,369	45.9%	198	137	1.44%
13	安城市	26,090	4,310	3,839	14.7%	2,083	1,642	42.8%	62	50	1.30%
14	西尾市	16,780	2,182	3,297	19.6%	764	608	18.4%	320	257	7.79%
15	蒲郡市	15,522	3,241	3,414	22.0%	738	664	19.4%	34	22	0.64%
16	犬山市	13,159	2,344	2,586	19.7%	143	164	6.3%	2		
17	常滑市	9,935	1,417	1,445	14.5%	42	27	1.9%			
18	江南市	17,698	2,458	2,459	13.9%	339	280	11.4%	4	4	0.16%
19	小牧市	25,371	6,532	7,365	29.0%	344	353	4.8%			
20	稲沢市	23,556	4,205	4,877	20.7%	574	319	6.5%			
21	新城市	9,760	815	1,361	13.9%	75	98	7.2%	6	5	0.37%
22	東海市	18,205	5,049	5,114	28.1%	1,360	1,071	20.9%	247	294	5.75%
23	大府市	13,428	1,990	3,362	25.0%	578	434	12.9%			
24	知多市	14,541	2,854	2,924	20.1%	364	327	11.2%		1	0.03%
25	知立市	10,266	2,767	2,895	28.2%	488	606	20.9%		9	0.31%
26	尾張旭市	13,305	1,632	1,682	12.6%	250	225	13.4%			
27	高浜市	6,644	1,587	1,680	25.3%	400	400	23.8%	4	4	0.24%
28	岩倉市	8,736	2,294	2,462	28.2%	152	178	7.2%	8		
29	豊明市	11,732	1,880	1,876	16.0%	48	124	6.6%			
30	日進市	11,547	852	2,473	21.4%	253	209	8.5%			
31	田原市	11,474	838	895	7.8%	233	269	30.1%			
32	愛西市	11,699	2,054	1,059	9.1%	170	269	25.4%			
33	清須市	10,415	1,564	2,497	24.0%	245	※				
34	北名古屋市	14,749	2,810	2,413	16.4%	1,030	497	20.6%	21		
35	弥富市	7,035	1,188	1,775	25.2%	188	162	9.1%			

市町村名		世帯数（A）	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
			2005/6/1	2006/6/1		2005/6/1	2006/6/1		2005/6/1	2006/6/1	
			件数	件数(B)	割合(B/A)	件数	件数(C)	割合(C/B)	件数	件数(D)	割合(D/B)
36	東郷町	6,062	1,428	1,410	23.3%	251	257	18.2%			
37	長久手町	6,099	1,293	925	15.2%	365	195	21.1%			
38	豊山町	2,735	234	509	18.6%	216	196	38.5%	13	8	1.57%
39	春日町	1,422	338	305	21.4%	79	74	24.3%			
40	大口町	3,312	561	635	19.2%	82	64	10.1%	12	16	2.52%
41	扶桑町	5,868	584	591	10.1%	193	136	23.0%			
42	七宝町	4,357	553	570	13.1%	154	130	22.8%			
43	美和町	4,452	501	490	11.0%	171	133	27.1%		3	0.61%
44	甚目寺町	6,954	2,219	2,362	34.0%	617	581	24.6%			
45	大治町	5,135	987	1,050	20.4%	722	895	85.2%			
46	蟹江町	6,710	996	1,039	15.5%	374	528	50.8%			
47	飛島村	732	40	31	4.2%	9	10	32.3%			
48	阿久比町	4,149	532	553	13.3%	117	116	21.0%	4	4	0.72%
49	東浦町	8,052	1,497	1,532	19.0%	175	206	13.4%		1	0.07%
50	南知多町	4,464	590	615	13.8%	62	57	9.3%	62	63	10.24%
51	美浜町	4,184	610	623	14.9%	99	77	12.4%	2	7	1.12%
52	武豊町	7,021	1,424	1,397	19.9%	445	326	23.3%	1	2	0.14%
53	一色町	4,132	204	374	9.1%	81	49	13.1%	29	24	6.42%
54	吉良町	3,676	195	196	5.3%	43	53	27.0%	24	5	2.55%
55	幡豆町	2,326	180	187	8.0%	33	36	19.3%	5	10	5.35%
56	幸田町	5,158	553	599	11.6%	245	201	33.6%	1		
57	三好町	6,511	1,456	1,429	21.9%	213	229	16.0%		7	0.49%
58	設楽町	1,665	38	50	3.0%	6	6	12.0%	2	1	2.00%
59	東栄町	1,280	42	52	4.1%	6	3	5.8%	2		
60	豊根村	394	37	38	9.6%						
61	音羽町	1,352	85	99	7.3%	5	9	9.1%	5	4	4.04%
62	小坂井町	3,784	547	587	15.5%	143	110	18.7%		2	0.34%
63	御津町	2,371	162	176	7.4%	6	7	4.0%	2	2	1.14%

資格証明書の発行に当たって

（2006年10月1日現在）

※資格証明書発行枚数は2006年10月1日現在の数字である。
※愛知県は、「資格証明書を発行する場合は、面談して実態を把握してからにすべき」と指導しているが、アンケート結果では「面接なしの発行もある」と答えた自治体が15ある。
※交付に当たって配慮している点として、「福祉医療対象者を除外」しているのが54自治体ある。

市町村名		2006年10月1日現在資格証明書発行数	面接の有無			交付除外など配慮			
			必ず面談	面談なしも	その他	国の基準	独自	福祉医療除外	その除外
合計		1,984	22	15		22	24	54	
1	名古屋市	20		○			○		
2	豊橋市	372	○			○	○	○	長期入院者
3	岡崎市	9		○		○		○	
4	一宮市	166			訪問、面接		○	○	低所得者
5	瀬戸市	20	○				○	○	
6	半田市	167		○	面談に応じない方		○	○	分納者
7	春日井市	164		○		○		○	病弱者
8	豊川市	153		○			○	○	県の福祉医療など
9	津島市	1	○			○		○	
10	碧南市	1	○				○	○	病弱者
11	刈谷市	3		○		○		○	病弱者
12	豊田市	130	○				○	○	病弱者
13	安城市	39			誠意のない人	○		○	病弱者
14	西尾市	242	○		居所不明19世帯除く		○	○	乳児医療対象者
15	蒲郡市			○		○		○	病弱者
16	犬山市	0					○	○	病弱者
17	常滑市	0				○			
18	江南市	1	○				○		災害、盗難、病気、負傷、事業の休廃止･損失など
19	小牧市	0	○					○	病弱者
20	稲沢市	0						○	病弱者
21	新城市	6	○			○		○	病弱者
22	東海市	282			交付30日前に送達		○	○	施設入所者
23	大府市							○	病弱者
24	知多市	2	○				○		
25	知立市		○				○	○	病弱者
26	尾張旭市							○	病弱者
27	高浜市	3	○			○		○	病弱者
28	岩倉市	8		○		○			
29	豊明市	4		○		○		○	病弱者
30	日進市							○	病弱者
31	田原市							○	病弱者
32	愛西市							○	病弱者
33	清須市							○	病弱者

市町村名		2006年10月1日現在資格証明書発行数	面接の有無			交付除外など配慮			
			必ず面談	面談なしも	その他	国の基準	独自	福祉医療除外	その除外
34	北名古屋市							○	病弱者
35	弥富市						○		分納者
36	東郷町							○	病弱者
37	長久手町					○		○	病弱者
38	豊山町	8		○	面談に応じない方	○		○	病弱者
39	春日町							○	病弱者
40	大口町	12		○			○	○	病弱者
41	扶桑町							○	病弱者
42	七宝町							○	病弱者
43	美和町	3	○			○		○	病弱者
44	甚目寺町							○	病弱者
45	大治町							○	病弱者
46	蟹江町								
47	飛島村							○	病弱者
48	阿久比町	0	○			○		○	病弱者
49	東浦町	4	○				○	○	病弱者、老人保健該当者
50	南知多町	55		○			○	○	病弱者
51	美浜町	4	○				○	○	病弱者、分納者
52	武豊町	1	○			○		○	病弱者
53	一色町	44		○		○		○	病弱者
54	吉良町	8	○		住居不明者	○		○	病弱者
55	幡豆町	9	○				○	○	病弱者
56	幸田町	24					○	○	病弱者、老人、子供のいる低所得世帯
57	三好町	10	○				○		分納者、滞納処分執行停止者
58	設楽町	1	○			○		○	病弱者
59	東栄町					○		○	病弱者
60	豊根村							○	病弱者
61	音羽町	1	○			○		○	病弱者、分納
62	小坂井町	5		○			○		病弱者、
63	御津町	2		○			○	○	病弱者

国保の短期保険証の実態

(2006年10月1日現在)

※滞納世帯数は、短期保険証件数は、2006年6月1日現在の数字である。短期保険証の種類の数字は、2006年10月1日現在である
※「○に短」などのなんらかの記載をしているのは、北名古屋市、蟹江町・飛島村・阿久比町・南知多町・幡豆町・三好町・音羽町・小坂井町・の9市町村。

市町村名		滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示など
全体合計		243,279	51,281	3,000	200	10,063	175	129	25,960	2,311	2,611	
1	名古屋市	77,182	20,487									統計を取っていない
2	豊橋市	12,648	3,295			0			5,678			
3	岡崎市	9,108	1,699						3,020			
4	一宮市	22,901	2,647			3,430			1	2		
5	瀬戸市	3,923	1,101	403		709			450	296		
6	半田市	2,785	369			514						
7	春日井市	9,010	1,442	218	136	178	144	128	133	1,164	2,288	1年は7ヶ月から1年
8	豊川市	3,950	813						908			
9	津島市	1,794	527	5	4	12			706			
10	碧南市	2,863	369						209			
11	刈谷市	5,428	553			67			409	342		
12	豊田市	9,513	4,369	1,844					1,857			
13	安城市	3,839	1,642						3,145			
14	西尾市	3,297	608						1,109			
15	蒲郡市	3,414	664	29		344			158			
16	犬山市	2,586	164						160			
17	常滑市	1,445	27						52			
18	江南市	2,459	280						396			
19	小牧市	7,365	353	11	24	324	12		59	63		
20	稲沢市	4,877	319						132	65		
21	新城市	1,361	98						57			
22	東海市	5,114	1,071			1,995						
23	大府市	3,362	434						737			
24	知多市	2,924	327						341			
25	知立市	2,895	606						546			
26	尾張旭市	1,682	225			687						
27	高浜市	1,680	400						1,416			
28	岩倉市	2,462	178						233			
29	豊明市	1,876	124						178			
30	日進市	2,473	209						311			
31	田原市	895	269						269			
32	愛西市	1,059	269			325						
33	清須市	2,497							94			
34	北名古屋市	2,413	497			657						有効期限日に下線
35	弥富市	1,775	162			30			97			

市町村名		滞納世帯数	短期保険証件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示など
36	東郷町	1,410	257			188						
37	長久手町	925	195	8	18	26	18	1	112	9	8	その他は7ヶ月5枚、8ヶ月３枚
38	豊山町	509	196	11		163						未交付155
39	春日町	305	74			58						
40	大口町	635	64			14			79			
41	扶桑町	591	136						354			
42	七宝町	570	130	264		2				1		
43	美和町	490	133	87	6				78			
44	甚目寺町	2,362	581						1,017			
45	大治町	1,050	895						469			
46	蟹江町	1,039	528	75		205			38	33		短のゴム印、358未交換
47	飛島村	31	10	4	3							(短)のゴム印
48	阿久比町	553	116	32	9	18			81			(短)のゴム印
49	東浦町	1,532	206						230			
50	南知多町	615	57						63			短
51	美浜町	623	77						98			
52	武豊町	1,397	326							336		
53	一色町	374	49	2		2			54			
54	吉良町	196	53						91			
55	幡豆町	187	36						30			「短期」のゴム印
56	幸田町	599	201								234	
57	三好町	1,429	229			65			129		80	短期
58	設楽町	50	6	7			1				1	
59	東栄町	52	3									
60	豊根村	38										
61	音羽町	99	9			5						短期
62	小坂井町	587	110						166			短期のゴム印
63	御津町	176	7			45			10			

国保の滞納者差押え状況

（2006年10月1日現在）

※世帯数、滞納世帯数･短期保険証件数、資格証明書件数は、2006年6月1日現在の数字である。
※2005年度の差し押さえは2,093件12億3千万円である。
※2006年10月1日現在の市町村名で作成した。

		世帯数	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2004年度実績	2005年度実績		
						差押件数	差押件数	金額	1件あたり金額
全体合計		1,299,593	243,279	51,281	2,328	2,040	2,093	1,230,800,420	—
1	名古屋市	446,559	77,182	20,487	18	32	14	4,134,464	295,319
2	豊橋市	62,819	12,648	3,295	419	163	291	223,007,748	766,350
3	岡崎市	60,170	9,108	1,699	337	2	7	7,584,800	1,083,543
4	一宮市	68,866	22,901	2,647	126	304	323	335,111,706	1,037,498
5	瀬戸市	23,353	3,923	1,101	19	0	0		
6	半田市	20,362	2,785	369	116	18	42	27,317,211	650,410
7	春日井市	53,788	9,010	1,442	184	100	288	71,944,000	249,806
8	豊川市	23,452	3,950	813	164	35	60	28,459,763	474,329
9	津島市	12,125	1,794	527	1	65	76	33,990,364	447,242
10	碧南市	11,629	2,863	369	2	35	24	14,506,990	604,458
11	刈谷市	20,654	5,428	553		53	0		
12	豊田市	59,812	9,513	4,369	137	0	9	3,072,100	341,344
13	安城市	26,090	3,839	1,642	50	252	108	59,743,730	553,183
14	西尾市	16,780	3,297	608	257	49	26	14,169,152	544,967
15	蒲郡市	15,522	3,414	664	22	6	8	5,381,714	672,714
16	犬山市	13,159	2,586	164		2	0		
17	常滑市	9,935	1,445	27		4	15	5,117,480	341,165
18	江南市	17,698	2,459	280	4	0	0		
19	小牧市	25,371	7,365	353		24	0		
20	稲沢市	23,556	4,877	319		41	17	22,107,900	1,300,465
21	新城市	9,760	1,361	98	5	9	3	202,600	67,533
22	東海市	18,205	5,114	1,071	294	314	249	154,874,589	621,986
23	大府市	13,428	3,362	434		11	12	1,576,977	131,415
24	知多市	14,541	2,924	327	1	42	22	8,328,600	378,573
25	知立市	10,266	2,895	606	9	39	47	22,724,000	483,489
26	尾張旭市	13,305	1,682	225		17	16	6,778,800	423,675
27	高浜市	6,644	1,680	400	4	1	12	3,824,150	318,679
28	岩倉市	8,736	2,462	178		1	2		—
29	豊明市	11,732	1,876	124		146	175	79,385,068	453,629
30	日進市	11,547	2,473	209		2	4	4,128,200	1,032,050
31	田原市	11,474	895	269		0	0		
32	愛西市	11,699	1,059	269		2	0		
33	清須市	10,415	2,497			0	0		
34	北名古屋市	14,749	2,413	497		44	29	19,412,358	669,392
35	弥富市	7,035	1,775	162		22	3	1,524,300	508,100

		世帯数	滞納世帯数	短期保険証件数	資格証明書件数	2004年度実績	2005年度実績		
						差押件数	差押件数	金額	1件あたり金額
36	東郷町	6,062	1,410	257		0	0		
37	長久手町	6,099	925	195		2	1	1,358,500	1,358,500
38	豊山町	2,735	509	196	8	0	0		
39	春日町	1,422	305	74			0		
40	大口町	3,312	635	64	16	0	0		
41	扶桑町	5,868	591	136		25	67	260,000	3,881
42	七宝町	4,357	570	130		8	3	1,664,000	554,667
43	美和町	4,452	490	133	3		4	191,294	47,824
44	甚目寺町	6,954	2,362	581		1	2	2,629,000	1,314,500
45	大治町	5,135	1,050	895		70	27	16,405,242	607,602
46	蟹江町	6,710	1,039	528		32	15	800,000	53,333
47	飛島村	732	31	10		0	0		
48	阿久比町	4,149	553	116	4	0	0		
49	東浦町	8,052	1,532	206	1	0	1	1,101	1,101
50	南知多町	4,464	615	57	63	1	0		
51	美浜町	4,184	623	77	7	0	1	244,800	244,800
52	武豊町	7,021	1,397	326	2	0	8	1,848,000	231,000
53	一色町	4,132	374	49	24	0	1	6,491	6,491
54	吉良町	3,676	196	53	5	1	1	35,500	35,500
55	幡豆町	2,326	187	36	10	7	6	4,554,729	759,122
56	幸田町	5,158	599	201		43	37	15,768,699	426,181
57	三好町	6,511	1,429	229	7	11	32	23,293,000	727,906
58	設楽町	1,665	50	6	1	0	0		
59	東栄町	1,280	52	3		0	0		
60	豊根村	394	38			2	0		
61	音羽町	1,352	99	9	4		0		
62	小坂井町	3,784	587	110	2	0	1	458,000	458,000
63	御津町	2,371	176	7	2	2	4	2,873,300	718,325

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

（2006年10月1日現在）

※実施しているのが34自治体（53．9%）。未実施29自治体（49．0%）
※規定整備は義務づけられているにもかかわらず、昨年と同様の回答「予定なし」（一色町）「財政面を考慮した場合無理である」（豊根村）もある
市町村名がゴチックなのは新たに実施した自治体（11市町村）

市町村名		実施	減免対象者	2005年度実績		実施予定やその他コメント
				件数	金額	
愛知県合計		34		15	1,938,088	未実施29
1	名古屋市	○	災害による死亡･障害者、災害等による損害	13	1,749,988	医療費通知裏面に記載、広報なごや、国保のてびきなどでPR
2	豊橋市	○	事業･業務の休廃止、失業などでの収入減、災害などでの収入減	0	0	4月に全世帯に「国民健康保険のお知らせ」の中で周知を図っている
3	岡崎市	○	災害、盗難、事業の休廃止による損害	0	0	4月と10つきの市制だよりに掲載
4	一宮市	○	災害、収入減などの生活困難者など	0	0	規定を設けて対応。チラシは窓口においてある
5	瀬戸市	○	災害などの損害、干ばつなどの収入減	0	0	ケースワーカーから相談がよせられるので特別なPRは考えていな
6	半田市	○	要綱第2条各号のいずれかに該当	0	0	規定を4月に設置、広報誌を通して周知
7	春日井市	○		0	0	2005年4月から実施
8	豊川市	○		0	0	制度は規定している
9	津島市					海部管内で調査･研究中
10	碧南市	○		0	0	2006年4月規定を施行。通知書送付時にチラシを同封。4月の広報誌に記載
11	刈谷市	○	災害、事業の廃止･休止	0	0	減免制度の拡充財源は他の加入者の負担増となるので、制度はあるが、安易に適用すべきでない
12	豊田市	○	資産など活用しても生活が困難であると認められ規則各号に掲げる			文書回答なし
13	安城市	○		0	0	要綱を定めている
14	西尾市	○	要綱どおり	0	0	2005年4月に要綱を制定、広報で周知
15	蒲郡市					来年度からの実施にむけて調査、検討中
16	犬山市					近隣の状況を研究し検討していく
17	常滑市	○	災害などにより、資産および能力の活用をはかっても支払能力に欠ける者	0	0	2006年7月1日要綱作成
18	江南市	○		0	0	機会をとらえ制度の周知に努める
19	小牧市					現時点では考えていない
20	稲沢市	○		0	0	近隣市町村及び他の医療制度との均衡を図り、詳細な基準を明確化する。周知方法は今後検討
21	新城市					検討していく
22	東海市	○	災害による死亡、障害、事業の休廃業による収入減			2006年4月から設けた
23	大府市	○	火災による減免	1	89,700	厳しい財政状況のため、保険財政に余裕がありません。そのため拡充する考えはない
24	知多市	○	国の通知どおり	0	0	国の通知に基づき取り扱う
25	知立市	○	生活保護基準110%から130%以	1	98,400	実施している
26	尾張旭市					減免規定の整備について研究中
27	高浜市	○	災害や事業の休廃止による生活困難	0	0	2005年4月に要綱を制定し、制度化
28	岩倉市	○	なし			2006年4月より施行。納付書送付の際、説明書に記載し周知を図っている

市町村名		実施	減免対象者	2005年度実績		実施予定や その他コメント
				件数	金額	
29	豊明市	○	災害、事業･業務の休廃止	0	0	2005年4月から実施、制度PRに努めていく
30	日進市					創設について検討中
31	田原市					他市町村の内容等参考に要綱を作成中
32	愛西市					他市町村の状況を調査、勉強中
33	清須市					厳しい財政運営を強いられているため、制度を設ける余裕はない
34	北名古屋市					実施予定なし
35	弥富市	○	申請があればその都度協議			海部事務所管内の課長会において要綱の研究を進めている
36	東郷町					近隣市町の状況も参考に検討していく
37	長久手町	○				非常に厳しい財政状況にあり、新たな規定を設けることは困難
38	豊山町					第44条は設けていない
39	春日町					福祉医療の拡充によりかなり救済しているので、現在は考えていない。今後、今後実状等把握し検討する
40	大口町	○	被災者、自然災害、事業･業務の休廃止による所得減少者	0	0	現行の法解釈に基づき要項を定めている。拡充は考えていない。
41	扶桑町					今後研究したい。
42	七宝町	○	災害による支払い困難者	0	0	町条例で規定を定め、被保険者の実状に合わせて対処
43	美和町	○				広報を活用し、周知を図る
44	甚目寺町					要項の策定に向け、他市町村と合同で検討中
45	大治町	○	施行規則第7条にかかげる者	0	0	拡充は考えていない。周知方法は検討する
46	蟹江町					海部管内で研究中
47	飛島村					文書回答なし
48	阿久比町			0	0	法に従い対応する
49	東浦町	○	法に定める特別な事情のある生活困難な者	0	0	町独自の拡充は考えていない。2006年4月要綱施行。チラシ･広報などで周知をする。医療機関の窓口に置くことは考えていない
50	南知多町	○	法令の範囲内で、国保規則6条で規定			減免制度を拡充すると国保財政の健全性を損なう恐れが十分予想されるので、現行法令の範囲内で対応する。申請制度なので、チラシなどをおくことは考えていない
51	美浜町					拡充は予定していない
52	武豊町	○	災害による死亡、障害、事業の休廃業による収入減	0	0	取扱基準を設けて実施。拡充は考えていない
53	一色町					実施予定なし
54	吉良町					文書回答なし
55	幡豆町					
56	幸田町					他市町村の動向、規定を見て検
57	三好町					
58	設楽町	○	災害などによる生活困難者	0	0	制度拡充は考えていない。広報はしていく
59	東栄町	○	規定はないが、法に基づき実施	0	0	拡充･規定の設置予定なし。問い合わせがあった場合は、内容を説明
60	豊根村					財政面を考慮した場合無理である
61	音羽町					
62	小坂井町					減免制度は、現在検討中
63	御津町					財政状況等を勘案し、近隣の市町と運用を合わせたい

国保の高額療養費･出産育児一時金受領委任払い制度実施状況

（2006年10月1日現在）

※実施は2006年10月1日現在、実績は2005年度実績による。
※◎印の自治体は、昨年のキャラバン要請以降に新たに実施した市町村。
（高額療養費:4自治体、出産育児一時金:3自治体）
※実施自治体はさらに広がり、実施割合は、高額療養費で三分の一、出産育児一時金で8割を超えた。
（参考）群馬･新潟･静岡･和歌山各県は、高額療養費受領委任払い制度を県単位で実施している。

市町村名		高額療養費		出産育児一時金	
		実施	実績（件）	実施	実績（件）
愛知県合計		**21**	**26,622**	**51**	**1,849**
1	名古屋市	○	22,405	○	852
2	豊橋市	◎		○	128
3	岡崎市			○	41
4	一宮市	○	269	○	135
5	瀬戸市	○	952	○	24
6	半田市	○	25	◎	
7	春日井市	○	703	○	37
8	豊川市			○	46
9	津島市	◎		○	5
10	碧南市	○	62	○	19
11	刈谷市			○	41
12	豊田市			○	71
13	安城市			○	73
14	西尾市	◎		○	27
15	蒲郡市			○	46
16	犬山市			○	11
17	常滑市			○	10
18	江南市	○	88	○	13
19	小牧市			◎	14
20	稲沢市	○	991	○	23
21	新城市			○	2
22	東海市	○	159	○	19
23	大府市			○	18
24	知多市	○	111	○	27
25	知立市	○	84	○	32
26	尾張旭市	○	289	○	9
27	高浜市			検討中	
28	岩倉市	○	73	◎	
29	豊明市	○	314	○	14
30	日進市	○	18	○	10
31	田原市			○	1
32	愛西市			○	6
33	清須市			検討中	
34	北名古屋市	検討中		検討中	
35	弥富市			○	5

市町村名		高額療養費		出産育児一時金	
		実施	実績（件）	実施	実績（件）
36	東郷町	○	53	○	10
37	長久手町			○	6
38	豊山町			検討中	
39	春日町	検討中		検討中	
40	大口町			○	3
41	扶桑町	検討中		実施予定	
42	七宝町			○	8
43	美和町			○	6
44	甚目寺町			○	16
45	大治町			○	1
46	蟹江町	検討中		○	7
47	飛島村			○	0
48	阿久比町			○	1
49	東浦町	検討中		○	10
50	南知多町	◎		○	0
51	美浜町				
52	武豊町			○	6
53	一色町			○	0
54	吉良町			○	0
55	幡豆町	検討中		○	3
56	幸田町	○	9	○	4
57	三好町			○	9
58	設楽町	検討中		○	0
59	東栄町			検討中	
60	豊根村				
61	音羽町		17		
62	小坂井町				
63	御津町				

※小牧市の出産育児一時金は、2005年12月実施。

生活保護行政について

（2006年10月1日現在）

※生活保護世帯数は、愛知県の資料では、2000年の21，277世帯から2004年には30，387世帯へと43%増加しているが、今回のアンケート結果を見ると、2005年も引き続き増加していることがみてとれる。
※相談件数は、2004年の32，220件から2005年は29，895件へと若干減少しているが、これは名古屋市が2，700件減少しているのが原因で、名古屋市以外の市町村の相談件数は若干増加している。
※生活保護行政をめぐっては、全国的に、「保護申請を要請したが、申請用紙すら渡されなかった」「申請したが受け付けられなかった」などの事例や、保護を受けられなかった住民が自殺したり、餓死する事例が発生している。引き続き監視していく必要がある。

市町村名		相談件数		申請件数		被保護件数		備考
		04年度	05年度	04年度	05年度	04年度	05年度	
合計		32,220	29,895	9,034	8,292	33,168	36,084	
1	名古屋市	27,208	24,464	6,726	5,936	20,060	21,762	
2	豊橋市	488	493	208	197	991	1,004	
3	岡崎市	252	328	176	216	657	677	
4	一宮市	438	529	192	203	983	1,033	
5	瀬戸市	112	136	46	53	257	275	
6	半田市	113	150	50	53	268	271	
7	春日井市	484	417	205	219	970	1,010	
8	豊川市	192	197	34	33	210	216	
9	津島市	141	161	62	66	160	157	
10	碧南市	62	48	30	25	120	128	
11	刈谷市							無回答
12	豊田市	413	447	144	210	727	789	
13	安城市	166	145	152	91	297	306	
14	西尾市	138	187	34	32	133	134	
15	蒲郡市	39	69	39	36	240	249	
16	犬山市	47	32	31	25	118	118	
17	常滑市	57	98	20	40	89	82	
18	江南市	164	163	67	77	312	326	各年度末
19	小牧市	262	177	132	68	336	371	
20	稲沢市	118	162	48	59	158	229	
21	新城市	12	24	9	13	611	731	2004年度は合併前
22	東海市	214	211	94	95	341	364	
23	大府市	137	133	40	37	159	166	
24	知多市	141	108	32	32	1,553	1,729	被保護件数は延べ
25	知立市	86	143	28	20	112	118	
26	尾張旭市	60	28	36	19	67	77	
27	高浜市	31	38	13	12	51	51	
28	岩倉市	65	81	38	48	1,719	1,798	被保護件数は延べ
29	豊明市	91	88	25	28	163	157	
30	日進市	39	33	22	14	14	14	
31	田原市	18	11	7	5	30	45	
32	愛西市		25		23		120	2004年は合併前で省略
33	清須市		133		13		131	2005年7月7日より
34	北名古屋市		2		3		172	2006年3月20日より
35	弥富市					73	75	相談･申請は県事務のため不明

市町村名		相談件数		申請件数		被保護件数		備考
		04年度	05年度	04年度	05年度	04年度	05年度	
36	東郷町							実施は県
37	長久手町	16	26	11	20	30	39	
38	豊山町			6	8	33	41	
39	春日町	11	11	3	3	17	16	
40	大口町	17	15	11	8	34	35	
41	扶桑町	7	5	6	2	27	29	
42	七宝町	50	49	48	46	48	46	
43	美和町	14	16	10	11	48	51	
44	甚目寺町	78	55	42	39	271	270	
45	大治町	9	15	24	14	78	63	
46	蟹江町	27	39	25	30	119	120	
47	飛島村	0	0	0	0	3	3	
48	阿久比町	4	9	1	3	22	22	
49	東浦町	35	33	12	10	62	66	
50	南知多町	11	10	3	5	66	65	
51	美浜町	11	19	12	16	34	40	
52	武豊町	54	41	21	14	72	70	
53	一色町	6	5	2	2	37	39	
54	吉良町	10	6	7	3	23	21	
55	幡豆町	10	9	1	2	8	9	
56	幸田町			28	28	24	24	
57	三好町	31	25	11	17	75	73	
58	設楽町	2	2	2	1	2	0	
59	東栄町	1	5	1	3	10	12	
60	豊根村	0	2	0	2	1	3	
61	音羽町	1	0	1	0	4	4	
62	小坂井町	26	33	6	3	31	31	
63	御津町	1	4	0	1	10	7	

障害者施策について

2006年10月1日現在

※障害者自立支援法による国の応益負担分についての軽減は、豊橋、碧南、江南の３市のみ。
※障害乳幼児への利用料軽減は、７市１町・検討１市。
※地域生活支援事業のうち利用料負担の大きい移動支援などの利用料軽減は17市５町。
※負担軽減策を設けない自治体は６市13町村、このうち４町村は「財政事情」を理由としてあげている。
なお、常滑市は障害児通園施設の負担軽減を行っている。
※軽減策の内容では「負担額の合算」を行うところが多いが、内容は市町村ごとに異なり、市町村での差が激しくなっている。

回答欄の表示　◎実施している（障害者自立支援法の応益負担を軽減）
○実施している（地域生活支援事業の移動支援の利用料軽減など）
□実施している（地域生活支援事業の移動支援以外の利用料軽減など）
△実施予定・検討中
×実施予定なし

市町村名		回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
1	名古屋市	○	地域生活支援事業の移動支援事業および地域活動支援事業（経過的ディサービス）の利用者負担は、①独自の月額負担上限額の設定、②その際に、障害者本人のみの課税状況による階層区分の判定、③国制度の負担と合算しても国制度の負担上限額を超えないための配慮など負担軽減策。	障害児の通園施設について利用料減免、給食費を月670円の上限に軽減。	移動支援の余暇活動利用を36時間に制限。社会生活上必要不可欠な外出は必要時間。
2	豊橋市	◎	障害者サービスの利用者負担を低所得1のものについて、月額8000円を超えた額を助成。育成医療、精神通院医療の自己負担を全額助成。更生医療の低所得 1･2 の者の自己負担を全額助成。	公立知的障害児施設では、食費 300 円に設定。さらに、所得に応じ食費を 70 円･230 円と設定。	
3	岡崎市	□	地域生活支援事業のうちコミュニケーション事業、地域活動支援センターの一部、福祉機器リサイクル事業等は無料。		
4	一宮市	○	地域生活支援事業のうち、利用者に定率（1割）負担を求める、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、経過的デイサービス、生活サポートの負担分については、障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限までの負担。		
5	瀬戸市	□	地域生活支援事業、生活保護者については負担なし、コミュニケーション支援については利用負担なし。	のぞみ学園の利用料を10月までの負担額を基準に減免。	10月から通園･通学に移動支援を認める。
6	半田市	○	地域生活支援事業を利用する低所得者の利用者負担を4％、6％に減額。月額負担上限額を国制度のサービスと地域生活支援事業のサービスの利用者負担額の合算とし、負担額の上限を国制度の負担上限額までとする。	障害児施設利用助成金を支給する。	小･中･高校生を対象に日中一時支援C型を設定。
7	春日井市	△	実態把握に努め、利用が低下し自立が大きく阻害されているような実態があれば、軽減策について検討したい。		10月から「心身障害者扶助料」の対象を拡大。

市町村名		回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
8	豊川市	○	月額負担上限額は、自立支援給付及び地域生活支援事業と合算して算定。	児童デイサービス（ひまわり園）は負担額償還払いにより還付。	
9	津島市	×			
10	碧南市	◎	低所得者に対する利用者負担額の2分の1助成。介護給付費と地域生活支援事業を合算し、世帯上限管理（補そう具に日常生活用具も合算）。		
11	刈谷市	○	障害福祉サービスと地域生活支援事業の6事業のサービスの利用者負担を合算し、当該負担額が障害者自立支援法施行令第17条に規定する額を超えた場合は償還払い。また、補そう具と日常生活用具についても同様の軽減策。	知的障害児通園施設「刈谷市立しげはら園」で、給食費を今年度中は、自己負担額を免除。	
12	豊田市	△			
13	安城市	○	国制度（介護給付等）と市制度（地域生活支援事業）の利用者負担額を合算し、月額上限額を超える分について、後日返還する。	知的障害児通園施設の給食費は今年度は無料。	
14	西尾市	○	手話通訳派遣、地域活動支援センター無料。日中一時支援、日常生活用具の給付、生保：0円、低所得 1：4%、低所得 2：6%、一般：10%。介護給付と同様の負担上限額とし、地域生活支援事業と介護給付とを合算して適用。日常生活用具は補そう具とのみ合算。	知的障害児通園施設の給食費は無料。	
15	蒲郡市	×			
16	犬山市	○	地域生活支援事業、各事業ごとに無料を含めた軽減措置を実施。	市直営の児童デイサービスは、市民税非課税世帯は無料、課税世帯は1回 200 円、月額上限額を 2200 円。	
17	常滑市	×		療育施設の通園児に利用料・食費の負担軽減。市外通園児にも軽減策を設ける。	
18	江南市	◎	利用者負担軽減措置として、ホームヘルパーについて所得税非課税世帯は 1 割負担を5%に、デイサービスについて市民税非課税世帯では、利用時間 4 時間未満が 130 円、4 時間以上 6 時間未満が 200 円 6 時間以上が 260 円、市民税課税世帯では利用時間 4 時間未満が200円、4時間以上6時間未満が300円、6 時間以上が 400 円。 地域生活支援事業については、相談支援事業、手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣委託事業、要約筆記派遣委託事業、精神障害者地域活動支援センター事業を実施し利用者負担はありません。	児童デイサービス利用料に負担軽減。	
19	小牧市	×			

市町村名		回答	実施内容	障害乳幼児の利用料負担の軽減	その他
20	稲沢市	○	地域生活支援事業については、利用者負担割合、原則 1 割であるが、市町村民税非課税世帯については、5%負担とし、生活保護世帯については 0%。		日常生活用具給付事業のストマ用装具及び紙おむつを半額減免。
21	新城市	○	地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、経過的デイサービス、訪問入浴は、自立支援給付と重複利用の場合、利用者負担の上限額を合算。コミュニケーション支援は無料。		
22	東海市	□	手話通訳派遣に係る利用者負担は無料としているところです。訪問入浴サービスに係る利用者負担は無料としているところです。地域活動支援センターに係る利用者負担は無料。	障害児通園施設サービス負担と食費を合算し、9 月までの負担額水準に軽減。	10 月から小･中･高生を対象に日中一時支援事業を開始。
23	大府市	○	地域生活支援事業については、市民税非課税世帯について定率負担を 5%に、負担上限月額を 15000 円に。	障害児施設は、従来の応能負担額を限度とし、定率負担との差額を軽減。	
24	知多市	□	地域生活支援事業のうち手話奉仕員･要約筆記奉仕員派遣事業、移動入浴事業、地域活動支援センター事業は利用料なし。	「障害児施設利用給付費」を創設し、利用料は無料。	
25	知立市	×			
26	尾張旭市	□	地域生活支援事業については月額負担上限額を設定。	児童の障害児通園施設については、他市の動向をみて検討。	
27	高浜市	○	負担上限額について、自立支援給付と地域生活支援事業の合算。		
28	岩倉市	○	国制度と地域生活支援事業との上限額合算（補そう具、日常生活用具、自立支援医療は除く）。精神障害者地域活動支援センター･コミュニケーション支援に係る利用料減免。	母子通園型児童デイサービスの利用料減免。	ストマ用装具、紙おむつ軽減。
29	豊明市	○	地域生活支援事業の利用料は、利用者の属する世帯が市町村民税非課税の場合は 5%。利用者の属する世帯が生活保護世帯の場合は無料。	障害児施設（学齢前）の通所利用に食費を含む利用料の軽減。	
30	日進市	□	コミュニケーション事業、相談支援事業の利用者負担なし。		
31	田原市	○	介護給付費、訓練給付費、地域生活支援事業をひとつとしての負担上限額の設定。	長期休暇にレスパイト事業を実施。放課後児童クラブにヘルパー派遣を実施中。	
32	愛西市	×			
33	清須市	○	自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業（日常生活用具給付事業及び助成事業を除く）に係る利用者負担を合計した限度額。		
34	北名古屋市	○	地域生活支援事業について、利用者負担は無料。ただし食費等実費あり。		
35	弥富市	□	地域生活支援事業のうち、相談事業およびコミュニケーション支援事業は利用者負担なし。		

市町村名		回答	実施内容
36	東郷町	○	･地域生活支援事業の中で、利用者負担月額上限やグループ利用者の負担軽減を独自に実施している。 ･障害児の通園利用について、利用料分を福祉給付金として全額支給。 ･日中一時支援事業を開始。
27	長久手町	×	
38	豊山町	□	･障害者自立支援法における補そう具給付及び地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の利用者負担額を一部助成。
39	春日町	○	･介護給付と地域生活支援と併用したときの利用料について、月額上限額は介護給付の例のみで考える。補装具も含む。 ･地域生活支援事業、学齢児のデイ･移動支援について委託できる事業所があれば実施したい。
40	大口町	□	･相談支援事業、利用者負担無料。コミュニケーション事業、利用者負担無料。移動入浴、定率軽減。
41	扶桑町	□	･児童でデイサービスの利用料の2分の1を減免。学齢児は児童デイの対象外。
42	七宝町	×	
43	美和町	×	
44	甚目寺町	×	
45	大治町	×	
46	蟹江町	×	
47	飛島村	×	
48	阿久比町	□	･地域生活支援事業中、次の事業は利用者負担を無料―相談支援事業、地域活動支援センター、手話通訳派遣事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、知的障害職親委託事業。他の障害福祉サービスなどは、国に殉じた利用者負担。 ･障害児施設の利用料負担について、近隣市町の状況を研究した上で、考慮したい。
49	東浦町	×	
50	南知多町	×	
51	美浜町	×	
52	武豊町	△	
53	一色町	○	･地域生活支援事業の利用負担上限を設置。 ･障害児施設の給食費については、今年度は負担なし。
54	吉良町	□	コミュニケーション支援（手話･要約筆記）、地域活動支援センター（精神）事業は利用料を無料。
55	幡豆町	○	障害者自立支援給付分と地域生活支援事業分を合算して上限額を超える場合は上限額までとする。
56	幸田町	△	本年度に知的障害児通園施設の学齢児利用者の施設給食費の負担軽減助成の意向。
57	三好町	□	町内の地域活動支援センターの利用料の軽減。
58	設楽町	△	
59	東栄町	△	
60	豊根村	×	地域生活支援事業は、近隣市町村に依頼することを含めサービス利用に対応。
61	音羽町	×	
62	小坂井町	○	･自立支援給付（介護給付･訓練等給付）と地域生活支援事業の合算額で上限管理。 ･障害児施設の給食費については、低所得者に対して給付している。
63	御津町	×	

精神障害者医療費助成制度の実施状況

(2006年9月1日現在･愛知保険医協会作成)

①精神障害者の医療費は、自立支援医療の実施に伴い、精神疾患にかかわる通院医療費の負担が５％から原則１割負担に引き上げられたが、大半の市町村がその医療費を無料または２分の１に軽減している。
②精神疾患に限らず、すべての疾患を助成の対象としている市町村は２３市町村である。
（対象者・助成範囲には大きな格差がある。）
③精神障害者の医療費助成をまったく行っていない市町村は、甚目寺町のみである。
自立支援医療（精神通院医療）の受給者に対する助成を行ってない市町村は、「自立支援医療（精神通院医療）受給者」欄に網掛けのある名古屋市・岡崎市・豊田市・北名古屋市・春日町・大口町甚目寺町・飛島村の８市町村である。
④名古屋市は、手帳１級所持者に限定しており、対象範囲が極めて狭い。なお、名古屋市国保付加給付による精神疾病の医療費助成を廃止（影響人数：2万人）し、実質的な制度改悪を行った。
⑤北名古屋市は、師勝町、西春町の合併により従前の対象者（手帳３級所持者、自立支援医療対象者、医師の診断書）を除外す制度改悪を行った。影響人数は313人（7割）が削減された。

※「助成内容」欄の◎は、現物給付（窓口無料）。それ以外は申請により払い戻し。

市町村名		受給資格							助成内容			
		精神障害者保健福祉手帳所持者			自立支援医療(精神通院医療)受給者	医師の診断書等で証明された者	1年以上居住者の条件	その他の要件(※)	通院		入院	
		1級	2級	3級					精神疾患の医療費	一般疾患の医療費	精神疾患の医療費	一般疾患の医療費
1	名古屋市	○						※１	◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
2	豊橋市	○	○				有	※２	×	×	２分の１	×
					○				◎全額	×	×	×
3	岡崎市	○	○	○		○（３級）	有		◎全額	×	２分の１	２分の１
4	一宮市	○	○				有（６カ月）		×	×	２分の１	２分の１
					○				◎全額	×	×	×
5	瀬戸市				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	５分の４	×
6	半田市				○				◎全額	×	×	×
7	春日井市	○	○						×	×	２分の１	２分の１
					○				◎全額	×	×	×
8	豊川市	○	○				有	※３	２分の１	２分の１	２分の１	２分の１
					○				◎全額	×	×	×
9	津島市				○				◎全額	×	×	×
10	碧南市	○	○						◎全額	◎全額	２分の１	２分の１
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	２分の１	×
11	刈谷市	○	○						◎全額	◎全額	２分の１	２分の１
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	２分の１	×

市町村名		受給資格							助成内容			
		精神障害者保健福祉手帳所持者			自立支援医療（精神通院医療）受給者	医師の診断書等で証明された者	1年以上居住者の条件	その他の要件（※）	通院		入院	
		1級	2級	3級					精神疾患の医療費	一般疾患の医療費	精神疾患の医療費	一般疾患の医療費
12	豊田市	○	○				有	※4	◎全額	◎全額	×	×
						○	有		×	×	2分の1	×
13	安城市	○	○						◎全額	◎全額	2分の1	2分の1
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
14	西尾市	○	○						◎全額	◎全額	2分の1	2分の1
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
15	蒲郡市	○	○						2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
					○				◎全額	×	×	×
16	犬山市				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
17	常滑市				○				◎全額	×	×	×
18	江南市				○				◎全額	×	×	×
						○		※3	×	×	2分の1	×
19	小牧市	○	○						×	×	全額	全額
					○				◎全額	×	×	×
20	稲沢市				○				◎全額	×	×	×
21	新城市	○	○	○					×	×	2分の1	×
					○				◎全額	×	×	×
22	東海市	○	○	○					×	×	2分の1	×
					○				◎全額	×	×	×
23	大府市	○	○	○			有		×	×	2分の1	×
					○				◎全額	×	×	×
24	知多市	○	○	○			有		×	×	2分の1	×
					○				◎全額	×	×	×
25	知立市	○	○						◎全額	◎全額	2分の1	2分の1
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
26	尾張旭市				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
27	高浜市				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
28	岩倉市				○				◎全額	×	×	×
						○		※3	×	×	2分の1	×

市町村名		受給資格							助成内容			
		精神障害者保健福祉手帳所持者			自立支援医療（精神通院医療）受給者	医師の診断書等で証明された者	1年以上居住者の条件	その他の要件（※）	通院		入院	
		1級	2級	3級					精神疾患の医療費	一般疾患の医療費	精神疾患の医療費	一般疾患の医療費
29	豊明市	○	○	○			有（入院）		◎全額	◎全額	2分の1	2分の1
					○				◎全額	×	×	×
30	日進市	○	○						◎全額	◎全額	×	×
					○				◎全額	×	×	×
31	田原市				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
32	愛西市	○	○	○					◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
					○		有		2分の1	2分の1	×	×
						○	有		×	×	2分の1	2分の1
33	清須市	○	○	○					◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
					○				◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
						○			◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
34	北名古屋市	○	○						◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
35	弥富市				○		有		◎全額	×	×	×
						○	有		×	×	◎全額	×
36	東郷町				○		有（入院）		◎全額	×	2分の1	×
						○	有		×	×	2分の1	×
37	長久手町				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
38	豊山町	○	○	○					◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
					○				◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
						○			◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
39	春日町	○	○	○					◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
40	大口町					○		※3	×	×	全額	×
41	扶桑町				○			※3	全額	×	×	×
						○		※3	×	×	2分の1	×
42	七宝町				○				2分の1	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
43	美和町	○	○	○	○				2分の1	×	×	×
		○	○	○					×	×	2分の1	×
44	甚目寺町								×	×	×	×
45	大治町	○	○	○	○				2分の1	×	×	×
		○	○	○					×	×	2分の1	×
46	蟹江町	○	○	○	○		有		2分の1	×	×	×
		○	○	○			有		×	×	2分の1	×

市町村名		受給資格							助成内容			
		精神障害者保健福祉手帳所持者			自立支援医療(精神通院医療)受給者	医師の診断書等で証明された者	1年以上居住者の条件	その他の要件(※)	通院		入院	
		1級	2級	3級					精神疾患の医療費	一般疾患の医療費	精神疾患の医療費	一般疾患の医療費
47	飛島村	○	○	○					◎全額	◎全額	◎全額	◎全額
48	阿久比町				○				◎全額	×	×	×
49	東浦町				○				◎全額	×	×	×
50	南知多町				○				◎全額	×	×	×
51	美浜町				○				◎全額	×	×	×
52	武豊町				○				◎全額	×	×	×
53	一色町	○	○						◎全額	◎全額	2分の1	×
					○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
54	吉良町				○				◎全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
55	幡豆町				○				全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
56	幸田町	○	○				有		×	×	2分の1	2分の1
				○			有		×	×	2分の1	×
					○		有		◎全額	×	2分の1	×
57	三好町	○	○	○			有		全額	×	◎全額	×
					○		有		全額	×	◎全額	×
						○	有		全額	×	◎全額	×
58	設楽町	○	○	○	○				×	×	2分の1	×
					○				全額	×	×	×
59	東栄町				○				全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
60	豊根村				○				全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
61	音羽町				○				全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×
62	小坂井町				○				全額	×	×	×
63	御津町				○				全額	×	×	×
						○			×	×	2分の1	×

（※１・名古屋市）特別障害者手当の所得制限有り。
（※２・豊橋市）１年以上の入院患者でアルコール依存等依存症の者を除く。
（※３・豊川市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）アルコール依存及び非精神病性の者を除く。
（※４・豊田市）豊田市内の医療機関のみ、現物給付。

（その他の助成内容等）
①自己負担額の助成に給食費も同じ割合で適用する市町村－豊山町、春日町、設楽町、東栄町、豊根村
②授産施設、作業所へ通所するための交通費の助成制度－豊田市、設楽町

健診･検診事業　実施状況一覧

（２００６年１０月１日現在）

※「肺がん」はレントゲン撮影、「子宮がん」は子宮頚部健診、「乳がん」はマンモグラフィー検査についての実施状況をまとめた。
※基本健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、歯周疾患検診は、全ての市町村で集団健診もしくは個別医療機関で受診できる。
※前立腺がん検診が未実施なのは、名古屋市、西尾市、常滑市、南知多町、美浜町、東栄町の6市町。

	自己負担無料				通年実施		実施			
	個別医療機関		集団健診				個別医療機関		集団健診	
基本健診	17	27%	19	30%	12	19%	49	78%	48	76%
胃がん	2	3%	1	2%	15	24%	42	67%	56	89%
大腸がん	4	6%	1	2%	12	19%	42	67%	53	84%
肺がん	5	8%	32	51%	13	21%	35	56%	57	90%
子宮がん	2	3%	1	2%	21	33%	47	75%	52	83%
乳がん（マンモグラフィー）	1	2%	2	3%	7	11%	16	25%	56	89%
前立腺がん	1	2%	1	2%	9	14%	36	57%	43	68%
歯周疾患	26	41%	29	46%	21	33%	41	65%	35	56%

※通年実施には、連続して6月以上受診できる自治体を含む

基本健診実施状況

（2006年10月1日現在）

※すべての市町村で、個別医療機関もしくは集団健診のどちらかで受診できる。
※個別医療機関委託では実施が49市町（78%）、自己負担無料が17市町（実施市町村のうちの34．7%）、実施期間通年（連続して6カ月以上受診できるものを含む）が12市町（実施市町村のうちの24．5%）である。
※集団健診では実施が48市町村（76．2%）、自己負担無料が19市町村（実施市町村のうちの39．6%）である。
※自己負担有料の市町村では、800円～3000円と大きく開きがある。
※自己負担欄の▲は、他の健診項目と合算しており、健診単独の費用は算出できない。

市町村名		個別医療機関			集団健診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
合計		49	無料＝17	通年･6カ月以上＝12	48	無料＝19	―
1	名古屋市	○	1,000	通年	○	1,000	376
2	豊橋市	○	1,800	5～1月	○	1,000	51
3	岡崎市	○	無料	6～10月	○	無料	56
4	一宮市	○	無料	5～10月	×		
5	瀬戸市	○	800	6，7，9，10月	×		
6	半田市	○	無料	6～7月	×		
7	春日井市	○	無料	通年	○	無料	6
8	豊川市	○	3,000	4～2月	○	1,300	89
9	津島市	○	1,800	6～10月	×		
10	碧南市	○	1,000	8～1月	○	2,000	98
11	刈谷市	○	無料	7～10月	○	▲	16
12	豊田市	○	無料	6～12月	○	無料	30
13	安城市	○	1,000	5～2月	○	▲	180
14	西尾市	×			○	無料	35
15	蒲郡市	○	2,700	通年	×		
16	犬山市	○	無料	6～10月	×		
17	常滑市	×			○	1,000	36
18	江南市	○	無料	7～10月	×		
19	小牧市	○	無料	6～12月	×		
20	稲沢市	○	無料	5～7月	○	無料	8
21	新城市	○	1,000	6～10月	○	1,000	20
22	東海市	○	無料	7～10月	×		
23	大府市	×			○	無料	101
24	知多市	×			○	無料	115
25	知立市	○	2,000	5カ月	○	500	18
26	尾張旭市	○	800	6，7，9，10月	×		
27	高浜市	○	1,000	7～9月	○	800	6
28	岩倉市	×			○	無料	30
29	豊明市	○	2,600	9～11月	○	500	15
30	日進市	○	1,300	9～11月	○	700	31
31	田原市	○	無料	6～10月	×		
32	愛西市	○	1,000	6～9月	○	1,000	14
33	清須市	×			○	800	38

市町村名		個別医療機関			集団健診		
		実施	自己負担	実施期間	実施	自己負担	実施回数
34	北名古屋市	×			○	1,300	29
35	弥富市	○	1,000	6～9月	×		
36	東郷町	○	1,200	8～12月	○	900	12
37	長久手町	○	2,000	6～10月	○	700	34
38	豊山町	○	1,300	9月	○	1,300	23
39	春日町	×			○	1,300	11
40	大口町	○	無料	7～10月	×		
41	扶桑町	○	無料	7～10月	×		
42	七宝町	○	1,000	6～9月	○	500	5
43	美和町	○	1,000	6～9月	○	1,000	6
44	甚目寺町	○	1,000	6～9月	○	1,000	18
45	大治町	○	1,000	6～9月	○	300	19
46	蟹江町	○	1,000	6～9月	○	1,000	7
47	飛島村	○	1,000	6～9月	○	▲	8
48	阿久比町	×			○	無料	19
49	東浦町	○	無料	5, 6, 7, 9, 10月	×		
50	南知多町	×			○	無料	20
51	美浜町	×			○	無料	26
52	武豊町	○	無料	5～6月	○	無料	18
53	一色町	×			○	無料	38
54	吉良町	○	▲	4～5月	○	無料	30
55	幡豆町	○	▲	7月	○	無料	18
56	幸田町	×			○	無料	33
57	三好町	○	無料	6～12月	○	無料	2
58	設楽町	○	▲	9～12月	○	1,500	14
59	東栄町	○	1,400	6～10月	○	1,400	17
60	豊根村	×			○	無料	9
61	音羽町	○	3,000	8～9月	○	無料	1
62	小坂井町	○	1,000	6, 7, 10月	○	1,000	10
63	御津町	○	1,000	5～2月	○	1,000	14

前立腺がん･歯科健診の実施状況

（２００６年１０月１日現在）

※前立腺がん検診は名古屋市、西尾市、常滑市、南知多町、美浜町、東栄町の６市町が未実施。
※前立腺がん検診を無料で受診できるのは個別で田原市、集団で日進市のみである。
※歯周疾患検診はすべての市町村で個別医療機関もしくは集団健診で受診できる。
※歯周疾患検診を無料で受診できるのは個別で２６市町村、集団で２９市町村ある。

前立腺がん

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
1	名古屋市	―		―
2	豊橋市	×	○	×
3	岡崎市	×	×	×
4	一宮市	×	○	―
5	瀬戸市	×	×	―
6	半田市	―		×
7	春日井市	×	○	×
8	豊川市	×	○	×
9	津島市	×	×	―
10	碧南市	×	×	×
11	刈谷市	×	×	※
12	豊田市	×	○	×
13	安城市	×	○	※
14	西尾市	―		―
15	蒲郡市	※	○	―
16	犬山市	×	×	―
17	常滑市	―		―
18	江南市	―		×
19	小牧市	×	○	―
20	稲沢市	×	×	―
21	新城市	―		×

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
22	東海市	×	×	―
23	大府市	―		×
24	知多市	―		×
25	知立市	×	×	×
26	尾張旭市	×	×	―
27	高浜市	×	×	―
28	岩倉市	―		×
29	豊明市	×	×	×
30	日進市	×	×	○
31	田原市	○	×	―
32	愛西市	×	×	×
33	清須市	―		×
34	北名古屋市	―		×
35	弥富市	×	×	―
36	東郷町	×	×	―
37	長久手町	×	×	×
38	豊山町	―		×
39	春日町	―		×
40	大口町	―		×
41	扶桑町	―		×
42	七宝町	×	×	×

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
43	美和町	×	×	×
44	甚目寺町	×	×	×
45	大治町	×	×	×
46	蟹江町	×	×	×
47	飛島村	×	×	×
48	阿久比町	―		×
49	東浦町	―		×
50	南知多町	―		―
51	美浜町	―		―
52	武豊町	―		×
53	一色町	―		×
54	吉良町	※	×	×
55	幡豆町	※	×	×
56	幸田町	―		×
57	三好町	×	○	―
58	設楽町	※	×	×
59	東栄町	―		―
60	豊根村	―		×
61	音羽町	―		×
62	小坂井町	―		×
63	御津町	―		×

歯周疾患

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
1	名古屋市	×	○	―
2	豊橋市	○	○	―
3	岡崎市	―		○
4	一宮市	○	○	―
5	瀬戸市	×	×	×
6	半田市	×	×	
7	春日井市	○	○	○
8	豊川市	×	○	×
9	津島市	×	×	―
10	碧南市	○	○	○
11	刈谷市	○	×	―
12	豊田市	○	○	―
13	安城市	×	○	―
14	西尾市	―		○
15	蒲郡市	○	○	―
16	犬山市	○	○	○
17	常滑市	―		○
18	江南市	○	×	―
19	小牧市	―		○
20	稲沢市	○	×	○
21	新城市	×	×	×

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
22	東海市	×	×	―
23	大府市	―		○
24	知多市	―		○
25	知立市	○	○	○
26	尾張旭市	○	×	―
27	高浜市	○	×	―
28	岩倉市	―		○
29	豊明市	○	×	○
30	日進市	×	○	―
31	田原市	○	○	―
32	愛西市	―		○
33	清須市	○	×	○
34	北名古屋市	×	○	※
35	弥富市	○	○	―
36	東郷町	―		×
37	長久手町	×	×	―
38	豊山町	―		○
39	春日町	―		○
40	大口町	×	○	―
41	扶桑町	○	○	―
42	七宝町	―		○

市町村名		個別医療機関		集団健診
		自己負担	実施期間	自己負担
43	美和町	―		○
44	甚目寺町	―		○
45	大治町	―		○
46	蟹江町	―		○
47	飛島村	×	×	○
48	阿久比町	○	×	―
49	東浦町	○	×	―
50	南知多町	―		○
51	美浜町	―		○
52	武豊町	○	×	―
53	一色町	―		○
54	吉良町	―		○
55	幡豆町	―		○
56	幸田町	○	×	―
57	三好町	×	○	―
58	設楽町	○	○	―
59	東栄町	※	×	―
60	豊根村	―		○
61	音羽町	○	○	―
62	小坂井町	○	○	―
63	御津町	○	×	―

子宮がん･乳がん回数、歯周疾患検診について

（2006年10月1日現在）

※子宮がん検診を毎年受診できるのは40市町村（63．5%）と昨年の53市町村（77．9%）よりも減少した。
※乳がん検診を毎年受診できるのは39市町村（61．9%）である。ただし、美和町･甚目寺町はマンモグラフィーでの検診は2年に1度だが、超音波は毎年受診できる。
※歯周疾患検診で毎年受診できるのは24市町村（38%）である。国基準（40･50･60･70歳の節目年齢）に留まっているのは18市町村（28．6%）。
※子宮がん･乳がんの回数欄は、○印：毎年受診、△印：その他、×：2年に1度

市町村名		子宮がん回数	乳がん回数	歯周疾患		備考
				回数	内容	
合計	○	40	39	42	国基準より拡大	
	△	2	4	18	国基準	
	×	21	20	3	基準に満たない	
1	名古屋市	×	×	国基準		
2	豊橋市	×	×	その他	国基準＋45.55.65歳	
3	岡崎市	×	×	その他	対象は住民健診受診者の内希望者及び人間ドック検診受診者（40歳以上、30代国保加入者）のうち希望者	
4	一宮市	○	○	その他	国基準＋45.55.65歳	
5	瀬戸市	×	×	毎年実施	20歳以上	
6	半田市	○	○	国基準		
7	春日井市	○	○	国基準		
8	豊川市	×	×	国基準		
9	津島市	×	×	その他	40歳から70歳までで過去2年間受診してない方	
10	碧南市	○	○	毎年実施	集団は全年齢層対象	
11	刈谷市	○	○	その他	国基準＋45.55.65.75歳	
12	豊田市	×	×	国基準		
13	安城市	○	○	その他	国基準＋45.55.65歳	
14	西尾市	○	○	毎年実施	40，41歳以上	
15	蒲郡市	×	×	その他	国基準＋45.55歳	
16	犬山市	○	○	その他	国基準＋45歳	
17	常滑市	○	×	その他	国基準＋45.55歳	
18	江南市	○	○	国基準		
19	小牧市	×	×	その他	20歳以上、年7回	
20	稲沢市	○	○	国基準		
21	新城市	○	○	国基準		
22	東海市	○	○	国基準		
23	大府市	○	○	毎年実施		
24	知多市	△	△	その他	40～70歳だが節目に限定していない	
25	知立市	○	○	その他	国基準＋75.80歳	
26	尾張旭市	×	×	その他	国基準＋45.55.65歳	
27	高浜市	○	○	その他	国基準＋45.55.65歳	
28	岩倉市	×	×	毎年実施	30歳以上及び妊婦	
29	豊明市	△	△	その他	国基準＋30歳	
30	日進市	○	○	その他	国基準＋30.35.45.55.65.75歳	
31	田原市	○	○	その他	国基準＋35.45.55歳	

市町村名		子宮がん回数	乳がん回数	歯周疾患		備考
				回数	内容	
32	愛西市	○	○	毎年実施		
33	清須市	○	○	その他	国基準＋45.55歳	
34	北名古屋市	○	○	国基準		
35	弥富市	×	×	その他	20歳以上	
36	東郷町	×	×	その他	国基準＋30歳	
37	長久手町	×	×	国基準		
38	豊山町	○	○	その他	30歳以上対象	
39	春日町	○	○	毎年実施	年齢制限なし	
40	大口町	○	○	その他	国基準＋45.55.65歳	
41	扶桑町	○	○	国基準		
42	七宝町	○	○	毎年実施		
43	美和町	×	△	毎年実施	40歳以上	超音波毎年受診可、マンモは2年に1回
44	甚目寺町	×	△	毎年実施	基本健診受診者	超音波毎年受診可、マンモは2年に1回
45	大治町	×	×	毎年実施	15歳以上の住民	
46	蟹江町	×	×	毎年実施	年齢制限なし	
47	飛島村	○	○	その他	集団30歳以上、個別40歳以上	
48	阿久比町	○	○	国基準		
49	東浦町	○	○	その他	国基準＋45.55.65歳	
50	南知多町	○	○	その他	40.50.60歳のみ	
51	美浜町	○	○	毎年実施	年齢制限なし	
52	武豊町	○	○	国基準		
53	一色町	○	○	毎年実施		
54	吉良町	○	○	毎年実施	16歳以上の希望者	
55	幡豆町	○	○	毎年実施	20歳以上の町民	
56	幸田町	○	○	国基準		
57	三好町	×	×	国基準		
58	設楽町	○	○	国基準		
59	東栄町	○	○	その他	40.50.60歳のみ実施	
60	豊根村	○	○	毎年実施	18歳以上	
61	音羽町	×	×	毎年実施		
62	小坂井町	×	×	国基準		
63	御津町	○	○	その他	40.50歳のみ実施	

意見書提出状況

（２００６年11月現在）

※各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択された２００２年以降の意見書を集計した。
　なお、同趣旨の複数の意見書を採択した場合は、新しい年月を記載している。
※下表以外の意見書の採択
　◇国へ健診充実の意見書：名古屋市(05/7)、豊橋市(05/3)、甚目寺町(05/12)、弥富市(05/12)、飛島村(05/12)
　◇県へ福祉給付金拡大の意見書：名古屋市(06/11)、弥富市(05/12)、甚目寺町(05/12)、飛島村(05/12)

市町村名		国に向けた意見書																県への意見書			
		年金		介護保険		医療		乳幼児医療		障害者自立支援		医師看護師増やせ		消費税・増税反対		自主財源拡大		乳幼児医療		精神障害	
		採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月
合　計		6		21		13		9		12		17		5		21		13		14	
1	名古屋市	○	03/9	○	06/7	○	06/7	○	06/7	○	06/7	○	06/7								
2	豊橋市			○	04/6					○	03/12	○	06/9			○	06/9				
3	岡崎市																				
4	一宮市			○	04/7			○	06/9							○	06/6				
5	瀬戸市																	○	03/10		
6	半田市			○	06/10							○	06/3								
7	春日井市									○	06/4					○	03/9	○	05/10	○	05/10
8	豊川市											○	05/10								
9	津島市											○	06/3			○	05/6	○	06/8		
10	碧南市																				
11	刈谷市																				
12	豊田市			○	06/6	○	06/6					○	06/6			○	05/12	○	05/10	○	05/10
13	安城市																				
14	西尾市											○	06/3								
15	蒲郡市																				
16	犬山市			○	05/11											○	05/6	○	03/10		
17	常滑市											○	05/9								
18	江南市			○	05/6			○	05/6	○	06/9			○	06/3	○	05/6	○	03/10		
19	小牧市																				
20	稲沢市																				
21	新城市											○	05/9								
22	東海市			○	06/10																
23	大府市			○	06/10							○	06/6							○	06/3
24	知多市			○	06/10	○	06/5									○	03/7	○	05/11	○	05/11
25	知立市											○	06/3					○	06/3	○	06/6
26	尾張旭市																				
27	高浜市																				
28	岩倉市																				
29	豊明市			○	04/6			○	05/6	○	06/10					○	04/6	○	05/4		
30	日進市															○	05/12				
31	田原市																				
32	愛西市																				

市町村名		国に向けた意見書																県への意見書			
		年金		介護保険		医療		乳幼児医療		障害者自立支援		医師看護師増やせ		消費税・増税反対		自主財源拡大		乳幼児医療		精神障害	
		採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月	採択	年月
33	清須市																				
34	北名古屋市																				
35	弥富町	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12			○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12
36	東郷町			○	06/5	○	04/6			○	06/5					○	04/12				
37	長久手町									○	05/10					○	03/6				
38	豊山町																				
39	春日町																				
40	大口町																				
41	扶桑町	○	05/1	○	06/10	○	05/1	○	05/1	○	06/10	○	06/3	○	05/1	○	06/10	○	06/10	○	06/10
42	七宝町															○	04/3				
43	美和町	○	02/12	○	02/12	○	02/12					○	06/3							○	06/3
44	甚目寺町	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12			○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12
45	大治町																				
46	蟹江町																				
47	飛島村	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	06/3	○	06/3	○	05/12	○	05/12	○	05/12	○	06/3
48	阿久比町			○	04/12	○	03/5					○	06/6							○	06/3
49	東浦町			○	06/10	○	02/3									○	04/9				
50	南知多町																				
51	美浜町																				
52	武豊町			○	05/3	○	05/3			○	05/3					○	04/12			○	06/3
53	一色町																				
54	吉良町																				
55	幡豆町																				
56	幸田町											○	06/3								
57	三好町																				
58	設楽町											○	06/3							○	06/3
59	東栄町																				
60	豊根村															○	03/6				
61	音羽町			○	02/12	○	03/3	○	03/12												
62	小坂井町															○	04/12				
63	御津町																			○	06/3

2006年9月20日

各市町村町　様

(請願･陳情団体)
愛知自治体キャラバン実行委員会
代 表 者　徳田　秋
名古屋市熱田区沢下町9－7
労働会館東館3階301号
(事務局団体)
愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部

介護･福祉･医療など社会保障の施策充実についての請願･陳情に関する訪問と文書回答･アンケートのお願い

拝啓、時下、貴職におかれましては、住民の生命と健康、暮らしを守るために日夜、ご努力されていることに敬意を表します。

私たちは、日頃から県民のくらし･福祉の充実に向けた運動をすすめていますが、その一環として、別紙趣旨に沿って、例年通り県内全市町村を訪問し、要請することを決めました。ぜひ、請願･陳情項目を実現していただきますようお願いいたします。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、下記日時にお伺いさせていただきたいと思いますので、格段のご配慮をお願いいたします。

また、今回の要望項目につきましては、例年の通り文書回答及びアンケートをお願いさせていただきます。

なお、請願･陳情書は首長･議会議長にそれぞれ同文の内容で送付させていただきました。正式な請願･陳情書は、訪問の際に直接お渡しさせていただきます。

事前にご検討くださいますよう重ねてお願いいたします。

敬具

記

訪問日時　　2006年10月　日(　)　時　分～ 時　分

【懇談要領】

1. 懇談に要する時間は60分程度でお願いいたします。

2. 自治体･議会関係者同席でお受けください。

3. はなはだ恐縮ですが、県内全市町村を訪問しますので、懇談日時の変更は大変困難な点をご理解ください。可能な範囲で責任のある方のご出席をお願いいたします。

4. 懇談の会場が庁舎の外の建物となる場合は、お手数ですが9月30日までにお知らせ下さい。

5. 限られた時間内に効率的に話し合いができるよう、請願･陳情の内容は事前にご検討いただくようお願いいたします。なお、請願･陳情項目のうち、下記項目を懇談の重点として予定していますのでよろしくお願いいたします。(陳情書に★印を付した項目です)

―重点項目―

	項目番号		項目番号		項目番号
1	【2】1.(1)①イ	6	【2】1.(2)⑥	11	【2】5.①･②･③
2	【2】1.(1)②ウ	7	【2】1.(3)	12	【2】6.①
3	【2】1.(1)③	8	【2】2.①･②	13	【2】7.①･②･③
4	【2】1.(1)④ア･イ	9	【2】3.①･③	14	【2】8.④
5	【2】1.(1)⑥イ	10	【2】4.①･②･④		

6. 請願･陳情項目への返事については、お手数ですが、自治体当局から「文書回答」をお願いいたします。

※昨年度は94%の自治体から文書回答をいただきました。自治体キャラバンのまとめを作成する上で、どうしても必要ですのでよろしくご協力をお願いいたします。万一、懇談当日、「請願･陳情項目への文書回答」が間に合わない場合、後日郵送でお願いいたします。

7.「自治体キャラバン請願･陳情項目についてのアンケート」のご協力をお願いいたします。

8. お手数ですが、懇談当日、前項6の「文書回答」、前項7の「アンケート」を、○○部ご準備をお願いいたします。なお、アンケートでお願いしている添付資料は1部で結構です。

※この件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

◎日本自治体労働組合総連合愛知県本部
(〒462-0845 名古屋市北区柳原3丁目7－8
℡052-916-2251･Fax052-916-2308･担当：永井和彦)

◎愛知県保険医協会(愛知県社会保障推進協議会事務局)
(〒466-8655 名古屋市昭和区妙見町19－2
℡052-832-1346･Fax052-834-3584･担当：澤田和男)

以上

2006年10月　日

各市町村長　様
各市町村議会議長　様

(陳情団体)　愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者　徳田　秋
名古屋市熱田区沢下町9－7
労働会館東館3階301号
(事務局団体)　愛知県社会保障推進協議会
議長　徳田　秋
愛知県労働組合総連合
議長　羽根　克明
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長　羽根　克明
新日本婦人の会愛知県本部
会長　水野　磯子

介護･福祉･医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

小泉内閣がすすめた医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差が拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされています。

高齢者は、老年者控除の廃止や公的年金等控除の縮小などで年金収入は増えないのに税負担が増えたことが重なり悲痛な声があがっています。

05年10月からの介護保険施設の居住費や食費の全額自己負担による大幅な負担増の結果、愛知県保険医協会の調査でも負担が増え退所する利用者がでています。

また、06年4月からの介護予防のサービス利用や車いす･介護用ベッドの利用の制限で日常的な移動ができず、閉じこもりになり介護の予防や自立支援から逆行していると言わざるをえない実態もでています。

障害者も06年4月からの障害者自立支援法による「応益負担」は、障害者の福祉サービスの断念･抑制を招き、生活の危機を招いています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守るため以下の事項について改善をおねがいします。

【陳情事項】　－★印が懇談の重点項目です　－

【1】 地方自治法第1条を踏まえて「住民の福祉の増進」を行財政の基本にすえて、医療･介護･福祉など社会保障施策の充実にむけての基本姿勢を堅持してください。

【2】 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1．安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア．介護保険料は、これ以上の引き上げをおこなわず、所得に応じた負担にしてください。

★イ．低所得者に対する保険料の減免制度を実施･拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

ウ．減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

★ウ. 05年10月からの居住費･食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。また、市町村として05年10月以降の経済的理由による介護保険施設の退所者数を明らかにしてください。把握してない場合は、介護保険の影響について実態調査をおこなってください。

★③要支援、要介護1の方に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について独自の制度で継続して利用できるようにしてください。

④地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターの対象地域が広すぎる市町村は、交通の便の良いところに早急に分室を設けてください。

★イ. 介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、地域包括支援センターの人員配置をきちんとおこなってください。

ウ. 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

エ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任をはたせる水準に引き上げてください。

⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設･在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

⑥人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

★イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力･連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

⑦住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

（2）地域支援事業などを活用し、高齢者福祉施策を充実してください。

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

②配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施･増額してください。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助を始めとして多面的な施策を一般財源で実施してください。

★（3）介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。

2．国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

★②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。
③高額医療費や高額介護サービス費などの激変緩和措置については、申請がなくても自動的に実施してください。

3．高齢者医療の充実について

★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。
②福祉給付金制度を70歳から実施してください。
★③福祉給付金の支払いは、現物給付にしてください。当面、自動払いしてください。
④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。

4．子育て支援について

★①小学校卒業まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。
★②妊産婦の無料健診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。
③妊産婦医療費無料制度を新設してください。
★④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

5．国保の改善について

★①国民健康保険の資格証明書や短期保険証の発行を中止し、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。
★②保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し払える保険料（税）にしてください。
★③保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差し押さえなど制裁行政をしないでください。
④加入者の人権やプライバシーを侵害する保険料（税）の通信会社など民間企業への徴収委託はしないでください。
⑤国保の一部負担金の減免制度（国保法第 44 条）を拡充し、市町村や医療機関の窓口に制度の申請用紙とチラシなどを置いてください。規定がない場合は、規定をつくってください。
⑥高額療養費と出産･育児一時金の受領委任払制度を実施してください。
⑦国保法第 58 条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

6．生活保護について

★①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。また、申請権を保障し、救済漏れのないようにしてください。

7．障害者施策の充実について

★①障害者自立支援法による利用者負担増に対し、施設での給食費など実費負担を含め独自の減免制度を設けてください。
★②地域生活支援事業について現行サービスを後退させることのないよう市町村の責任で実施してください。また、利用者負担を軽減するため独自の制度を設けてください。
★③精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、精神疾患以外の医療を含め、医療費を現物給付で無料にしてください。
④障害児施設(入所･通園)の利用料、給食費などの負担をなくしてください。
⑤学齢障害児の児童デイサービスや移動支援などを充実するとともに、利用料負担を軽減してください。

8．健診事業について

①基本健康診査、がん検診、歯周疾患検診の自己負担額を無料にしてください。また、実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年にしてください。集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。

②子宮がん･乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

③前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

★④歯周疾患検診を年1回受けられるようにしてください。少なくとも、老人保健法で定められている40･50･60･70歳の節目年齢においては必ず実施してください。

【3】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書･要望書を提出してください。

1．国に対する意見書･要望書

①年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

②介護保険への国庫負担を増やして、保険料･利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、介護保険施設入所者などへの居住費･食費の利用者負担を元にもどすとともに、軽度者の車いすや介護用ベッドなど福祉用具の取り上げをやめてください。

③医療保険への国庫補助金を増やして、国民および地方自治体の負担を軽減してください。また、条件整備もなく療養病床の廃止･削減をすすめる計画は撤回してください。リハビリの日数制限を撤廃してください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。また、就学援助への国の予算措置を復活し、増額してください。

⑤生活保護に対する基準額を引き上げ、「適正化」など申請に対する締め付けをしないでください。

⑥障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設･事業者に対する報酬単価を改善してください。

⑦健診を保険者任せとせず、国が責任をもって実施してください。子宮がん･乳がん･歯周疾患検診は年1回受けられるようにしてください。

⑧医師、看護師の養成数を増やすとともに、働きやすい条件を確保して医療提供体制を充実してください。

⑨公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などを元にもどし、消費税の引き上げはおこなわないでください。

⑩地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持し、充実させてください。

2．愛知県に対する意見書･要望書

①福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、支払方法を現物給付方式にしてください。

②乳幼児医療費助成制度の対象を就学前まで拡大してください。

③削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

④障害者自立支援法の実施に伴う負担軽減策を設けてください。

⑤精神障害者を現行の障害者医療費助成制度の対象に加え、医療費を無料にしてください。

以上

2006年自治体キャラバン請願･陳情項目についてのアンケート

貴自治体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1. 介護保険及び高齢者福祉施策について

①介護保険料の区分と保険料をご記入ください。

保険料段階	対　象　者	第2期保険料(月額)	第3期保険料(月額)	人数(2006年4月現在)
第1段階				
第2段階				
第3段階				
第4段階				
第5段階				
第6段階				
第7段階				
第8段階				

②介護保険料の市町村独自の軽減･免除措置がありますか。

(　　)ある。　→　2005年度実績 (　　)件 (　　)円

(　　)軽減･減免措置はない。

③利用料の市町村独自の軽減･免除措置がありますか。

(　　)ある。　→　2005年度実績 (　　)件 (　　)円

(　　)軽減･減免措置はない。

④高額介護サービスの払い戻しを自動払いで実施していますか。

(　　)実施している。→(実施年月　　) 2005年度実績:(　　)件、金額(　　)円

(　　)実施を予定している。→(実施予定年月日　　)

(　　)検討中である。　(　　)実施の予定がない。

⑤介護保険施設入所者のうち、食費･居住費の全額負担の影響による退所者数　(　　)人

⑥軽度者の特殊寝台･車いすの給付について

	特殊寝台	車いす
2006年4月1日現在の給付件数		
2006年10月1日現在の給付件数		
2006年4月1日から9月30日までの間に、給付が中止された件数		

⑦地域包括支援センターについて

1) 民間に委託した場合の委託料　年(　　)円

2) 介護予防ケアプランを民間事業者に委託した場合の委託料　1件当たり(　　)円

⑧2005年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。　(　　)件

⑨特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。　(　　)人(　　年　　月現在)

⑩地域密着型サービスの実施状況及び計画をご記入ください。

⑪住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(　　)実施している。　→　(2005年度の実績:　　)件

(　　)実施を予定している。　→　(実施予定年月日　　)

(　　)検討中である。　(　　)実施の予定がない。

⑫福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(　　)実施している。　→　(2005年度の実績:　　)件

(　　)実施を予定している。　→　(実施予定年月日　　)

(　　)検討中である。　(　　)実施の予定がない。

⑬高齢者福祉施策について

1) 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(　)実施している　(　)していない
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2005年度)	総延べ食事数(　　)食÷年間配食日数(　　)日 ＝1日当たり平均(　　)食
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	(　)実施している　(　)していない
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者実数(2005年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

2) 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(　)実施している　(　)していない
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2005年度)	

3) 市町村独自の介護手当の支給状況について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

支給の有無	(　)支給している　(　)支給していない		
手当の名称			
支給対象者			
支給要件(介護度・介護期間・所得制限など)			
支給年額	1人当たり　年額　　円	支給人数(2005年度実数)	人

4) 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(　)助成制度がある　(　)助成制度はない		
制度内容	(　)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2005年度)		
	(　)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額	利用者実数(2005年度)	

⑭巡回バス・福祉バスは実施していますか。

(　)実施している。→ 利用料(1回　　円)　　(　)実施していない。

⑮宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。

(　)助成している。→1施設当たり助成額　月額(　　)円　又は　年額(　　)円
又は　1回限り(　　)円
→ 助成カ所数(　　)カ所

(　)助成していない。

⑯介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2005年度実績)は　　(　　)枚

2) 障害者控除の認定申請を促す通知を送付していますか。

(　)送付している。→2005年度(　　)件　　(　)送付していない。

3) 認定書の発行の条件

(　)介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している。
(　)医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している。
(　)介護認定時の主治医の意見書で判断している。
(　)次のような方法で判断している。(　　)

2．税制改正に伴う負担増の軽減措置

①税制改正の影響で、前年に非課税で、2006年度に新たに課税世帯になった世帯数は（　　）世帯

②税制改正の影響による住民税の2006年度増加見込額をお書きください。（　　）円

③国の税制改正に伴う負担増について、市町村独自の軽減措置を実施していますか。

（　）市町村独自の軽減措置を実施している。（実施内容をご記入ください。）

（　）市町村独自の軽減措置を実施していない。

3．高齢者医療について　（2006年10月1日現在）

①高齢者への医療費助成制度を市町村独自に実施していますか。実施している場合はその内容をご記入ください。（福祉給付金で実施しているものは、下記②にご記入ください。）

②福祉給付金制度について、愛知県の補助基準を上回る内容（対象年齢など）を実施している場合はその内容をご記入ください。

③福祉給付金の払い戻しを自動払いで実施していますか。

（　　）実施している。→（実施年月　　）　2005年度の実績：（　　）件、金額（　　）円

（　　）実施予定。→（予定年月日　　）　（　　）検討中　（　　）実施の予定がない。

④老人保健受給者について

1）次の受給者数などをご記入ください。

	老人保健受給者数	現役並み所得者数	現役並み所得者の内、申請すれば一般に戻る高齢者数
2005年8月1日現在			
2006年8月1日現在			

2）老人保健の現役並み所得者の認定を、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者は、申請がなくても「現役並み所得者」から除く取り扱いをしていますか。

（　　）実施している。　（　　）検討中　（　　）実施の予定がない。

3）前記2）の対象世帯に、申請を促す通知及び申請書を送付していますか。

（　）通知・申請書とも送付している。　（　）通知のみ送付している。　（　）送付していない。

4．子育て支援について　（2006年10月1日現在）

①乳幼児医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。（対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など）

②妊産婦健診（歯科検診を除く）の無料回数は何回ですか。（　　）回　　妊婦歯科検診（　　）回

③妊産婦医療費助成制度を実施していますか。

（　）実施している。　→　助成内容（　　）

（　）検討中　　（　）実施の予定がない。

④就学援助

1）就学援助の対象基準をご記入ください。

2）申請の受付は　（　）学校で受け付ける。　（　）役所で受け付ける。　（　）どちらでも受け付ける

5．国民健康保険について（2006年10月1日現在）

①資格証明書

1）資格証明書は発行していますか。（　）発行していない。（　）発行している。→（　　）世帯

2）資格証明書を発行している場合、発行に当たっては、面接を実施していますか。

（　）必ず面談している。　（　）面談がなくても交付する場合がある。

（　）その他［　　］

3）資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。

（　）国の基準どおり実施している。

（　）独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している。

［福祉医療の対象者、病弱者　　］

②短期保険証

1）発行期間別の発行枚数

・1カ月以内（　　）枚　・2カ月（　　）枚　・3カ月（　　）枚　・4カ月（　　）枚

・5カ月（　　）枚　・6カ月（　　）枚　・1年（　　）枚

・その他（　　）

2）短期保険証発行の基準をご記入ください。

3）短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

（　）通常の保険証と同じ。

（　）次の表示をして通常の保険証と区分している。

→　表記している文字・マークなど（　　）　※例：㊦のゴム印など

③保険料（税）滞納者への差し押さえ件数・金額をご記入ください。（2005年度）

（　　）

④保険料（税）の民間への徴収委託をしていますか。

（　）民間委託はしていない。　（　）民間に委託している。→委託先名（　　）

⑤国民健康保険法第44条の一部負担減免制度がありますか？ある場合はその内容をご記入ください。

実施の有無	（　）実施している　（　）実施していない		
減免対象者			
2005年度の減免件数	件	減免金額	円

⑥高額療養費の受領委任払い制度について

（　）実施している。→（2005年度実績：　　）件　（　）検討中　（　）実施の予定がない。

⑦出産育児一時金の受領委任払い制度ついて

（　）実施している。→（2005年度実績：　　）件　（　）検討中　（　）実施の予定がない。

6．生活保護について

年　度	相談件数	申請件数	被保護世帯数
2004年度			
2005年度			

7．障害者施策について（2006年10月1日現在）

①障害者自立支援法及び地域生活支援事業への市町村独自の軽減策は実施していますか。

（　）実施している。※実施内容は次のとおり

（　）実施を予定している。→（実施予定年月日　　）　※実施予定内容は次のとおり

（　）検討中である。　（　）実施の予定がない。

8．健診事業について （2006年度）

①自己負担金･実施期間･実施方式

健診（検診）の種類			実施方式	個別医療機関委託		集団健診（検診）	
				自己負担	実施期間	自己負担	実施回数
基本健診			個別･集団				
がん検診	胃がん		個別･集団				
	大腸がん		個別･集団				
	肺がん		個別･集団				
	子宮がん		個別･集団				
	乳がん	超音波	個別･集団				
		マンモグラフィー	個別･集団				
	前立腺がん		個別･集団				
歯周疾患			個別･集団				

②子宮がん検診の実施回数　（　）年1回　（　）2年に1回　（　）その他

③乳がん検診の実施回数　（　）年1回　（　）2年に1回　（　）その他

④歯周疾患検診の対象年齢･回数　（　）年1回　（　）国基準どおり　（　）その他（　　）

9．国又は愛知県に対して既に意見書･要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2005年9月以降の提出分をご記入ください。但し、国への⑥は最近3年以内をご記入ください。

	意見書･要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書･要望書	年　月　日
	②介護保険の改善を求める意見書･要望書	年　月　日
	③医療保険への国庫負担の増額などを求める意見書･要望書	年　月　日
	④就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書･要望書	年　月　日
	⑤障害者施策に適切な補助などを求める意見書･要望書	年　月　日
	⑥医師･看護師の確保などを求める意見書･要望書	年　月　日
	⑦消費税率引き上げ･増税反対に関する意見書･要望書	年　月　日
	⑧税源移譲での自主財源拡大などを求める意見書･要望書	年　月　日
県	①福祉給付金の対象拡大又は現物給付を求める意見書･要望書	年　月　日
	②乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大を求める意見書･要望書	年　月　日
	③精神障害者の医療費助成制度を求める意見書･要望書	年　月　日

10．次の資料（各1部）の添付をお願い致します。

①介護保険に関する条例･要綱

②就学援助に関する要綱･父母向けの案内文書

③国保一部負担金の減免に関する条例･要綱･諸様式一式　（昨年頂いた市町村は結構です）

※昨年頂いた場合でも、その後、変更されている場合は添付をお願いします。

前記「9」に関する国又は県に提出した意見書･要望書の写し（2005年9月以降の提出分）

☆ご協力ありがとうございました。

自治体キャラバンコース表

ｺｰｽ	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加者人数	団　長	事務局長
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/17	七宝町	11:00～12:00	12	年金者組合	名古屋市職労
			(火)	大治町	13:30～14:30	10		
				甚目寺町	15:00～16:00	14		
	年金者組合	名古屋市職労	10/18	愛西市	9:00～10:00	17	年金者組合	年金者組合
			(水)	弥富市	11:00～12:00	16		
				蟹江町	14:00～15:00	13		
				飛島村	16:00～17:00	8		
	一宮社保協	名古屋市職労	10/19	一宮市	9:30～11:00	26	一宮社保協	一宮社保協
			(木)	稲沢市	13:00～14:00	23		
				美和町	15:00～16:00	10		
第2	自治労連	自治労連	10/17	清須市	10:30～11:30	11	自治労連	自治労連
			(火)	春日町	13:00～14:00	7		
				北名古屋市	14:30～15:30	8		
	自治労連	自治労連	10/18	豊山町	10:00～11:00	11	自治労連	自治労連
			(水)	小牧市	13:00～14:00	15		
				大口町	14:30～15:30	11		
	民医連	自治労連	10/19	岩倉市	9:30～10:30	20	年金者組合	民医連
			(木)	江南市	11:00～12:00	21		
				扶桑町	13:30～14:30	14		
				犬山市	15:00～16:00	20		
	自治労連	自治労連	10/20	春日井市	10:30～11:30	43	自治労連	自治労連
			(金)	尾張旭市	13:00～14:00	21		
				瀬戸市	15:00～16:00	20		
第3	社保協	保険医協会	10/17	長久手町	9:00～10:00	12	医労連	保険医協会
			(火)	日進市	11:00～12:00	21		
				東郷町	13:30～14:30	16		
				豊明市	15:30～16:30	19		
	社保協	保険医協会	10/18	東浦町	9:00～10:00	13	民医連	民医連
			(水)	大府市	11:00～12:00	17		
				東海市	13:30～15:00	33		
				知多市	16:00～17:00	19		
	社保協	保険医協会	10/19	阿久比町	10:00～11:00	8	民医連	保険医協会
			(木)	半田市	13:00～14:00	14		
				武豊町	15:00～16:00	9		
	社保協	保険医協会	10/20	常滑市	10:00～11:00	17	社保協	保険医協会
			(金)	美浜町	13:00～14:00	10		
				南知多町	15:00～16:00	7		

ｺｰｽ	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加者人数	団　長	事務局長
第4	新婦人	愛労連	10/17 (火)	豊田市	9:30～11:00	14	新婦人	新婦人
				三好町	13:00～14:00	10		
				知立市	15:00～16:00	11		
	愛労連	愛労連	10/18 (水)	刈谷市	10:00～11:00	9	愛労連	愛労連
				高浜市	13:00～14:00	7		
				碧南市	15:00～16:00	9		
	愛労連	愛労連	10/19 (木)	岡崎市	13:00～14:00	20	愛労連	愛労連
				安城市	15:00～16:00	10		
	愛労連	愛労連	10/20 (金)	幡豆町	11:00～12:00	6	愛労連	愛労連
				吉良町	14:00～15:00	7		
				一色町	16:00～17:00	7		
第5	自治労連	豊橋市職労	10/17 (火)	豊川市	10:30～11:30	17	東三河労連	自治労連
				豊橋市	13:00～14:00	28		
				田原市	15:00～16:00	13		
	自治労連	豊橋市職労	10/18 (水)	新城市	9:00～10:00	10	4団体	4団体
				東栄町	11:00～12:00	10		
				豊根村	14:00～15:00	11		
				設楽町	16:00～17:00	13		
	自治労連	豊橋市職労	10/19 (木)	小坂井町	9:30～10:30	13	自治労連	東三河労連
				御津町	11:00～12:00	12		
				蒲郡市	13:30～14:30	17		蒲郡社保協

別枠	社保協	保険医協会	10/24 (火)	西尾市	10:00～11:00	16	社保協	民医連
				幸田町	13:00～14:00	9		
				津島市	16:00～17:00	15		

2006年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首長	助役	他	議会	合計
第1コース																			
17日	七宝町	1		1	3	1				5		1		12	1		4	2	7
	大治町	1			1	1				5		1	1	10			5		5
	甚目寺町	1			1	6				5			1	14			9	1	10
18日	愛西市	1		3	2	7				1		1	2	17		1	9	3	13
	弥富市	2		2	1	6				1			4	16			12	1	13
	蟹江町	1	1	2	1	6				1			1	13			7	1	8
	飛島村	1			1	4				1			1	8			6	1	7
19日	一宮市	1	4	3	2	9				1	1	3	2	26			12	1	13
	稲沢市	1	2	2	5	5				1	1	1	5	23			5	1	6
	美和町	1	2		1	3				1	1		1	10		1	5	2	8
24日	津島市	1	1	2	5	3						1	2	15			10	1	11
小計		12	10	15	23	51	0	0	0	22	3	8	20	164	1	2	84	14	101
第2コース																			
17日	清須市	1		2	1	2			4				1	11			7		7
	春日町	1			1	2			3					7			3	1	4
	北名古屋市	1			1	2			3				1	8			7		7
18日	豊山町	2	3			2			2			1	1	11			4	1	5
	小牧市	2	3	1		4		2	2				1	15			6	1	7
	大口町	2	3		1	2			2				1	11			5	1	6
19日	岩倉市	2	3	4	2	5			2			1	1	20			8	2	10
	江南市	2	2	5	4	3			2				3	21		1	14	1	16
	扶桑町	2	2		2	4			2				2	14	1		4	1	6
	犬山市	3	2	3	1	6			2				3	20		1	7	1	9
20日	春日井市	1	3	3	4	8		3	4			16	1	43			9	1	10
	尾張旭市	2	3	3	2	4			4		1		2	21			11		11
	瀬戸市	1	1	4		4			4			3	3	20			7	1	8
小計		22	25	25	19	48	0	5	36	0	1	21	20	222	1	2	92	11	106
第3コース																			
17日	長久手町	2			1	1			5		2		1	12			8	1	9
	日進市	2			1	7			5		3	1	2	21			8	1	9
	東郷町	3		1	1	2			5		3		1	16			7		7
	豊明市	3	1		1	5			3		3	2	1	19			9	1	10
18日	東浦町	2	4		1				4			1	1	13			7		7
	大府市	2	4	1	2	2			4			1	1	17			9	1	10
	東海市	2	5	2	1	6		1	4		1	8	3	33			8	1	9
	知多市	2	5	2	1	2			4		1	1	1	19			10	1	11
19日	阿久比町	4	1					1	2					8			7		7
	半田市	4	2	1	1			1	2				3	14			19		19
	武豊町	4	1					1	2				1	9			9	1	10
20日	常滑市	2		3	3			1	3			5		17			11	1	12
	美浜町	2							4			3	1	10			4	1	5
	南知多町	2							4			1		7			4		4
小計		36	23	10	13	25	0	5	51	0	13	23	16	215	0	0	120	9	129

訪問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首長	助役	他	議会	合計
第4コース																			
17日	豊田市	1		7		2		1				2	1	14			13	1	14
	三好町	1		6		1		1					1	10			6		6
	知立市	1		6									4	11			12	2	14
18日	刈谷市	2				2	2					1	2	9			16	2	18
	高浜市	2					2						3	7			7	1	8
	碧南市	1					2		3				3	9			11	1	12
19日	岡崎市	2		4	1	6	3					2	2	20			15		15
	安城市	2		2		2	2					2		10			6	1	7
20日	幡豆町	1			1		3					1		6			8		8
	吉良町	1			1	1	3					1		7			5	1	6
	一色町	1			1		3						2	7			5	1	6
24日	西尾市	1	1	3	2	6						1	2	16			15	1	16
	幸田町	1	1	2				1	2			1	1	9			9	1	10
小計		17	2	30	6	20	20	3	5	0	0	11	21	135	0	0	128	12	140
第5コース																			
17日	豊川市	1		2	2	2		2	7				1	17			8	1	9
	豊橋市	1		3	2	7		3	8			2	2	28			11		11
	田原市	1			1	4		2	4				1	13			11	1	12
18日	新城市	1					1	2	5			1		10			8	1	9
	東栄町	1					1	2	5				1	10			2		2
	豊根村	1					1	2	6			1		11		1	2		3
	設楽町	1					1	2	6			2	1	13			2		2
19日	小坂井町	1			2			4	4				2	13		1	8	1	10
	御津町	1			2	1		3	4				1	12			4		4
	蒲郡市	1			2	3		3	6				2	17			7	1	8
小計		10	0	5	11	17	4	25	55	0	0	6	11	144	0	2	63	5	70
総数		97	60	85	72	161	24	38	147	22	17	69	88	880	2	6	487	51	546

＊その他は、春日井市の8団体連絡会、介護の会、地域社保協など

アンケート・当局の文書回答などの集約状況

◎印：懇談当日までに回答のあった自治体　　（２００６年１２月１０日現在）

市町村名		アンケート	文書回答（２００６年）	文書回答（２００５年）	文書回答（２００４年）	請願	修正提出
合　計		63/63	60/62	62/66	69/87	12	11
（回答率）		100%	97%	94%	79%		―
1	名古屋市	◎	◎	○	○		○
2	豊橋市	◎	◎				
3	岡崎市	○	○	○	○	○	○
4	一宮市	◎	◎	○	○		
5	瀬戸市	◎	◎	○	○		
6	半田市	◎	◎	○	○		
7	春日井市	◎	◎	○	○		
8	豊川市	◎	◎	○	○		
9	津島市	◎	◎	○	○		
10	碧南市	◎	◎	○	○		
11	刈谷市	○	○	○		○	○
12	豊田市	◎				○	
13	安城市	◎	◎	○			
14	西尾市	◎	◎	○	○		
15	蒲郡市	◎	◎	○	○		
16	犬山市	◎	◎	○	○		
17	常滑市	◎	◎		○		
18	江南市	◎	◎	○			
19	小牧市	◎	○	○	○		
20	稲沢市	◎	◎	○	○	○	
21	新城市	◎	◎	○	○		
22	東海市	◎	◎	○	○		
23	大府市	◎	◎	○	○		
24	知多市	◎	◎	○	○		
25	知立市	◎	◎	○	○		○
26	尾張旭市	◎	◎	○	○		
27	高浜市	◎	◎	○	○		○
28	岩倉市	◎	◎	○	○	○	○
29	豊明市	◎	◎	○	○	○	○
30	日進市	◎	◎	○		○	○
31	田原市	◎	◎	○			
32	愛西市	◎	○	○			
33	清須市	◎	◎				
34	北名古屋市	◎	◎				○
35	弥富市	◎	◎	○	○		

市町村名		アンケート	文書回答 (2006年)	文書回答 (2005年)	文書回答 (2004年)	請願	修正提出
36	東郷町	◎	◎	○	○	○	○
37	長久手町	◎	◎	○	○	○	
38	豊山町	◎	◎	○	○		
39	春日町	◎	◎	○	○	○	
40	大口町	◎	◎	○	○		
41	扶桑町	◎	◎	○	○		
42	七宝町	◎	○	○	○		
43	美和町	◎	◎	○	○		○
44	甚目寺町	◎	◎	○	○	○	
45	大治町	◎	◎	○			
46	蟹江町	◎	◎	○	○		
47	飛島村	◎	◎	○	○		
48	阿久比町	○	◎	○	○		
49	東浦町	◎	◎	○	○		
50	南知多町	◎	◎	○	○		
51	美浜町	◎	◎	○	○		
52	武豊町	◎	◎	○	○		
53	一色町	◎	◎	○	○		
54	吉良町	◎	◎	○	○		
55	幡豆町	◎	○	○	○		
56	幸田町	◎	◎	○	○		
57	三好町	◎				○	
58	設楽町	◎	○	○	○		
59	東栄町	◎	◎	○	○		
60	豊根村	◎	○	○			
61	音羽町	◎	―	○	○		
62	小坂井町	◎	◎	○	○		
63	御津町	◎	◎	○	○		

愛知社保協と愛知県との懇談の報告

2006年11月29日(水)午後2時～4時　於:自治センター5階北研修室

【愛知県】14人　岩井(健康福祉総務課･課長補佐)、榊原(同･主事)、青柳(地域福祉課･主任主査)、岩瀬(児童家庭課･主任主査)、鬼頭(高齢福祉課･課長補佐)、渡辺(同･主査)、上田(同･課長補佐)、市川(同･課長補佐)、小倉(障害福祉課･課長補佐)、河合(同･課長補佐)、安藤(同主任主査)、阿部(健康対策課･主査)、横井(医務国保課･主任)、山田(医務国保課)

【社保協】28人　愛知介護の会(1)、愛商連(3)、愛障協(3)、自治労連(2)、名古屋市職員労働組合(2)、瀬戸市職員労働組合(1)、愛労連(1)、年金者組合(4)、保険医協会(4)、新婦人(1)、民医連(1)、北医療生協(1)、社保協(1)、愛知県難病団体連合会(2)、その他(1)

久保田副議長挨拶:

本日はお忙しい中、懇談を開いていただきありがとうございます。陳情の趣旨にも書かせていただいたが、高齢者･障害者の医療･税金に関わる問題が大きくなっている。私どもが9月に開いた電話相談では例年の4倍にのぼる電話がかかってきた。相談内容の多くは医療や介護の負担で生活が成り立たない、何とかならないかというものだった。県民の悲痛な叫びが聞こえてくる。国が制度改悪をしてくる中で、県民を守る防波堤としての役割を発揮していただきたいと願っている。住民の要求に応える立場での回答も期待している。

現在、地域医療の崩壊が進んでいると言われている。地方の自治体から産婦人科がなくなった、看護師不足の深刻化など起こっている。2008年度には医療制度改革が待っている。

本日の懇談がお互いにとって実りあるものとなりますようお願いする。

懇談での発言(○:社保協側、●:愛知県側)

1．介護保険について

【車イス･介護ベッド取り上げ】

○車イス･介護ベッドの取り上げについて聞きたい。車イスだけでなく介護ベッドも状態によっては貸せるのか。94歳の女性の例だが、介護保険から外されて自己負担が950円から9500円になってしまった。電動ベッドだったのでモーターを外せば3700円ということだった。今まで950円だったのが3700円になった。介護ベッドだから起き上がることができ、夜も一人でトイレに行ける。介護ベッドを取り上げられ、布団になれば一人では起き上がれない。なぜ高齢者をいじめるのか。介護ベッドが認定によって借りられないというのは全国的に起こってきている問題だ。

●介護保険の今回の改定はメリハリが付けられている。介護のやり過ぎが自立できる力を奪っている事もある。お尋ねの件だが、車イスだけでなく介護ベッドでも例外はあるが、自立支援が介護サービスの柱であり、プラン設定がどうなっているのかが問題。設定がおかしいと思ったら再認定にかけてほしい。

○例外に該当しなくても借りられるように検討して欲しい。

●様子を見たい。問題意識は持っている。

○介護ベッドを借りる事が不適切とは限らない人が取り上げられている。一度調査をして欲しい。

●国が調査を開始した。保険者に対し、事例の照会をしており、その結果を待ちたい。

○国に言っている間にも苦しんでいる人は出てくる。そこを助けて欲しい。

【ヘルパー･ケアマネの研修】

○ヘルパーに対する研修についてだが、ケアマネはきっちりと書いてあるが、ヘルパーに対する研修は名古屋市でもやってないのではないか。名古屋市社協でも3000人の登録があり現場でも人数は多いと思う。

●ヘルパーの研修は県でもやっている。来年度以降もやる。

○人数と比べて実施回数が少ない。全体のレベルアップのために回数を増やすことをお願いしたい。

【2005年10月以降の経済的理由による介護保険施設からの退所者数】

○2005年10月以降の経済的理由による介護施設からの退所者数だが、介護保険3施設で合計121人(介護老人福祉施設4人、介護老人保健施設90人、介護療養型医療施設27人)となっているが、これは全ての施設で調査をした数なのか。

●特別養護老人ホーム173／176(98．3%)、老人保健施設120／148(81．1%)、介護療養型医療施設92／114(80．7%)、合計で385／438(87．9%)の施設から回答を得ている。

【介護労働者の処遇について】

○介護労働者の問題は労基署にという回答だったと思うが、対応はしないのか。

●介護課では答えられない。
○介護保険事業者に指導することはできるのではないか。サービス残業があるとか有給休暇がないとか、法律の範囲だから指導できるはずだ。そういう機会を持てということだ。
●年1回事業者講習会を行っているのでそこで意向に沿うようにしたいと思う。

【要介護認定者の障害者認定書発行】
○介護認定者の障害者認定書の事だが、自動的に発行するなどの指導をしてほしい。
●方法論に対する指導は要望として聞く。制度の周知はしていきたい。

【介護情報公表手数料】
○情報公開の義務付けに伴う介護情報公表手数料は公費負担すべきでないか。
●介護報酬改定でこの事業を考慮したとの説明を聞いている。
○介護報酬のどの部分に入っているのか。
●その内訳までは聞いていない。

2．税制改革
○増税に関する抗議が市町村の担当に何件行ったかの資料が欲しい。
●県ではそういった資料は持っていない。

3．高齢者医療
【福祉給付金自動払い】
○福祉給付金は県のレベルで自動払いを実施して欲しい。小さな市町村への対応を考えてほしい。
●自動払いの状況は県でも調べている。検討中の自治体も把握している。福祉給付金の支払いは市町村の対応なので、県として強制はできない。

【老人保健の「現役並み所得者」の取り扱い】
○この制度で申請漏れなどは大変なことになる。1割払えば済む所を3割も払えと。145万円を把握して3割の証を発行できるなら、383万円、520万円も把握できるはずだ。指導をお願いしたい。
●市町村によっては個人情報保護法の関係で、課同士のつながりがないところもあり、担当課のつながりが薄いところはできていない。
○対象者は自治体で分かっているのだから、ぜひ自動適用して欲しい。
●できる限りは把握し適正に対処するように指導したい。

4．子育て支援
○妊産婦健診についてでだが、県として無料回数を増やして欲しい。
●あくまで市町村の判断で実施するものと考えている。
○子どもの医療費無料化だが、市町村が頑張っている。県でもぜひ小学校卒業までやってほしい。
●いろいろ案を検討中である。

5．国保
【基本的考え方】
○キャラバンで全市町村と懇談したが、「相互扶助」「負担の公平」の考えに基づいて国保を運営している市町村がある。「相互扶助」という文言は現在の国保法にはどこにも書かれていない。県としてどう考えているのか。昭和13年に出された旧条文には記載されているが、現在はないのだから撤回の指導を。
●分かりました。

【短期保険証・資格証明書について】
○短期保険証の事だが、機関が1カ月となっているものが2000枚以上発行されている。「受診遅れで死亡」の中日の記事を見ているとは思うが、持っているのが短期証であれば病院には行きづらい。㊟のゴム印が押された証を持っていると恥ずかしいという思いも生まれる。この見せしめのような措置が9市町村でやられているので是正をお願いしたい。
●短期保険証は実情に応じて、納付相談の機会を設けていると思う。短期証の特別な表示は理由を聞き、必要なければ無くすよう指導したい。
○資格証明書で我慢に我慢を重ねたあげくに救急車で運ばれてきた結腸がんの患者が死亡する事例が生まれている。負担能力のない人にまで資格者証を発行しているのではないか。

【差し押さえ・未交付保険証について】
○滞納差し押さえの事だが、1件で1，101円とか6，491円とか、むしり取るような対応がされている。どう考えるのか。
●差し押さえの金額は県では把握していないし、内容も分からない。
○保険証の未交付の枚数を教えてもらいたい。
●県では把握していない。
【一部負担減免制度】
○我々は医療を受ける機会を奪われている。国保法44条の減免も窓口に申請用紙がない、病院に行こうにも一部負担金が払えないから行けない。44条を勉強中という自治体がある。どういうことか。
●規定を設けるよう指導していきたい。
○昨年も同じような回答だったが、今年の交渉でも昨年同様「できる規定だからやらない」と答えている自治体がある。本当にきちんと指導しているのか疑問だ。

6．障害者施策

○利用者負担の減免をやって欲しい。
●給食費負担の独自軽減措置は考えていない。
○低所得者は食べていけないほどの低所得者もいる。
●どの部分にどのくらい出すかは予算編成中なので言えないが、何らかの対応を検討中である。
○精神障害者の件だが、昨年も慎重に検討するという答えだった。意見書が市町村から来ていると思うが、件として制度を作るべきだ。
●意見書が出ていることは認識している。前向きに検討する。
○精神障害者を障害者医療に入れて欲しい。

7．国に対する要望に対する県の認識

○看護師は一定数は確保されているという回答だったがどういうことか。
●養成数は足りるという意味で答えた。だが、現在は絶対数は足りないと思う。短期で辞める人などもいる。

以上

発　行：愛知自治体キャラバン実行委員会　代表者　徳田 秋
(事務局団体)愛知県社会保障推進協議会
愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部
新日本婦人の会愛知県本部
連絡先：名古屋市熱田区沢下町９－７　労働会館東館３階３０１号
愛知県社会保障推進協議会　(〒456-0006)
電話　052-889-6921　fax　052-889-6931
発行日：２００６年１２月１９日